

工卜3R-96



秋村龍野
吉澤
外史
外史

龍野
吉澤
合著

國威篇
神代紀

發兌

東京
丸善
會社
書店



志賀 龍川 著

日本建國之真相

實價拾五錢
郵稅二錢

近世諸科學ノ原理ニ鑑ミテ、東洋史上ノ數大疑問ヲ證明シ、和漢洋諸大家ノ說ヲ精確ニ考究シテ、純正眞美ノ日本建國說ヲ發見セリ、日本民族史タリ、日本版圖消長論タリ、日支韓關係由來論タリ、東亞霸權ノ由來史タリ、西濠米三大陸ニ對スル日本民族ノ緣故史タリ、立證ニ由レハ神都高天之原ハ、支那東京地方ナリ、蓬萊山ハ亞米利加洲タリ、浦島太郎ハ亞米利加發見者ナリ、天之梯立ハ造船所ノ遺跡ナリ、日本民族ハ廣東民族ノ一派ナリ、日本語ハ馬來語廣東語ニ關係アリ、南洋及朝鮮經營ノ諸領將アリ、垂仁帝安南征伐ノ企圖アリ、由來日本ノ膨張本領アリ、大々的の日本經濟ノ系統ヲ舉示シテ、日本民族ノ大義務ニ及ビリ、

新聞雜誌ノ好評
考證ヲ博クシ、科學ノ原理ヲ應用シテ一新說ヲ創見セリトイフ名譽ハ、著者ガ當

然當其抑屈 生四十七人 乃知人雖亡 英靈未常氓
 或狗天目山 幽囚不忘君 承平二百載 斯氣常獲伸
 或伴櫻井驛 遺訓何慇懃 或守伏見城 一身當萬軍
 芳野戰酣日 又代帝子屯 或投鎌倉窟 憂憤正愼々
 忽起西海颶 怒濤殲妖氛 志賀月明夜 陽爲鳳登巡
 清丸昔用之 妖僧肝膽寒 忽揮龍口劍 虜使頭足分
 乃助明主斷 燄々焚伽藍 中郎嘗以之 宗社盤石安
 不世無汗隆 正氣時吐光 乃參大連議 侃々排罌罍
 神州誰君臨 振古有天皇 皇風洽六合 明德伴太陽
 凝爲百鍊鐵 銳利可割整 蓋臣皆熊羆 武夫盡好仇
 注爲大瀛水 洋々環八洲 發爲萬朶櫻 衆芳難與儔
 天地正大氣 粹然鍾神州 秀爲不二嶽 巍々聳千秋

發兌元 丸善株式會社書店

考證精密。識見卓絕。立論奇核。着眼新奇。阿世の雜史と撰を
 果にす。文武の識者幸に一閱を賜へ。

然當其抑屈 生四十七人 乃知人雖亡 英靈未常氓
 或狗天目山 幽囚不忘君 承平二百載 斯氣常獲伸
 或伴櫻井驛 遺訓何慇懃 或守伏見城 一身當萬軍
 芳野戰酣日 又代帝子屯 或投鎌倉窟 憂憤正愼々
 忽起西海颶 怒濤殲妖氛 志賀月明夜 陽爲鳳登巡
 清丸昔用之 妖僧肝膽寒 忽揮龍口劍 虜使頭足分
 乃助明主斷 燄々焚伽藍 中郎嘗以之 宗社盤石安
 不世無汗隆 正氣時吐光 乃參大連議 侃々排罌罍
 神州誰君臨 振古有天皇 皇風洽六合 明德伴太陽
 凝爲百鍊鐵 銳利可割整 蓋臣皆熊羆 武夫盡好仇
 注爲大瀛水 洋々環八洲 發爲萬朶櫻 衆芳難與儔
 天地正大氣 粹然鍾神州 秀爲不二嶽 巍々聳千秋

天地正大氣	粹然鍾神州	秀為不二嶽	巍々聳千秋
注為大瀨水	洋々環八洲	發為萬朶櫻	衆芳難與儔
凝為百鍊鐵	銳利可割整	盡臣皆熊羆	武夫盡好仇
神州誰君臨	振古有天皇	皇風洽六合	明德侔太陽
不世無汗隆	正氣時吐光	乃參大連議	侃々排黜曷
乃助明主斷	餒々焚伽藍	中郎嘗以之	宗社盤石安
清丸嘗用之	妖僧肝膽寒	忽揮龍口劍	虜使頭足分
忽起西海颶	怒濤殲妖氛	志賀月明夜	陽為風聲巡
芳野戰酣日	又代帝子屯	或投鎌倉窟	憂憤正愰々
或伴櫻井驛	遺訓何慙慙	或守伏見城	一身當萬軍
或狗天目山	幽囚不忘君	承平二百載	斯氣常獲伸
然當其抑屈	生四十七人	乃知人雖亡	英靈未常悞

長在天地間	凜然叙禁倫	誰能扶持之	卓立東海濱
忠誠尊皇室	孝敬事天神	脩文兼奮武	誓欲清胡塵
一朝國步艱	邦君身先淪	頑頓不知機	罪戾及孤臣
孤臣困葛藟	君冤向誰陳	孤子遠墳墓	何以報先親
在苒二周星	獨有斯氣隨	嗟予雖萬死	豈忍與汝離
屈伸付天地	生死復奚疑	生當雪君冤	復見張四維
死爲忠義鬼	極天護皇基		

右

藤田東湖正氣歌

錄して以て序に代ふ

著者識す

凡例

一本篇は明治二十六年の起稿に懸り、閱年三、漸くにして而して成れり、實に阿世投機の雜著に非ず、題して國威篇と云ふは、遠く本邦建國の時代より、近く今代に至る對外的歴史、即ち外交と外戦に係る百般の事蹟を詳叙し、併せて文化發達の狀況を略述し、以て耀々たる我國威の由來を評論したるものなればなり。されば之を區分しては、一種の外交史としても見る可く、一種の外戦史としても見る可く、又一種の文明史としても見るを得可し。神代紀は即ち其一部なり。

二本紀引用の諸古記中、其國書たると漢書たるとに係はらず、凡る漢文体のものは事の便宜に従ひて、或は直譯し、或

は翻譯せり是れ讀者閱覽の便を計りてなり。
 三本紀には、二三の模寫圖を挿入せり。是れ讀者の參考に供せんが爲めなり。

四本篇著作の第一目的は冒頭に述べたるが如し、然れども第二目的として、又史學の發達に益せむことをも期せり、されば唯古人の成說に従て、形式的に事實を列叙せしに止まらざ。往々にしては著者の所信に據りて忌憚なく古今人の說を駁し、或は贊し、以て先人未發の真相を道破したり。是れ固より奇を好み、筆を弄しての事に非ざれば、著者は漠然たる素見的冷評を厭ふと雖も、旗鼓堂々たる正式の論難攻撃は、や。双手を舉げて歡迎する所、何ぞ答辨の責を辭せんや。

目次

第一章「アイノ」族の雄飛

太古日本の真相。皮膚。洞窟及人穴。石器。武器。雷公の賜物。石器の材料。獸面文身。着料。食物。船。景行天皇の詔。矢を頭髻に藏す。海島民族獨得の技能。鮮卑征伐。漁業。暴、愚、醜、邪、惡。「アイノ」族。土蜘蛛。島帥。嶋夷。毛人。「アイノ」なる詞の根原。「アイナ」。「アンヤ」。太古語音の混亂。倭奴は「アイス」。沖繩は「チナ」。倭國。倭奴國。迂儒國の本色。「アイノ」族雄飛の時代。獨舞臺。「アイノ」族の東漸及南漸。南洋馬萊亞米利加波隈土人と「アイノ」族の人情風俗及骨格。皮膚と色素。土耳其王宮の官女。容色の變化。江南の橋。「アイノ」族の北漸。東北亞細亞の覇者。楛矢。毒石簇。肅慎。黑龍江。肅慎の來襲。殷朝及周朝。自然的の雄飛。東方亞細亞氣運の一變。獫狁。貊族及穢族。箕子の齊東民族。倭人鬯草を貢す。箕子の媒介。美女と醜婦。無情の惡

漢。箕子の壓制。箕子の徳化。長白山下に於ける文明と野蠻の衝突。「アイノ」族の退縮。「エスキモー」。「コロボツクル」。

第二章 兩尊民族の東下

人種東漸の大波瀾。兩尊民族。日本同胞の祖先。兩尊の御父祖。造化神。獨化神。無形神。造化神。耦生神。天神七代。神名の本義。支那の古史説。我國の古史説。支那哲學及印度哲學。古史家の哲學思想。無始無終。陰陽。有無。形心。五行説。單性複性。一夫多妻。一夫一婦。卓識なる神道家。日本建國の由來。於能基呂島。八尋殿。天之御柱。太古の婚禮。水蛭子島。淡島。高等占卜。「生」なる詞の意義。周易の陰陽説。佛典の因縁説。陰陽の因縁。節刀を賜ふの由來。高天原。日本語の由來。韓の古音。天笠語。「アイノ」語。安南の東京。西胡民族。對外民族。脾肉の嘆。探險的遠征。兩尊の第一遠征。諸韓族東漸。女尊男卑。無用の小島。粟の特産地。天神民族と諸韓族との衝突。兩尊の第二遠征。淡路

。四國。隱岐。九州。壹岐。對馬。佐渡。大和。大八島。筑紫。火國。豐國。熊國。襲國。兒島。小豆島。大島。女島。平戸五島。兩兒島。島の亦の名。近江以西の一統。兩尊の諸司百官。兩尊の國家組織。立君族制政治。男女同權。兩尊の官制。官名の意義。平和的外交。建國の規模。飴の如く虎狼の如し。文武一途。二尊の御不和。御武徳を以て服し賜へる神。伊邪那美尊と諸韓族との結托。兩尊の御離婚。物を與へて從へたまへし神。神道の濫觴。神道の興義及典禮。出雲朝廷。伊邪那岐尊の造船所。天交通の要津。伊豫の天山。兩尊の山陵。

第三章 素盞鳴尊の御圖韓 月夜見尊の御圖南

北方管領。南方管領。素盞鳴尊の御舞狀。大和朝廷。素盞鳴尊の御改悛。天照太御神の御養嗣。素盞鳴尊の出雲行。叢雲翽。素盞鳴尊の御婚禮。和歌の濫觴。農業の發達。御田。神嘗。太嘗。新嘗。酒。天照太御神の岩戸隠れ。文明の發達。素盞鳴尊の筑紫行。素盞鳴尊の韓土行。栽樹。金銀。素盞鳴尊の貿易策。造船。江

原道の春川。忠清道の熊川。索蓋鳴尊の韓土經營。牛頭天王。

第四章 大三輪尊の御圖韓 少彥名尊の御圖南

文明の發達。人醫獸醫。大已貴尊の御勳功。少彥名尊の御渡來。御歸航。御功勞。

惠比壽。大黒。雲洲密柑。古代地域の不明。出雲大社。大三輪尊の御勳功。出雲

朝廷と韓土朝廷との勳功。古代の雅歌俗歌。外人の歸化。大已貴尊の山陵。

第五章 三朝鼎立の時代

土雲朝廷の跋扈。大和朝廷の廢滅。天孫降臨。將相。奉行。酒人物部。船官。筑

前朝廷。韓亭。安徳寺の緣起。大宰府の緣起。出雲筑前兩朝廷の葛藤。出雲朝廷

の降服。事代主命の歸順。建御名方命の敗軍。筑前朝廷の寛仁。

第六章 阿多朝廷の外交外戰。埴土翁の琉球結婚策

山祇族。土蜘蛛族。琉球結婚策。阿多朝廷。海幸彥と山幸彥の軋轢。琉球城。

海驢皮の壘。絶壘。綿津見命の策略。埴乾球。埴盈球。佐比持神。火闌降尊の屈

服。豊玉姫。倭人。結婚策の成効。皇室の大勳功者。南洋來往の杜絶。玉依姫。

海島人は海馬に跨る。鰐魚を養ふ。鶴茅草葺不合尊。國見權現。鶴茅草葺不合尊

の山陵。阿多朝廷の外戰。

結論 神代國威の綜合的概念。

版圖。民族。皇居。政体。宗教。法律。道法混一。教育。租調庸。衣食。風俗。

禮儀。歌舞音曲。文學。文字。工藝。漁業。獵業。農業。山林術。養蠶。織物。

紡績。染色。書術。採鑛冶金。商業。貨幣。醫藥。攘災。占卜。女權。

○神代紀挿圖解

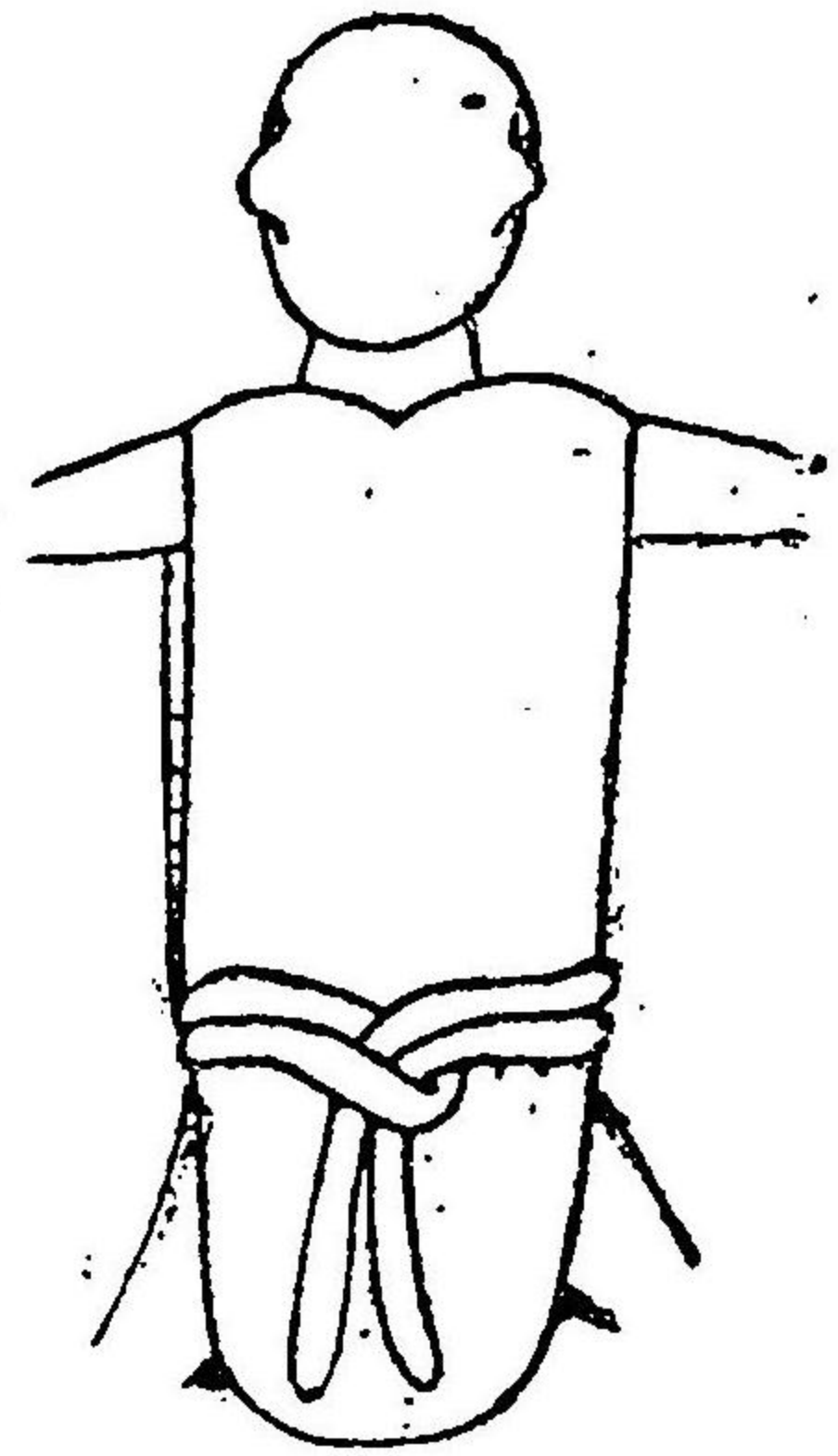
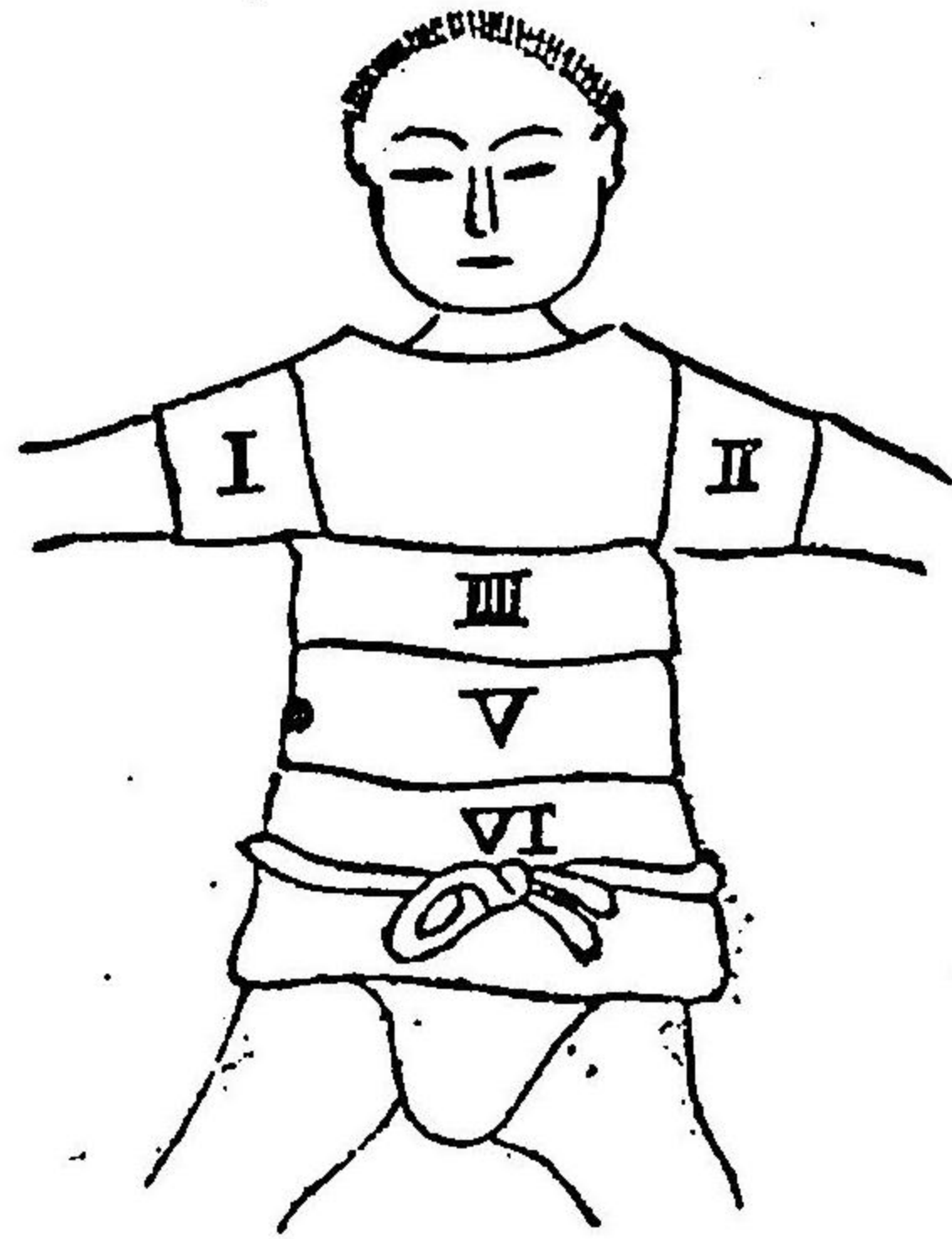
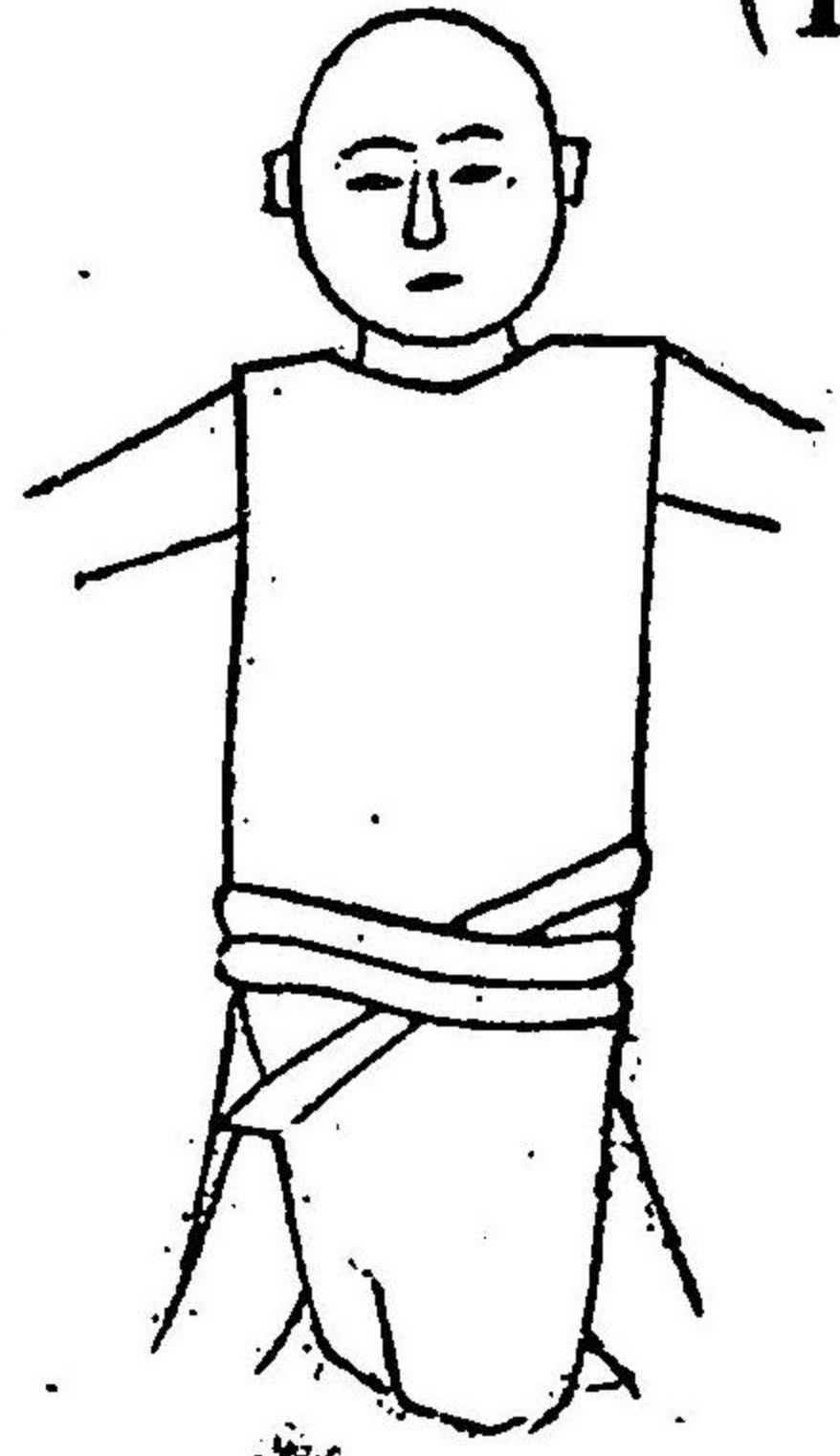
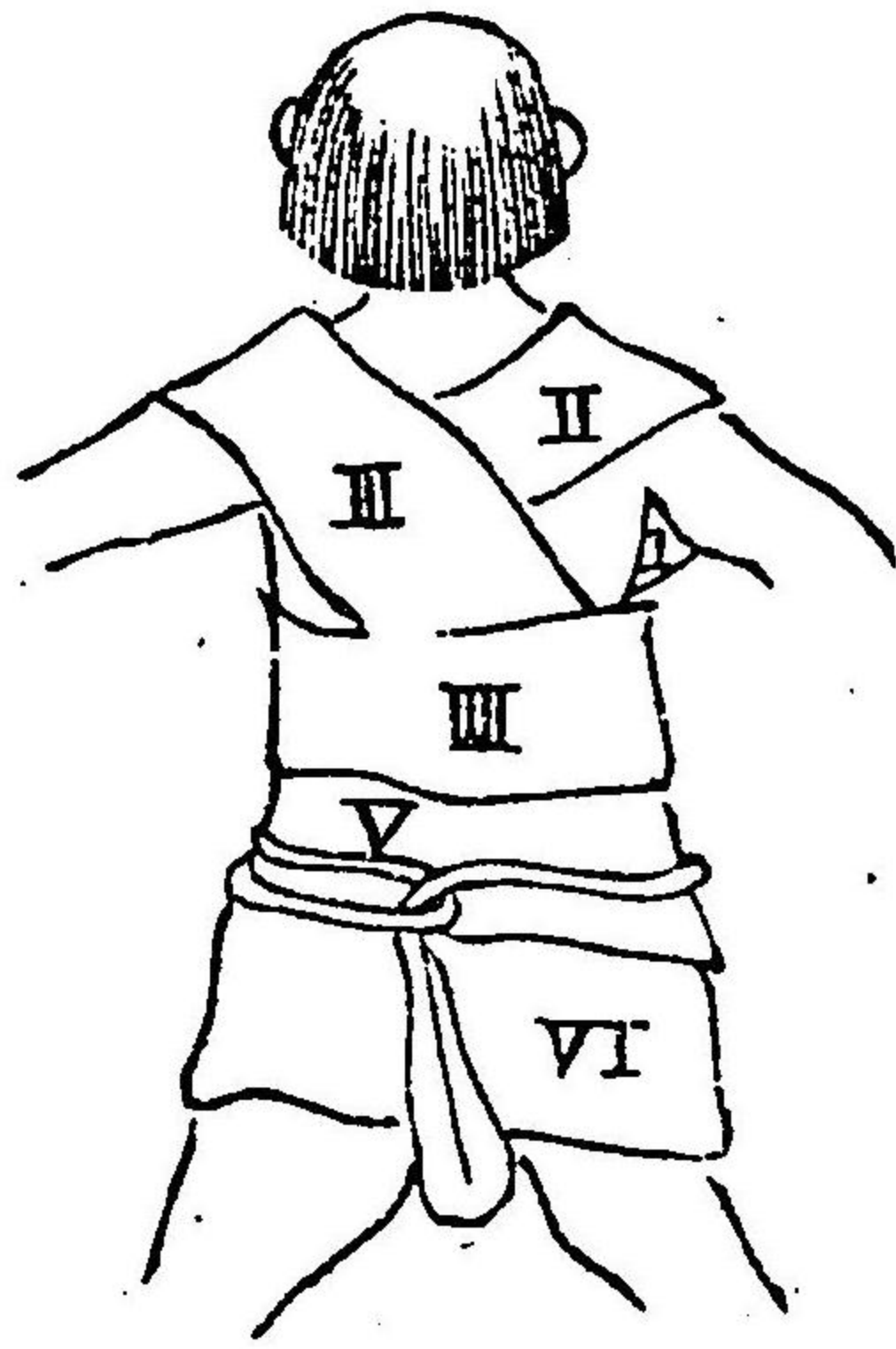
(I) 「アイノ」族着服の圖

(II) 千早制「アイノ」服の圖

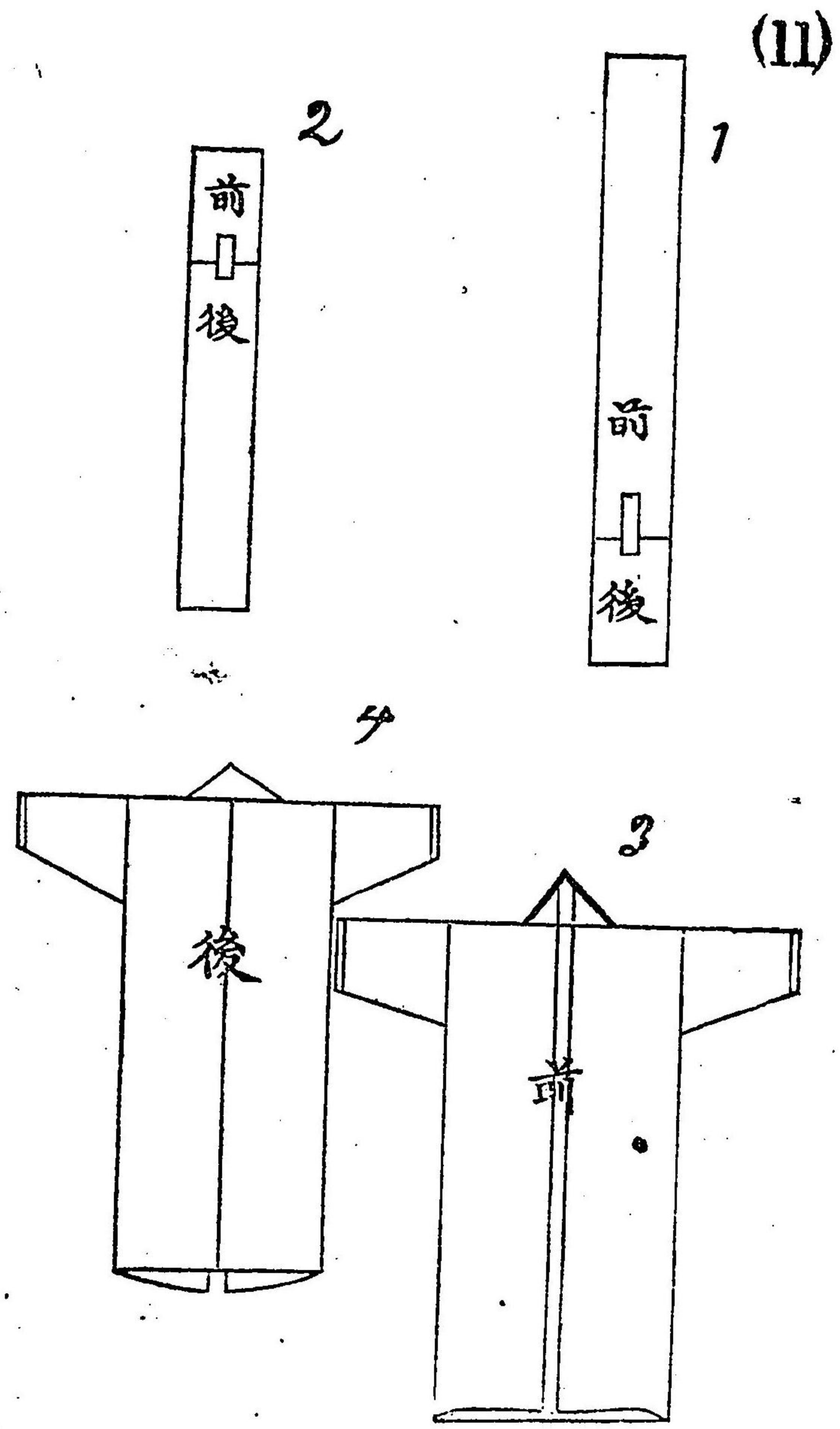
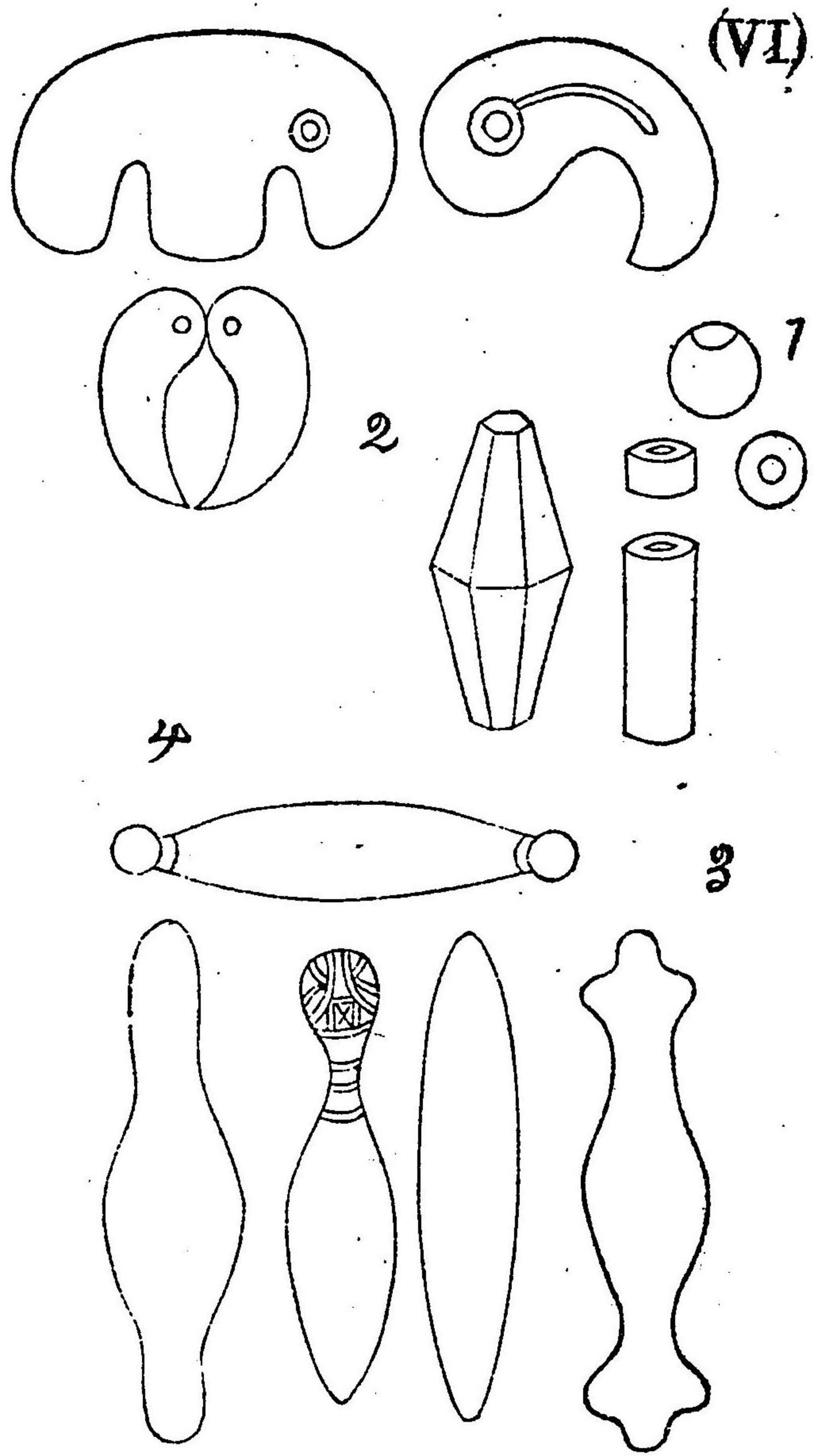
(1) 短様布長一丈三尺許（曲尺）

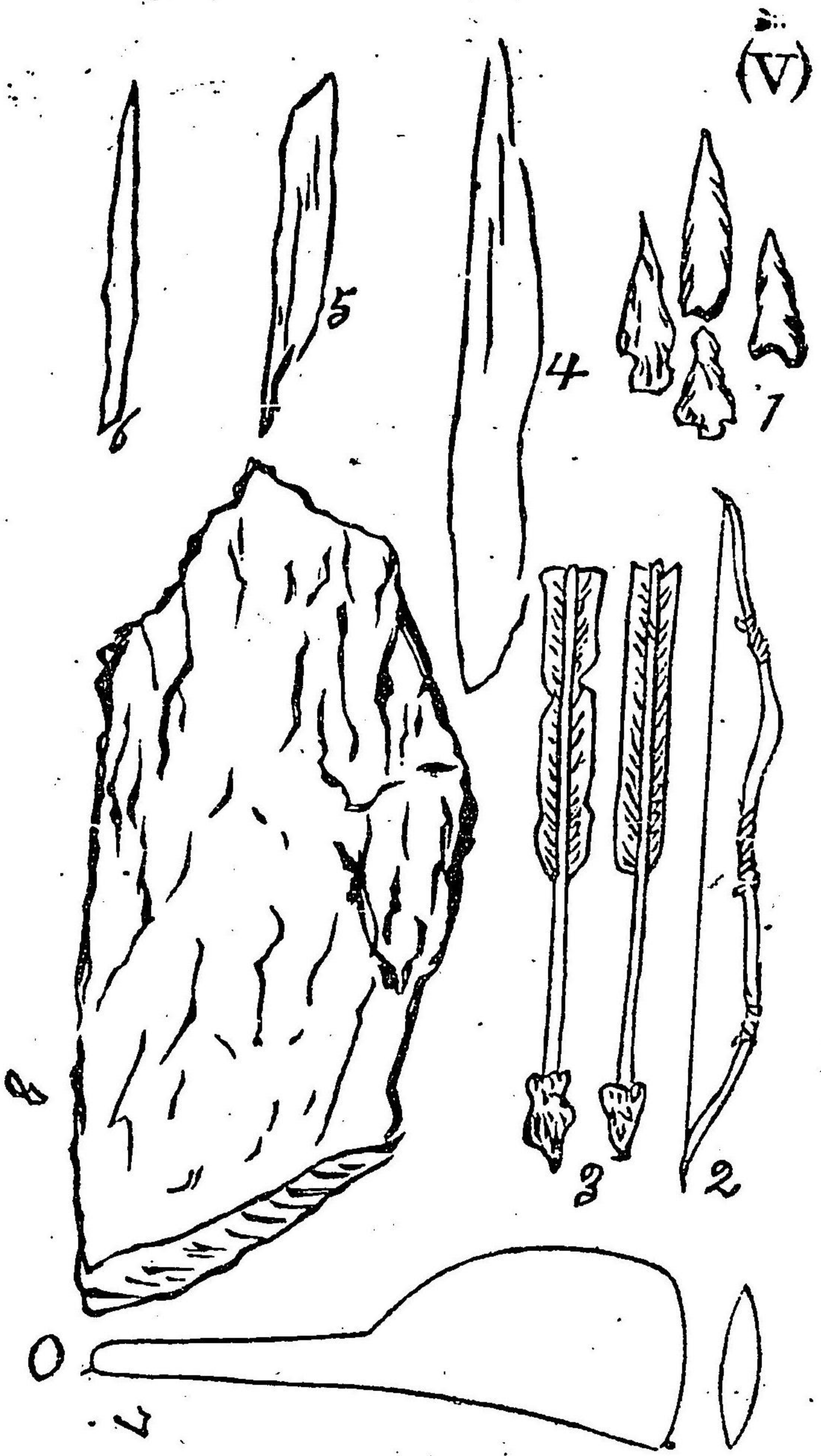
前一丈許

(1)



- (VI) (1) 石簇 (2) 弓 (3) 矢 (4) 角刀 (5) 骨錐 (6) 骨針 (7) 石
 - (V) 刀 (8) 石斧
- (1) 切子玉 (2) 勾玉 (3) 石棒
- (2) 長様布長二丈四尺許
後一丈八尺許
(両様とも巾は種々あり)
- (3) 長三尺七寸許袖一尺一寸肩行一尺六寸袖口
四寸(曲尺)
- 後二尺餘





(一) アイノ族の雄飛

太古日本の真相

太古日本の景況は三千年來頗る不明に屬せしが、近頃日本人類學の進歩著しきが爲め稍其の真相を示すに到りぬ、抑も太古日本には、主人公として一派の人種が棲息したり、其の蠻族たる風俗極めて卑陋に、

皮膚

皮膚は暗白色にして、毛髮頗る多く、

洞窟及人

冬は洞窟及び人穴に住居して、夏は樹林及び草野に起臥し、

石器

日用の要具は、木器―土器―角器―骨器―貝器―及び石器の外に出でず、

武器

武器の如きも木棍石棍―木棒石棒―木刀石刀―木弓竹弓―木椎石椎―木斧石斧―及び角鏃石鏃等を措きてば、他に是れと稱す

雷公の賜物

べき物なく、

嘗て聞く、古代の遺物なる諸石器の地中に埋れたるもの、落雷の際に電気の下撃する勢と大雨の射降する力とに因りて地上へ露出すること多く、諸地方の土民が雷公の賜物なりとして珍重する雷斧―雷棒―雷刀―雷槌―雷礎―雷環―雷珠―雷鑽―雷楔―雷墨―及び雷劔等の、皆實に此の三千年以前の蠻人が使用したる要具にして、黒曜石―燧石角石―瑠瑪―珪石―秩父石―石盤石―及び綠玉石等よて造りたる古石器なりと、想ふに此等の石器は硬石―硬木―及び鹿角等を用ひて或は打ち或は割り或は磨き或は尖らし、而して巧みに製せしものなるべく、其の石器の刃は極めて鋭く殆んど鑛器の刃に譲らざりしならむといふ、又聞く、北米墨西哥國の一理髮師は

石器の材料

黥面文身

美麗なる黒曜石を用ひて剃刀を作り、能く鑛刃のものに代用したりと、蓋し然らむ。

着料

顔に黥するは普通にして、身を文にする者も珍しからざりし、裸體にして顧みざる者も多かりしが、兎に角主たる着料は毛皮及び木葉にして、木髓纖維又は木葉纖維を以て織りたる―織りたるといふよりは寧ろ編みたるといふべき―粗布を纏へる者も稀にはこれありき、

食物

山野の禽獸を獵し河海の魚介を漁して食に充て、若しくば菓物及び野菜を採りて口を糊し

船

水行には後世の人が獨木舟と名くる一種の簡便なる船―及び筏を用ひて、上手に河海を渡り、陸行には徒歩よて山谷を上下すること不可思議なる程容易にして恰も平野を走ると撰ばず、

景行天皇
の詔

箭を頭髻
に藏す

海島民族
獨得の技
能

四

「日本書紀に、景行天皇の詔として、蝦夷は是れ尤も強なり
焉、男女は交居し父子に別無く、冬は則ち穴に宿し夏は則ち櫟
に住し、毛をき血をのみ、昆弟相疑ひ、山に登ること飛禽の如
く草を行くこと走獸の如く、恩を承れば則ち忘れ怨を見ては必
ず報ふ、是を以て箭を頭髻に藏し、刀を衣中に佩く、或は黨類
を聚めて而して邊界を犯し、或は農桑を伺ひて以て人民を畧し
、撃てば則ち草に隠れ、追へば則ち山に入る、故に往古以來未
だ王化に染まざり、と記せるが如く、」未だ人文の何たるを解せざ
り、さては「粹惡一方を得意とせしかば、其の嗜む所は武藝ならざ
るを得ず、其の長とする所の眞に射術なりし、而して唯一つは
海島民族といふに恥ぢざる獨得の技能を有しき、則ち
」後漢書著者が光和元年冬鮮卑征伐擅石槐狗行の條に、秦水は

鮮卑征代

漁業

廣從數百里にして、水停りて流れず、其中に魚あれども、之れ
を得ること能はず、倭人が善く網して捕ふと聞き、是に於て東
の方倭人國を撃ち、千餘家を得て徒して秦水の上に置き、魚呂
を捕へて糧食を助けしむ、と記し

魏志に、倭の水人は好く沈没して魚蛤を捕ふ、身を文にして、亦
以て大魚水禽を歴し、後には梢以て飾と爲す、と記せるが如く、
漁業に熟練せしは事實にして、其の名譽は中央亞細亞にまでも轟
きたり、是れ固より生活上の必要より上達せしものあるべしと
雖も、誠に感ずるに餘りあり、

然れども十の九までは、暴なり愚なり醜なり邪なり惡なり、一
口に言へば至りて野蠻なり、

實に禽獸を去ること遠からざるが故に、社交動物と見做して民族

暴、愚、
醜、邪、
惡

五

「アイノ」族

土蜘蛛梟帥

罽夷毛人

「アイノ」なる詞の根原

「アイナ」

「アンヤ」

なる名を負はすの價值なき、未開人類の最下等なる一派といふべきか、

國史には國神―土蜘蛛―梟帥―毛人―蝦夷―又は東夷と書し、漢史には罽夷―倭人―倭奴―毛人―若しくは蝦夷と記せり、

今日人類學者の所謂「アイノ」族にして即ち現時北海道の陬僻に窟居し、苗齋の將に絶へなむとせる、北海道士人は其の遺孽なり。

「アイノ」なる詞は、「アイノ」語本來の意義に従へば單に男の通稱にして、日本語に於ける兄若しくは男といふ意義の詞なる「アイナ」―「アンヤ」―「アニー」―「アニヤ」―「アニ」―「アニサン」―「アンナ」―「ニisan」―「アニサマ」―「ニisan」―「ニisan」及び「ニisan」等の根原なるに、元來「アイノ」人種は思想極めて單純にして、同族一般といふが

如き高尚なる觀念は夢にだも見ざりしを以て、「アイノ」語には一般人種の名として撰ばれたる、固有名詞を存せざりき、されば「アイノ」族の男子は、外戦に従事するに當りて皆味方を稱して「アイノ」と呼び、又た敵に向ひて味方を名乗るに、日本民族の男子が日本民族男子と叫ぶが如き口調を用ひて「アイノ」と吼へ、或は捕虜となりて或は外交上の應接に於て、汝は何ぞ又は汝は何種族ぞ等と他種族の間ふことあるに際しても、常に亦た「アイノ」と答へしより、こゝに他種族は總て「アイノ」なる詞をば人種全體に冠すべき固有名詞と見做すことゝ爲り、漸くよしては「アイノ」族自身も自他の觀念頗る發達して人種一般に關する稱號の義理を會得し、便利に従ひて直ちに他種族の使用し來れる命名を採りて味方人種一般を唱ふるに及び

、竟に「アイノ」なる詞は、「アイノ」語に於ける一種の普通名詞として本来の意義を有すると同時に、自他兩人種の通語として「アイノ」人種全體を表する一種の固有名詞なるに至れり、

太古よ於ての語音の差別甚だ不明瞭にして通音著しく多く、「イ」―「ト」―及び「井」に區別なく「エ」―「エ」―及び「エ」に區別なく「アオ」―「ワ」―「ア」―及び「ワ」にも區別なく、「アイウエオ」と「ワヰウヱヲ」は全く相通じ、「カ」行―サ行―タ行―ナ行―ハ行―マ行―ヤ行―及びラ行は各行皆訛りては相混じ、而して又音を發するに際してや、略することあり延ぶることあり切することあり、尙且つ音節に變動あるは避くべからざるの事なるべし、されば古人の言語は少々なりし

太古語音の混乱

には相違なきも、かく訛りて轉化すること甚しかりければ、後世の誤解を招けるも無理ならぬ次第なりとせむか、彼の倭奴なる詞が古今の史家を惑はせしも實にこの語音混乱の罪に外ならざるなり、そも語音の相通及び轉訛は前に述べたるが如くなれば、古人の中には「アイノ」を訛りて「アイナ」―「アイヌ」―「アイニ」―「アイチ」―「ワイノ」―「ワイナ」―「ワイヌ」―「ワイニ」―「ワイチ」―「オイノ」―「オイナ」―「オイヌ」―「オイニ」―「オイチ」―「アノ」―「アナ」―「アヌ」―「アニ」―「アチ」―「ワノ」―「ワナ」―「ワヌ」―「ワニ」―「ワチ」―「オノ」―「オナ」―「オヌ」―「オニ」―又は「オチ」と謂ひし者も尠からざりしなるべし、而して其れと同一の由來として倭は「ア」―「ワ」―「ヲ」―「アイ」

「ワイ」―又は「タイ」の當字と見做し得べく、奴は「ナ」―
 「ヌ」―「ノ」―「チ」―又は「ニ」の當字と見做し得べく、
 さて倭奴は前に列擧したる「アイノ」―「アイヌ」―「アイナ」
 ―「ワイノ」―「ワイヌ」―「ワイナ」―「チイノ」―「ワイヌ」
 ―「ヲイナ」―「ナ」―「ワナ」―「ヲナ」等諸種の訓に當て、不
 可思議ならざるべし、是等の事實は諸古記に徴して誤なき所な
 り、今日の沖繩を「ヲキナワ」と訓ずれども、古來固有の訓は
 「ヲナ」にして、倭奴を「ヲナ」と訓じ得べきに照合せば、兩語
 は相關聯する所ありしやも知るべからず。「アイノ」人種が琉球
 を超へて南洋までも膨脹したる事蹟に鑑みて其緣因無きを必ず
 るの酷なるを思ふべし、即ち「アイノ」が却て「アナ」―「ワ
 ナ」―若しくは「ヲナ」の訛りしものなるやも疑はし、然れど

沖繩ハ
「ヲナ」

「アナ」

も其孰れを根源とするも別に不可ならざるべければ、宜しく舊
 來習用せし所に從ひて「アイノ」を取り、倭奴を訓じて「アイ
 ノ」と讀むべきなり、尙想ふに「アイノ」の「アイ」は「アイ
 」(吾)と關聯の意味を有せしやも知るべからず。

而して又た「アイノ」人種は國名をも有せざりしが故に、他種
 族が其國名を問ふことあるに際しては、寧ろ其何の意たるやを
 も解せずして、唯に「アイノ」と答へ或はまた倭「ア」(吾)ノ
 とも答へけむか、さればにや他種族は「アイノ」種族の住居地
 を名くるに倭奴「アイノ」の國又は倭「ア」國を以てし、從て
 倭奴をば倭人とも呼び倭をば倭國―倭奴國―若しくは倭人國と
 も稱へき、而して太古に於ける東洋の諸人種は皆自らは種族名
 及び國土名を撰ぶこと無かりければ、是等の詞は種々に誤用せ

倭國、倭
奴國

らるゝに至り、和漢の古史家多くは日本國の各所を呼ぶに倭一倭國一倭人國一倭奴國一倭一又は大倭國を以てし、日本國に住居する各民族を稱して倭人若しくは倭奴と爲し、特に隋唐以來の中央亞細亞人は歴々として倭人及び倭奴をば、日本人の古名と見做し倭國一倭奴國一及び大倭國を以て日本國の別號なりと爲すよと、はなり、中古には日本人にして往々に此の解釋を採る者も尠からざりき、さても當世の國史家すら倭一倭人一及び倭奴の本義に迷へるを見れば錯誤の止むを得ざるものといふべきか、然れども是れ恰も合衆國人をば亞米利加土人と呼び、合衆國をば赤人種國と稱ふるに等しく、錯誤は則ち錯誤なり、而して清人及び韓人は其各朝傳來の錯誤を承けて、猶日本民族を嘲りて倭奴と罵る、かく倭奴なる詞が種々の訓を有し、今日

迂儒國の
本色「アイノ」
族確飛の
時代

獨り舞臺

謂ふ所の「アイノ」族に當れる事を悟らざる歴史的盲目は、迂儒國の本色なりといふべし歟。

「アイノ」人種は三千年以前の昔、支那に於ける夏朝并に殷朝の時代に當りて、東亞の天地に雄飛したり、當時東洋には競争すべき他人種を存せざりしが故に、「アイノ」人種は獨り舞臺を蹈むの好運に際會せしものと言ふべく、蠻人固有の急速力を以て自由自在に蕃殖して、自然的に膨脹し、八方に匂ひて四隣の陸土に飛散せり、日本全土は勿論として、西南は薩摩を超へて琉球に達し、進んでは比利賓群島及び濠洲に入り、東北は津輕を経て渡島に渡り、或は尙も北海を蹈みて亞硫酸群島に出で、終には南北亞米利洲を南下し、又た西海を超へて亞細亞大陸の彼岸に上りしも、決して少數に非ずとし、而して各所に到れる各派の中には、いつ

「アイノ」
族の東漸
及南漸

南洋馬萊
亞米利加
波隈土人
ノアイ
人情風俗
及骨格

しかに滅絶し、若しくは蓬の如くに轉移して、今日に傳はらざりしも多かるべしと雖も、慥か又數派は、固く局所に土着して、其地の土人と化し去りたりと見做すこと、不可なからむか、東漸「アイノ」支族及び南漸「アイノ」支族の榮枯盛衰は不明なり、然れども等しく日本の「アイノ」本族と分離して、一は南洋に他は亞米利加洲に、個々立脚の地盤を求め、山林原野に三々伍々の部落を成し、子孫の蕃殖と共に隣保相接しては、或は戦ひ或は和し、而して郷土を逞しからざる者は、漸く洋面に轉移して、若しくは漁夫の漂着して本土に歸り能はざる者等も生じ、以て大の島嶼に散布せしならむか、是れ正當の推測談なるべし、或は曰ふ南洋土人―馬萊土人―亞米利加土人―及び波隈土人等は人情―風俗―及び骨格の點に於て頗る「アイノ」人種に似たる所ありと、

皮膚と色
素

土耳其王
宮の官女

容色の變
化

是れ若しくは相ひに祖先を同ふせしの一證には非ざるか、一説に暗黒人種及び暗赤人種は共に暗白人種とは系統血脈を異にすべしといふと雖も、是れは物の變化を度外視しての臆説なるべし、「スチール」は曰ふ、皮膚に黒白の異同あるは皮膚に於ける色素の多少に由る、而して色素の多少は土地の寒暑及び飲食の如何と正比例す、故に彼の土耳其王宮の官女は、黄色人種なるに拘らずして却て白色なりと、是の理誠に然らむ、而して獨り皮膚に限らず、人體總ての各組織も、氣候―陸土―飲食―職業―及び百般なる外界の作因に伴ひて變化には一定の制裁なし、「アイノ」本族は依然として舊來の故郷に在り、故に依然として暗白色を改めず、然れども諸支族は異方に轉移し、各自其土に土着して既に三千餘年を経過しければ、皮膚の化して暗黒色又は暗赤色となれるものと

江南の橘

「アイノ」
族の北漸

、決して怪むに足らざるべし、江南の橘も是れを江北に遷せば枳と爲るといふの類ならむ、北漸「アイノ」支族が滿洲を侵襲したるの事蹟に由りて考ふるも、是の説は架空の嗤を免るゝの價値あるべし。

東北亞細
亞の覇者

北漸「アイノ」支族の一派は東北亞細亞に上陸しぬ、滿洲の東部を略取して朝鮮咸鏡道の北方黒龍江の南岸を本據としたり、後ち一種の毒液を發見し、鏃に塗りて矢を毒にし、又た石弩を用ひ、威を江の兩岸四隣に振ひて漸く異種族を逐斥し、又は屠滅し、全然日本の「アイノ」本族と分離して屹然たる一國を成し、強盛次第に加はり、果てには其本族を凌駕すること、はなれり、西南は山戎族を壓し南東は獬族―貊族―及び濊族等の諸蠻族を制し、威力の熾んなるは八方敵無きの狀にして、堂々として東北亞細亞に覇

者たりき。

楷矢
毒石鏃

邑婁は古の肅慎の國なり……………射を善くし發すれば能く人に入る、角弓は長さ四尺にして力は弩の如く、矢は楷を用ひて長さ一尺八寸なり、青石を鏃と爲し鏃には皆毒を施り、人に中れば即ち死す、便に船に乗り、冠盜を好む……………（後漢書）。韎鞞……………黒水部を尤も勁と爲す、拂捏より以東矢は皆石鏃なり、即ち肅慎氏……………人は皆射を善くし射獵を以て業と爲す、角弓は長さ四尺にして箭は尺八寸なり、常に七八月を以て毒藥を造り、矢に傳へて以て人及び禽獸を射る、中る者は立ちに死す、毒藥の氣も亦人を殺すなり、（北史）。

肅慎

實に當時の中央亞細亞民族は黒龍江岸の「アイノ」支族を目するに肅慎の名を以てしき、而して倭―倭人―及び倭奴なる名は概して

「アイノ」本族のみに適用することゝはなれり、然れども或は又た従前の意義に由りて、以て「アイノ」全族に適用することもありき、されば肅慎を稱して倭又は倭人、肅慎國を稱して倭國又は倭人國と呼びし者もありしなり、肅慎の「アイノ」支族なる事に就きては別に徵證せずと雖も、前に挙げたる日本紀―後漢書―及び北史の抜萃を再閲して蝦夷人と肅慎人の風俗を比較せば、自ら了解するを得べけむなり、

黒龍江

靺鞨即ち肅慎の所在は何處の邊々東北亞洲の黒龍江即ち古史に所謂黒水兩岸の廣漠たる境裡に在りて江南の部を粟末靺鞨と稱へ後の渤海國則ち是れにして今の朝鮮國咸鏡道北部は其根本の遺壤なり（日本建國之真相）

肅慎氏は久しく滿洲に覇者たりし、其の威力は時に由りて盛衰ありしと雖も、支那に於ける宋代までは、一大強族として傳はりしこと疑なし、而して其の勢の盛なるに當りては四隣を侵掠し、遠くは日本の「アイノ」本族を襲撃し、若しくは往々にしては「アイノ」本族を援けて日本民族に反抗したり。

肅慎の襲來

唯中央亞細亞若しくは絶東日本の威力隆盛あるに際しては、時々朝貢しき、然れども亦た反服常なかりしは實なりとす、其の他「アイノ」族の中には、亞細亞大陸の東岸に渡りし者も、少なからざりしなるべし。

段朝及周朝

段朝及び周朝の政府は、「アイノ」全族を目するに嶋夷を以てし、強猛暴戾化すべからざる蠻族として忌憚し恐怖し畏敬し、靡せずして荒服の外に措けり。

「アイノ」人種が東洋の天地に雄飛したるは實に斯の如し、然れ

自然的の雄飛

ども是れ競争者無きより起りし自然的の雄飛なりければ、後ち優等民族の東下するに及びては、忽ち昨霄の夢と化し去れり。

東方亞細亞氣運ノ一變

支那に於ける殷朝の末路に至りて、東方亞細亞の氣運は一變したり、中央亞細亞に於ける强悍不逞の徒は東北上して滿洲を壓し、

猺族貊族及濊族

、壓せられたる滿洲民族は東下して黒龍江岸并びに長白山下に迫り、迫られたる「アイノ」支族并びに猺族―貊族―及び濊族等の諸韓族中に往々にして不屈不逞の徒を出し、此の不屈不逞の徒は東海を踏みて絶東日本の北岸を侵略するものと、はなれり、既に

箕子の齊東民族

して紂王亡びて武王の興るや、殷の諸父にして賢臣ある箕子は、殷祀を絶つを不可とし又周朝に仕るをも潔しとせず、乃ち舊來の臣隸たる齊東民族五千人を率ひて遼東に來り、國を建て、朝鮮と號し、東北は「アイノ」支族東南は諸韓族西北は山戎族等と交り

倭人鬯草を貢す

、畢竟道を蠻夷に行はんとして出來得る知術を竭したり、是れ所謂古朝鮮にして、史は稱して、文物制度備ね概はり、百工技藝頗る整ひ、農商の業大に興り、特に禮義の道―縫織の術―及び蠶業を鼓吹し、四隣仰望して土蠻も風化に歸したりといふ、

武王紂を滅するに及び、肅慎來献す（後漢書）。周の時天下大平なり、越裳自雉を献じ、倭人鬯草を貢す（論衡）。

箕子の媒介

唯肅慎のみならず、猺族―貊族―及び濊族等も亦周政府に朝貢せしは明かなるべし、是れ實に箕子の媒介に出でたるなり、されば箕子が四境の諸蠻夷を服して多少の文明を注入し、後ち周の封冊を受くるに及びて、諸蠻夷をして共に貢獻せしめ、以て周朝の藩屏たりしは事實なりとす、然れども想ふに所謂其の風化に歸したる所以のものば、獨り其の徳に感動して唯々たりしには非ざらむ

、實に其の威に風靡したればなるべし、近世野蠻人種の近世文明人種に對せし有様を見るに、有徳の宣教師を殺したり、有益の示教を退けたり、有用の學術を嘲りたり、理化學の妙技をば「キリシタンパテレン」の魔術として疾みたり、眞に眞に近世文明人種の妙理妙道—奇術奇藝も近世野蠻人種には異端として忌まれしなり嫌はれしなり、太古文明人種の智徳にして能く太古野蠻人種を心服したりとせば、誠に不可思議の事なりとす、近世文明と太古文明を比すれば美女と醜婦の如く、口に密あり腹に劍あるの點に至りては相等しきに似る、而して近世野蠻と太古野蠻を較するに別に差違なきものゝ如く、等しく無情の惡漢に似る、無情の惡漢は美女をも醜婦をも顧ること無く、唯に暴行を事とするが常式ならむか、或は稀に眷々の念を發するふとありとせば、目的とする

美女と醜婦

無情の惡漢

所は必ずや美女なるべし、若し夫れ無情の惡漢が美女を乱打して而して却て醜婦に戀着したりといふに至りては、普通有り得べからざるの情義ならむや、然れども又た想ふに無情の惡漢が意とする所は、容貌の佳否に非ぞ、懷中の寶なり、齊東民族は利を以てして東北亞細亞人を服したりと解せむか、抑も箕子の東下するや、文物と共に金銀—珠玉—珍寶—及び諸調度を齎らしたり、されは當初は以て利慾心収攬の用に供せしならむと雖も、野蠻人は貪つて飽くこと無し、到底永年を維持せしには非るべし、而して既に周の刪を受けてのちは、税を課し丁を役し教を強ひ、地を擴むるに當りては四隣の境内を犯したりさて又た最初に倨然として占めたるも土蠻の領域なり、斯く人つ國を奪ひ人の囊中を絞る人を役し人を強ひ、而して以て能く人の款を買ひ得むや、箕子は野蠻人

箕子の歴制

箕子の徳化

長山下に於ける文明と野蠻の衝突

を徳化せしには非るべし、後ちには多少の仁政を施せしものとするも、當初臨むに際しては武力を以てして而して威服せしに外ならざらむ、箕子の臣隸は五千人ありしが故に、其十の一を兵とするも齊東の健兒五百人を得べし、而して裝ふに殷文明の武器をして箕子の賢を戴くとせば、水火と戦ふも勝つべきなり、況むや劣等人種なる東北亞細亞人に於てをや、箕子は此武威に因りて野蠻人を服せしなり、末年には徳化を主としたりとせよ、尙分專制上の弊として幾分かの壓制は免がるゝを得ざりしならむ、されば其の蠻人中の氣慨家は勿論、其の然らざる者と雖も、多くは不平の徒なりしものど解すべし、即ち一口に言へば箕子の東遷するや、長白山下には文明と野蠻の衝突起れり、箕子の臣隸五千人を中心とせる殷の遺民は東北亞細亞の諸蠻族を壓倒したり、是に至りて黒龍江岸の「ア

「アイノ」族の退縮

「エスキモー」族
「コロボツクル」族

「アイノ」支族は蝦夷―奥羽―若しくは越の海岸に、諸韓民族は越―中國―若しくは肥筑の海岸に、冠し來りて、或は奪掠し或は侵略し、等しく「アイノ」本族を惱しき、而して幾何年の後に至りては、兩尊民族も東下し來りて「アイノ」本族は退縮するの止むを得ざるに立至り、茲に「アイノ」民族雄飛時代は去れり、當時に於ける東洋の天地は人種東漸の大波瀾を浮べたるものといふべし。因に云ふ、或は太古日本の土蠻を以て、「エスキモー」族若しくは「コロボツクル」族と爲し、「コロボツクル」族に至りては、現に占守島に遺藁ありなど唱ふれども、共に妄談にして徴證なし。

(二) 兩尊民族の東下

人種東漸の大波瀾

兩尊民族

日本同胞の祖先

兩尊の御父祖

人種東漸の大波瀾に漂ひて、内は能く「アイノ」本族を制し外は能く「アイノ」支族并びに諸韓族を禦き、以て遂に絶東日本の諸群島を統一したる人種あり、古今の史家は多く是れを呼びて大和民族―大八洲民族―若しくは秋津洲民族といふ、然れども此民族は元來大和―大八洲―若しくは秋津洲の土蠻なるには非ずして、唯其處に住ひしのみ、されば余輩は此の命名法を捨て、寧ろ一時代人種の命名法を取り、即ち兩尊民族と稱す、兩尊民族とは伊邪那岐伊邪那美兩尊の臣隸民族といふの意義なり、此民族こそ絶東日本の建國民族にして日本同胞の祖先なれ、此民族を統率し賜ひし伊邪那岐伊邪那美兩尊こそ、日本建國の祖神なれ、そも兩尊

の御父祖は誰ぞや、

造化神

獨化神

無形神

造化裨補神

獨生神

天地初發の時。高天原に成りませる神の御名は。天之御中主神。次に高御皇日神。次に神(御)神産巢日神。此三柱の神は。みな獨り神成りまして。御身を隠し賜ひき。次に國稚く、浮脂の如くして。くらげなすたよへる(海月の如く漂へる)時に。葦牙の如く(く)萌へ騰る物に因りて。成りませる神の御名は。宇麻志阿斯訶備比古遲神。次に天之常立神。此二柱の神も獨り神成りまして。御身を隠し賜ひき。上の件。五柱の神は別天神なり。次に成りませる神の御名は。國之常立神。次に豊雲野神。此二柱の神も獨り神成りまして。御身を隠し賜ひき。次に成りませる神の御名は。宇比地神。次に妹、須比智邇神。次に角杵神。次に妹、活杵神。次に意富斗能地神。次に妹、大斗乃辨神。次に淤母陀琉神。次に

天神七代

に妹、阿夜訶志古泥神。次に伊邪那岐神。次に妹、伊邪那美神。上の件。國之常立神より以下伊邪那美神まで。併せて神世七代と稱す。(神字古事記)

日本古語は極めて單純にして、其の詞句に廣汎なる意義の存せしや、他の諸蠻族語に於けると撰ぶなし、されば本文の御神名の如きも、神字語學の類例に照せば種々様々なる解釋を得べく、意義悉く漠然として百端不定なるが故に、古今の史家おのゝく、勝手氣儘の說を吐けり、言はゞ何とでも言ひ得るは誠に是非も莫し、然れども此等の諸神は國史上緊要の基本なるを以て、舍て問はざる的の洒落に出るを得ず、又た古今諸家の紛々說より發萃し來らむか、或は真相の一端に當るやも知るべからず、されば今假りに其の信に近きものを掲げて、十に一の正當を希はむ。

神名の本義

産巢日神は、「造化陰皇」(太陰)。「獨り神成りまして」は、「自然に存せる」、又は「自然に生せる」。「御身を隠し賜ひき」は、「無形の御身なりき」又は「視得べからざる御神靈なりき」。「守麻志阿斯訶備比古遲神」は、「混沌皇」。「天之常立神」は「天皇」。「國之常立神」は、「地皇」。豊雲野神は、「斟淳皇」則ち「處理皇」。「宇比地邇神」は、「泥土皇」又は「浮土皇」(土陽皇)。「須比智邇神」は、「沙土皇」又は「沈土皇」。(土陰皇)。「角杵神」は、「生作陽皇」。「活杵神」は、「生作陰皇」。「意富斗能地神」は、「家造陽皇」。「大斗乃辨神」は、「家造陰皇」。「淤母陀琉神」は、「陽德皇」。「阿夜訶志古泥神」は、「陰德皇」。「伊邪那岐神」は、「誘作陽皇」。伊邪那美神は、「誘作陰皇」。

尙他に異様の釋義尠しとせず、或は以て陰陽の化育一人身の發達一

色情の因縁—男女の交合—及び胎兒の發育等に擬したりと爲すも、亦た頗る道理らしく聞ゆるなり、さて此等の解釋法は極めて猥褻に亘るが故に茲に贅せずと雖も、たゞ有意の御名なりとの一事は、其の證明する所たるや言はずして明けし、且つや外の諸説をも吟味するに、此等の御神名が陰陽の因縁なる意義を共同的に含蓄せりとは百家の否まざる所あるが如し、即ち想ふに皆古史家の假作なり、抑もかゝる假作を爲せし源因は如何ならむか。

周易の陰陽説に托したる支那の古史説にいふ。「太極兩儀を生じ、兩儀四象を生じ、四象變化して而して庶類繁し」、相傳ふ、首めて出でし世を御せる者を盤古氏といふ、又は渾沌氏といふ、大荒に於て生じ、其始を知ることなし蓋し鎔陶造化の主なり、是れを三才の首君とす。既にして天皇氏あり、木徳を以て王たり、兄

支那の古史説

我國の古史説

支那哲學及印度哲學

第十二人にして、各一萬八千歳なり、次に地皇氏あり、火徳を以て王たり、兄弟十二人にして各一萬八千歳なり、次に人皇氏あり、兄弟九人にして、分れて九州に長たり、凡そ一百五十世、合せて四萬五千六百年なり、次に有巢氏あり、木を搆へて巢を爲し、木實を食へり、次に燧人氏あり、始めて燧を鑽りて、人に火食を教へき、次に三皇あり、次に五帝あり……」と。我國の古史説と頗る相似たる所あり。乃ち両者は、少しく源泉を同くせざるを得ざるなり。我國古史の粹たる古事記及び日本紀編纂の時代には、既に支那學興り、又印度學興れり。されば両書の著者は、片々たる神字記録の零餘—口傳—及び碑傳を取捨し、是れに支那哲學及び印度哲學を加味して、記事の脈絡を保ちたり、而して支那の古史説は支那哲學のみを以て根據とせしが故に、我國の古史説に

比して一步譲れるを見るなり。

かくて兩尊以前の事蹟は、神宇記録の斷片―口傳―及び碑傳に由りても、さらに知るを得ざりしなり。故に叙列したる御神名の如きものすら、著者自身の宇宙觀―開闢觀―地球觀―及び社會觀等の假托に過ぎず、即ち眞理の偶像のみ。試みに御神名の意義を敷衍してテニヲハを加へ、以て一節の文辭と爲せば、明かに古史家の哲學思想たり。而して其の意義を攷ふるに「宇宙は無始無終なり、循環なり、合すれば一と爲り分れては陰陽と爲り、陰陽發作して森羅生じ、陰陽に離合ありて森羅に變化あり、無は有と爲り、有は無と爲り、形は心と爲り、心は形と爲る、萬有の顯象は斯の如くにして存せり、剖判せざる天地は渾沌にして、既にして陰陽の氣の偶生するや、輕澄なるものは昇騰して天と爲り、重濁ある

古史家の
哲學思想

無始無終

陰陽

有無

形心

五行說

ものは淹滯して地と爲り、而して天地各は未だ渾沌として、地は漸くにして先づ變化す、凡そ宇宙進化の順序は、火氣に陰陽發して風氣を生じ、風氣に陰陽發して水氣を生じ、水氣に陰陽發して土氣を生じ、土氣に陰陽發して木氣を生じ、終に五氣の陰陽調和して、千態萬狀となり、千態萬狀の變化は、永劫に於て亦た大火氣を生ず而して此五元の進化にも、亦五元の關聯あり、地ももと炎陽の一小片にして、漸くにして風氣を生じ、漸くにして水氣を生じ、漸くにして土氣を生じ、漸くにして木氣を生じ、既にして五氣の陰陽全く調和するに至りて活物を生ず」とにやあらむ。特生神と耦生神を設けたるは、物の單性より復性に進化するの理を示すと同時に、社會が一夫多妻主義より一夫一婦主義に進歩したるを示せるなり。今日世人多くは神道を以て祖宗禮拜の典に過ぎ

一夫一婦

一夫多妻

單性復性

卓識なる
神道家

卅四

すと爲す、然れども卓識なる神道家は、蓋し此眞理を崇敬する者ならん。基礎を支那哲學及び印度哲學に取りしを以て、其の説綴密ならずと雖も、近世哲學—近世天文學—及び近世社會學に照して、頗る眞理に合するを見る、たゞ兩著者が其の抱懐せる宇宙觀及び人生觀を、直接的に吐露せざりしを恨どす。要するに兩尊の御父祖は不明なり。乞ふ兩尊の御東下—御侵畧—御建國—及び御遠征を説かむ。

日本建國
の由來

是に天神諸、御言以ちて、伊邪那岐命伊邪那美命二柱の神に。是のたゞよへる（是の漂へる）國を修理固成せと詔りて、天沼矛を賜ひて、ことよさし（事寄さし）き。故二柱の神、天浮橋に立たして。其の沼矛を指し下してかき（掻き）賜へば。しほこをろこをろに（潮の漸々に蹙り行く狀の形容なり）。かさなして（掻き成して）引き上げ賜ふ所に。其の末よりしたべる（垂落る）鹽。つ

淤能碁呂
嶋

八尋殿

もりて島と成る。これ淤能碁呂島なり。其の島にあもり（天降）まして。天之御柱を見立て。八尋殿を見立て賜ひき。こゝに其の妹伊邪那美命に。汝が身は如何になれると問ひ賜へば。吾身は成り成りて成り合はざる處一處ありとまをし賜ひき。伊邪那岐命詔り賜ひつらく。我身は成りて成り餘れる處二處あり。故此の我身の成り餘れる處を汝身の成り合はざる處に刺し塞ぎて。國土生み成さんと想ふは奈何にとのり賜へば。伊邪那美命しか善けんとまをし賜ひき。こゝに伊邪那岐命。然らば吾と汝とこの天之御柱を行き廻り逢ひて。みどのまぐはひ（閨中の交合）せなどのり賜ひき。かく云ひちぎりて。乃ち汝は右より廻り逢へ。我は左より廻り逢はむとのり賜ひ。ちぎり竟へて廻ります時。伊邪那美命先づあなにやしぬをどこを（嗚呼可愛の男よ）とのり賜ひ。後に伊邪那岐命あなにやしぬをどめを（嗚呼可愛の女よ）と言ひ賜ひき。（本文は國土の占領を子を生むに喩へ古代に於ける男女結婚の儀式を述べて女尊男卑の風俗を

太古の婚
禮

天之御柱

卅五

水蛭子嶋

淡嶋

高等占ト

「生」なる
詞の意義

周易の陰
陽説

佛典の因
縁説

陰陽の因
縁

節刀を賜
ふの由來

高天原

示し且つ其の不可なるを説けるなり)
 をのくゝのり竟へ賜ひて後に。其の妹に女人先てのりて良はすとのり賜ひき。
 されどくみどにをこして(閨中に交合して)。御子水蛭子を生み賜ひき。此の
 御子は葦船に入れて流し去てつ。次に淡島を生み賜ひき。こも御子の例には入
 らず。こゝに二柱の神議りてのり賜はく。今吾が生めりし御子良はす。猶天神
 の御所に白すべしとのり賜ひて。即ち共に參上りて。天神の命を請ひ賜ひき
 。こゝに天神御言以て。ふとまににうらべて(高等占トして)のり賜ひつらく
 。女をこと先ちしに困りて良はす。亦かへり降りて改め言へよとのり賜ひき。
 (同上)

古事記は、「生」なる詞を以て「爲」、「成」、「作」、「發見」、「製作」、「
 經營」、「産出」等種々の意義を示せり、是れ主として、太古に於ては
 「生」なる詞の意義が廣汎にして曖昧なりしに由ると雖も、一は

古事記著者が、周易の陰陽説と佛典の因縁説を以て不變不動の眞
 理なりと爲し、唯一の天理は陰陽の因縁なることを悟り、宇宙萬般
 の事物をば総て陰陽の因縁に歸し去り、如何なる現象を解釋するに
 も皆男女交合して子を生ずるの道理を基本とし、著書にも是れを
 活用して、叙事を比喩的にし、其中に多少眞理の妙味を托せんと
 欲せしが故に、幾分の詞句を捏造することゝなりたるに由る。
 漂へる島とは、洋面に浮漂へるが如く又荒蕪にして領主も無きが
 如しとして日本諸島を呼びたる名。天神が兩尊に沼矛(美しく飾
 りたる貴重之鎗)を賜ひたるは、後世の天皇が將軍に節刀を賜ふ
 の由來なり。浮橋は船。高天原は神都一皇都一京畿一及び叢下等
 の意義天は神國一皇國一貴邦一上國一及び靈界等の意義、共に尊
 敬上の詞にして

日本語の
由來

兩尊民族の故郷即ち高天原に就きては、古今異説紛々たり、而して最も骨多きは

「本邦の言語音訓共に異邦より移り來れる者なり和訓には種々の説あれども十に八九は上古の韓音—韓語—或は西土の音の轉せる者なり。

韓の古音

伊弉諾 伊弉册 古本日本紀傍註に云ふ。伊弉はを神代王の稱。諾は男あり。册は女なり。

(按ずるに伊弉は疑ふらくば韓の古語居西子にして遠之乎と音通ならむ。諾及び册は韓の古音。素戔雄 新羅本史の所謂次々雄なり。次々雄或は慈充に作る。方言巫なり蓋し神として而して敬畏するの稱なり。忍穗耳(古本日本紀假名「ヲシホニ」) 新羅本史の所謂居西子。

瓊々杆 新羅本史の所謂尼師今。

大己貴 韓の所所臣智言諸邑渠帥。

神籬 古本日本紀隱義云ふ神籬は新羅語なり(説は祭祀の條に見ゆ) 千座置戸 古本日本紀隱義云ふ新羅の古語、刑の名なり。

天アマ 陰イ 陽ヨ 河カ 島シマ 殿テン 屋ヤ 娘メ 人ヒト 男オト 女メ 子コ 孫ムコ 熊クマ
鐘カネ 上ウヘ 下シモ 内ウチ 外ソト 大オホ 小コト 寢ネ 越コソ 川カハ 止ト 墓カバネ 豈コト 郡コト

右韓音諸書に散在する者今其一二を記す

地 蟹 蜂 蟬 菊 死 推

天竺語

右西土の音のまゝ、和訓とする者。

花ハナ 魚イサナ 瓦イハ 土器ツツ 郭公クワク 猿サマシ 乳母ウチノメ 皿ハシラ

右の類は竺語なり。

按に蝦夷エゾ 夫ウツ 婦メ 老オシ 風カゼ 此れ皆韓の古音より轉せし者。」

と考定し、言語學上より高天原は新羅なりと推斷したる、衝口發著者の説なりとす、然れども是れ亦誤解を免れず、論ずる所の根底を分拆するに、日本語と

「アイノ」
語

「アイノ」語には少しも區別を措かず、韓語を日本語の源と見做して、人皇の御世に日本語の韓地を浸潤したることを悟らざるの罪なりとす、實に高天原は西南部支那、兩尊民族は廣東民族の一派、而して其の言語并びに風俗は、胡種—印度種—馬萊種の折中あり、是れ余輩が正純なりと信する説にして、「日本建國之真相」に考證せり、詳細は該書に就て見るべし。

安南の東京

天神の御坐所たりし高天原は安南の東京地方、天神の御領土なり—天は西南部亞細亞一帶の總稱なり。淤能婁呂島は自凝島の義にして自然に到着したる島をいふ、水蛭子嶋と共に、出雲—石見—伯耆の交岸に在る小嶋なり、今日の何嶋なるやは等しく知るを得ず。淡嶋は今日所謂伯耆の會見郡—出雲の嶋根意守出雲三郡—及び石見に屬する海岸一面の名ありし。神とは太古に於ける男子の通稱にして、今日の郎若しくば雄に當れり。

西胡民族

兩尊東下の年代は、支那に於ける周朝成王の頃なるべし。兩尊の父祖たる天神は、元來西胡民族の一派なりしが、太古荒鴻の世に於て部下を統率して漸く東南に下り、土人を逐斥して西南部支那一帶を横領し、神都を今日の安南東京地方昔日の交趾郡及び日南郡に奠めて次第に四方を蠶食し、同族次第に膨脹して既に今日の福建省（閩越）—廣東省（南越）—廣西省（百越）—貴洲省（百越）—交趾支那及び安南等を掩有するや、内の離合盛衰も往々にして免れざりしと雖も、概して西の方東印度（東天竺）を攻め、東南の方南海（馬萊諸島）を犯し、東北の方中央亞細亞を苦めたり。其の強悍不屈なるは、中央亞細亞の英主として有名なる三皇五帝と雖も、徳化し又は威服し得ずして、等しく一種化外の民として目するに南蠻を以てし、來れば斥けず來らざれば捨てつ、唯防

對外民族

禦の策に汲々たりしを見て知るべきなり。實に天神民族は、他より犯撃を蒙りて受動的防禦策を取るの止むを得ざるに至りしは甚だ稀にして、多くは自動の地位に立ちて四隣に侵入するを常とし、同族鬪牆の時代を除きては斷へず外交及び外戦に着目せる、一種の對外民族なりき。されば支那に於ける周朝成王の時、武王一統の餘徳未だ衰へざる、輔弼の臣たる周公、諸父の親を以てして自在に智徳の妙を振ひ、成王も既に過を悔るに及びて、共に心を政事に致し、こゝに文典武備全く齊ひ、畢竟九夷八蠻も外形的に、服従し屏息するの外なきに至り、天神民族は脾肉の歎に堪へずして、鬱勃の氣を漏すの場所を案せしが。折しも天神民族の中に、日本へ往來したる者多少あり、又「アイノ」族にして、漸く南下して天神の領土たる安南に達せし者もありて、東海に豊饒なる島嶼あり。

脾肉の歎

探險的遠征

兩尊の第一遠征

りとの事實は、いつしかに天神朝廷へ開へたり、されば天神朝廷は得たりとして、其豊饒なる島嶼を占領するの議を決せり、然れども其陸土の形勢及び其土蠻の如何は全く不明瞭にして、此の東海占領は一種の探險的遠征なるを以て、頗る重任なりとし、神皇の御嫡流にして智勇兼備なる御夫婦を撰びて總督に擧げ、附するに精兵中の精兵を以てしき。此總督は日本天皇の祖先なる伊邪那岐伊邪那美兩尊にして、此精兵は日本民族の祖先なる兩尊民族なり。

漸諸韓族東

兩尊は神皇の詔を受け、部下と共に下し賜へる沼矛を携へて船に乗り舳艫相銜みて漸く東し、既にしては漸く北し、端なくも出雲海岸の一小島に着して是を淤能基呂嶋と名け、此嶋を御本營として向岸大島に往復し、其陸土の形勢及び其土蠻の状態を揣摩し

賜へり。當時は既に諸韓族東漸し、恰も「アイノ」族を攘斥して次第に内地に侵入するの秋に際し、中國海岸特に出雲海岸一帯は其渡來の要口にして既に諸韓族の割據する處とあり、各部の勢力頗る盛んにして、容易に侮るべからざるが如く見へければ、伊邪那岐尊は政路を南岸に轉ずるの得策なるを主張し賜ひき。然れども伊邪那美尊は、部下の精銳なるを待みて是に反對し、直に出雲口より侵入せんことを主張し賜ひ、而して兩尊時代は女尊男卑の風習なりしを以て伊邪那美尊は部下の將士と共に、意を屈して伊邪那尊の策に従ひ、進んで諸韓族の割據せざる水蛭子島を占領し賜ひしも、此島は地味礪確にして到底無用の小島なるを以て、放棄して去り賜ひ、次に淡島を占領せんとし賜ひけるが、此地は海濱の瘠土ながらも後世粟の特生地とありて粟島と改稱せらるゝ程の

女尊男卑

無用の小島

粟の特產地

天神民族
と諸韓と
の衝突

土壤にして、中國海岸の要津たる地勢をさへ占められたれば、諸韓族は全力を盡して防禦し兩尊が小數の部下を以て其の決河の勢に當り賜ふは、累卵の危に似たりと雖も、天神民族精兵中の精兵は、殊死して戦ひて一を以て十に當り、諸韓族を撃退して遂に占領の効を奏しき、然れども兩尊は部下大に減じて到底諸韓族を防ぐ能はざるを以て、亦た放棄して去り賜ひ、神都に歸航して神皇の御命を請ひ賜ひぬ、因て天神朝廷は、議を凝らして後に謀の可否を高等占卜に問ひ、以て上奏しければ、神皇は其の策を納れ賜ひ第一回遠征の蹉跌を以て、伊邪那美尊が自用し賜ひたる結果とし、改めて一切の節度を伊邪那岐尊の專斷に委ねて、其計略を自由に實行し得させ賜へり、是に於て兩尊は、第二遠征に向て出發し賜ふ。

兩尊の第
二遠征

淡路 四國 隱岐 九州 壹岐 對馬 佐渡 大和

故爾ち反り降りまして。更にかの天之御柱を先の如く往き廻り賜ひき。こゝに伊邪那岐命。先づあなにやしえをとめをのり賜ひ。後に妹伊邪那美命。あまにやしむをどことをとのり賜ひき。かくのり賜ひ竟へて。御合まして。御子淡道之穗之狹別島(淡道島亦の名は穗之狹別といふに同じ則ち淡路島)を生み賜ひき。次に伊豫之二名島(四國)を生み賜ひき。此島は身一つにして面四つあり。面毎に名あり。故伊豫國を愛比賣といひ。讃岐國を飯依比古といひ。粟國(阿波國)を大宜都比賣といひ。土左國を建依別といひ。次に隱岐之三子島(隱岐島)を生み賜ふ。亦の名は天之忍許呂別。次に筑紫島(九州)を生み賜ふ。此島も身一つにして面四つあり。面毎に名あり。故筑紫國を白日別といひ。豊國を豊日別といひ。肥國を建日向豊久士泥別といひ。熊曾國を建日別といふ。次に伊伎島(壹岐島)を生み賜ふ。亦の名は天之比登都柱といふ。次に津島を(對馬)生み賜ふ。亦の名は天之狹手依比賣といふ。次に佐渡島を生み賜ふ。次に大倭豊秋津島(大和國)を生み賜ふ。亦の名は天之御虛空豊秋津根別といふ。故此八島が先づ生みませるに因りて、大八島國といふ。(古事記)

大八島 筑紫 火國 豊國 熊國 襲國 兒島 小豆島 大島 女島 平戸五島

因に云ふ太古には、筑前御笠郡筑紫村邊を起點として筑前筑後一帯の地を筑紫國といひ、肥後八代郡火村邊を起點として肥前肥後一帯の地を肥國といひ、豊前京都郡豊津邊を起點として豊前豊後一帯の地を豊國といひ、肥後球磨郡を起點として薩摩肥後豊後一帯の地を熊國といひ、大隅曾於郡を起點として薩摩大隅日向一帯の地を襲國といひ、而して熊國と襲國を合して熊襲國といへり、然れども境域は勿論漠然なりし、尙第二卷に於て説かむ。さて後還りまし、時に。吉備兒島(備前の兒島)を生み賜ふ。亦の名は建日方別といふ。次に小豆島(讃岐の小豆島)を生み賜ふ。亦の名は大野手比賣といふ。次に大島(周防の大島)を生み賜ふ。亦の名は大多麻流別といふ。次に女島(豊後國崎郡の女島)を生み賜ふ。亦の名は天之根といふ。次に知訶島(肥前松

兩兒島

浦郡平戸五島值嘉島)を生み賜ふ。亦の名は天之忍男あめのたしむといふ。次に兩兒島(筑前遠賀郡の兩兒島)を生み賜ふ。亦名のは天兩屋あめのたしむといふ。(古事記)

兩尊の第二遠征に於けるや、新手の精兵を率ひ、先づ紀淡峽に入りて淡路を占領し、進んで四國及び隱岐を取り、遂に九州を畧して壹岐對馬に及び、遠くは佐渡に到り、而して一たび歸りて大和を徇へ賜ひき、以上の八島こそ兩尊が第一回進軍の侵略地にして、後世の所謂大八島なれ。次には水師を内海に進めて、備前の兒島讃岐の小豆島及び周防の大島を略し、既にして馬關海峽を出で、豊後の女島筑前の智訶島及び兩兒島を取り賜ひき。所謂島の亦の名に就きては、説あり曰く陸土占領を産子に喩へしより、島をも人に喩へて名けたるより起りしものにして、下に比賣なる詞を帯べるは女性、其他は總て男性なるか如く、而して兩々相隣

島の亦の名

れる島の名には夫婦に喩へたりと見ゆるもあり、愛比賣は飯依比古と、大宜都比賣は建依別と、天之狭手依比賣は天之比都柱と、大野手比賣は建日方別と、相互相對せるものに似ずやと、是れ誠に一理、然れども土蠻の會長の名なりと解することを寧ろ可ならめ、此の説は先に「日本建國之真相」に於て述べたり、佐渡島に亦の名なきは、傳を漏れしものならむ。

兩尊は後尙漸くにして、畿内及び東國の「アイノ」族を征し、又中國の諸韓族を討ち、遂に近江以西を一統し賜ひき、然れども「アイノ」民族及び諸韓民族の弊惡なる、其向背は時々變動ありしなり。

近江以西の一統

因に云ふ、少しく後年の事蹟に屬すれども史に

あめつしたはるのみことや、うねもひかぬのかみ
天下春命は八意思兼神の兒にして武藏秩父國造知夫國造は瑞籬朝の御世に八

兩尊の諸司百官

意思金命十世孫知々夫彦命を國造に定め賜ひ大神を拜祠す(舊事紀國造本紀)
 此神の形貌自ら天稚彦と恰然相似たり。故に天稚彦の妻子等見て而して喜び
 て曰く。吾が君猶在り。則ち衣帶を攀持して排離すべからず。時に味相高
 彦根神怒りて曰く。朋友喪亡せり故に吾即ち來り弔へり。如何ぞ死人を我に
 誤る耶と。乃ち十握劔を抜きて喪屋を斫り倒す。其の屋墮ちて而して山を成
 す。此れ則ち美濃國喪山是なり。(日本書紀)
 と記せるを見れば兩尊御平定の地は、一時近江以東に及びしやも知るべから
 ず、然れども確證なきが故に、敢て言はず。
 既に國を生み竟へて。更に生みます。故生みませる神の御名は。大事忍男神(大
 作事神又は棟梁神)。次に石土毘古神(石工陽神)を生みます。次に(妹)石
 石巢比賣神(石工陰神)を生みます。次に大戸日別神(大工神又は木工神)を
 生みます。次に天之吹男神(葺屋神)を生みます。次に大屋毘古神(家造神又
 は作事神)を生みます。次に風木津別之忍男神(風木神又は柱端成就神又は小
 作事神)を生みます。次に海神を生みます。名は大綿津見神。次に水戸神(港
 神)を生みます。名は速秋津日子神。次に妹、速秋津比賣神を生みます。此
 速秋津日子速秋津比賣二神。河海に因りて持ち別けて。生みませる神の御名は
 沫那藝神。次に(妹)沫那美神。次に類那藝神。次に(妹)類那美神。次に天
 之水分神。次に國之水分神。次に天之久比奢母智神。次に國之久比奢母智神。
 次に風神を生みます。御名は志那都古神。次に木神を生みます。御名は久久
 能智神。次に山神を生みます。御名は大山津見神。次に(妹)野神を生みます。
 御名は鹿屋野比賣神。亦の御名は野椎神といふ。此大山津見神野椎神二神。山
 野に因りて持ち別けて生みませる神の御名は。天之狹土神。次に國之狹土神。
 次に天之狹霧神。次に國之狹霧神。次に天之閻戶神。次に國之閻戶神。次に大
 戸惑子神。次に(妹)大戸惑子神。次に生みませる神の御名は。鳥之石楠船神

鳥之石楠船神

(船神) といふ。次に大宜都比賣神(御料神)を生みまし。次に火之夜藝速男神(火神)を生みます。亦の名は火之炊昆古神といひ。亦の名は火之迦具土神といふ。此御子を生みますに因り。みはと(陰門)炎えて病み臥し賜ひき。たぐり(歐吐)に成りませる神の御名は。金山毘古神(鑛山陽神)。次に(妹)金山毘賣神(鑛山陰神)。次に尿に成りませる神の御名は波瀨夜須毘古神。次に(妹)波瀨夜須毘賣神。次に尿に成りませる神の御名は(妹)彌都波能神。次に和久産巢日神。此神の御子を豊宇氣比賣神といふ。故伊邪那美神は火神を生みませるにより。遂に神避りましぬ。

凡て伊邪那岐伊邪那美二柱の神、共に生みませる鳥壹拾肆島。神參拾伍神。(古事記)

兩尊の國家組織

陸土占領の既に一段落を告ぐるや、立國の時期は正に迫れり、野蠻の世あればさして復雜なる國家機關を用ふべきには非ざれども、兎に角諸司百官を設けて、政務上に一定の制度を置かざるを得ず、建國創草の折柄とて、事々物々總て其緒に屬し、社會百般の組織より、農工商醫其他萬端干涉して、改良發達を圖るの必要あり、又人民の上に見るも「アイノ」族及び諸韓族の、邊疆に在りて叛服常無きを制せざるべからざるは論勿く、大八島の諸所に雜居せるものをして、次第に兩尊民族に同化せしむるの必要あり、實に國家守成の易きに比しては、決して同日の論に非ずとす、兩尊は此難局に處して能く國家永久の基を開き賜ひき、其施設の多分は、今日に至りては端知し得べからずと雖も、他の事蹟に由りて其の概要を推則するに、文武は一途の制なりし、皇都には諸司百官ありて、天皇に隸して諸政を行ひ、大事に臨みては會議を催して可否の決を定め、地方の各所には世襲の領主ありて、臣民を統へ、

立君族制
政治

而して諸司百官及び領主の職に當れるものは、皆族長にして、中に皇都近傍の領主には兼ねて諸司百官の一に備はりたる者もありき、要するに不完全なる立君貴族政治の一種、立君族長政治なりしあり。

男女同權

女性にして身自ら若しくは夫と共同的に、諸司百官又は領主の一と爲りし者あるは、當時の風俗たる女尊男卑の餘風未だ全く去らずして、女子が技倆の逞しき猶裕に男子と平等の地歩を保ち、伊邪那美尊の伊邪那岐尊に於ける、天照大御神の素盞鳴尊に於ける、豊玉姫の彥穗々出見尊に於ける、更に相下り賜はざりしが如く、所謂男女同權の傾向にして、文武兩道の事は總て男女均しく是れに當りしに由れり。

建國時代に於ける國家の情勢は、今日とは大に赴を異にせしを以

兩尊の官制

て、兩尊が旋設し賜ひたる諸司百官の如きも、文明的の眼光を以て視る時は頗る奇怪なるの觀なしとせざるべし、然れども當時に在りては寧ろ社會の狀態に相應なりしなり。

兩尊朝廷に於ける内閣は、六官より成り、棟梁官を總理として、次に石工官、次に木工官、次に葺屋官、次に屋官、次に風木官なりき、當時に於ける大政の要務は概して造家に關する事物ありしを以て、かゝる内閣組織を撰びしものなるべし、其の下には、諸海島を領して海事を掌る海官あり、諸港邊を領して港事を掌る港官あり、港官の下には諸河港邊を領して河港事を掌る河港官諸海港邊を領して海港事を掌る海港官、及び河海中間の諸港邊を領して河海港事を掌る河海中間港官あり、次に風多き諸陸土を領して風事を掌る風官あり、次に木多き諸陸土を領して木事を掌る木官

神名の意

あり、次に山多き諸地方を領して山事を掌る山官あり、次に野多き諸地方を領して野事を掌る野官あり、而して山官の下には坂山官及び平山官あり、野官の下には荒野官及び沃野官あり、次に船事を掌る船官あり、次に稼穡牧畜等の事則ち農事を掌る御料官あり、次に火務を掌る火官あり、次に鑛務を掌る採鑛官治金官及び鑄鑛官あり、かくて至尊に奉行して百事を處理し以て四方を經營したりと見ゆ、此等諸事蹟の明瞭ならざるは史家の實に遺憾とする所なり、

兩尊時代に於ける是等諸司百官の名は、古史家が或は經國を以て造家に比し、或は種々なる職掌の差別を以て地水火風若しくは木火土金水の區別及び山野河海の相異に喩へ、或は當代に存したることの明瞭なる事物に托し、以て想像的に臆斷したるものなるや

も測り難し、然れども先づは主觀的の解釋に従へり。

平和的外交

兩尊は御譜代の臣隸に向て特に恩愛を垂れ賜ふと同時に、異種族に對しても別に隔心し賜はせしめて勉めて平和的外交に據り賜へり、されば「アイノ」族並びに諸韓族も、兩尊民族と共に諸司百官の職に當るの榮を擔ひ、又舊來の領主にして既に歸順の意を表せる者は、依然として其の領主臣隸を失はざるを得て、兩尊民族出身の領主と等しく、諸方に君主の地位を保ちき、誠に兩尊は赤心を以て天下に臨まんとして、主として徇撫策に依りて四方を經營し賜ひき。

建國の規模

兩尊の徇撫的德化策は、内は近江以西(畿内)―南海道―山陰道―山陽道―九州―琉球を統べ、外は東南長白山平島及び其沿海の諸島嶼と、西南部支那一帶及び南海の諸島嶼に加へられて効果を奏し

き、兩尊御建國の規模は意外にも雄大にして、實に驚くに堪へたりとす、

飴の如く
虎狼の如く

兩尊が雨露の德澤と雖も、蠻人の反覆常無きは、是れを化とすに由なくして、時々國家の破綻を來したり、蠻人の性たる飴の如く、冷ゆれば固まり、熱すれば延ぶ、又た虎狼の如く、貪りて飽くと無く、稀にして飽くことあれば即ち去り、飢ゆれば即ち我を咬む、是を御するの難きは大聖人と雖も能く德を以てして如何することなし、たゞ抵抗すべからざる武に籍りて服するの外なきなり兩尊が初め神國精兵の威を示して撫徇し賜ふや、「アイノ」族及び諸韓族は共に懾伏し、其の降るや兩尊は信任して諸司百官の職を授け、或は領地の安堵を許し賜ひければ、暫らくは兩尊の御威德に感じて二心を抱かざりしと雖も、蠻人の常には、漸々として

文武一途

御恩に狎れ、終に其の怖るゝ所の御精兵が遠く出でて領主に補せられ、残れる者も御所の諸司百官に任じて文事を掌り、かくて次第に御武威の下火に赴くを見るや、次第に輕侮の念を生じ、邊疆に在る者は往々寇し來りて掠奪を逞ふし、又た内地に在りて小内亂を起すものさへ出づるに及べり、幸に當時は文武一途の制にして、文官武官の區別なく、既に文に歸したりと見ゆる精兵も、一朝事有るに當りては復た干戈を取りて軍に臨むの定にして、犯境の敵内訌の一揆を鎮むること囊中の物を探るが如く容易なりければ、幸じて國家の瓦解を免れしなり。然れども後に伊邪那美の尊が、火官の専横を憤りて出雲に退隱し賜ひしを以て、諸韓族は大に喜び奉じて以て主君とし、大和朝廷に叛きて氷炭相容れざるの觀をなしぬ、

二尊の御
不和

故こゝに伊邪那岐命が。愛しき我が那邇妹（汝妹）の命や、子の一木に易へつるかもと詔り賜ひて。乃ち御枕方に匍匐ひ。御足方に匍匐ひて哭き賜へる時に。御涙に成りませる神は。香山の畝尾の木の本（大和十市郡の木の本村）に坐す。御名は泣澤女神。故其神避りまし、伊邪那美神は出雲國と伯伎國の堺比婆之山にかくしまつりき。

こゝに伊邪那岐命は。御佩十拳劔を抜きて其御子迦具土神の頸を斬り賜ふ。こゝに其御刀の前につける血が。湯津石村に走り就きて。成りませる神の御名は石拆の神。次に根柢神次に御刀の本につける血も。湯津石村に走り就きて。成りませる神の御名は瓊速日神。次に樋速日神次に建御雷之男神亦の御名は建布都神。亦の御名は豊布都神。次に御刀の手上に集れる血が手。の俣より漏れ出でて。成りませる神の御名は閻淤加美神。次に閻御津羽神なり。上の件。石拆神より以下閻御津羽神まで併せて八柱は、御刀に因りて生みませ

御武徳を以て服したまへる神

る（御武徳を以て服し賜へる）神なり。

殺さへまし、迦具土神の御頸に成りませる神の御名は。正鹿山津見神。次に御胸に成りませる神の御名は。淤勝山津見神。次に御腹に成りませる神の御名は。奥山津見神。次に御陰所に成りませる神の御名は。閻山津見神。次に左の御手に成りませる神の御名は。志藝山津見神。次に左の御手に成りませる神の御名は。原山津見神次に右の御足に成りませる神の御名は。戸山津見神。故斬り賜へる刀の名は。天之尾羽張といふ。亦の名は伊都之尾羽張といふ。

こゝに其妹伊邪那美命を相見まく欲して黄泉國に追ひ往てましき。こゝに殿の騰戸より出向へます時に。伊邪那岐命語らひ賜はく。愛しき我が那邇妹（汝妹）の命よ。吾が汝と作れりし國が未だ作り竟へずあれば。還りまされど。こゝに伊邪那美命答へ賜はく。悔しきかも。速く來まされず吾は黄泉戸（黄泉國の竈

伊邪那美
尊と諸韓
族の結托

にて煮炊きたるもの。喫しつ。然れども愛しき我が那勢（汝兄）の命入り來
 ませる事恐れければ。還りおむを。まづつばらかに黄泉神と相論はむ。我をな視
 賜ひずとかくて其殿内に還り入りませる間に。いと久しくて待ちかね賜ひき。
 故左の御美豆良にさしせる湯津間櫛の男柱一つ取り闕きて。一つ火を燭して入
 り見ますの時。うじたかれとろろぎて（蛆たかり膿沸きて）（御乱形の形容）。頭
 には大雷（人名）居り。胸には火雷（人名）居り。腹には黒雷（人名）居り。
 陰には栲雷（人名）居り。左手には若雷（人名）居り。右手には土雷（人名）
 居り。左足には鳴雷（人名）居り。右足には伏雷（人名）居り。併せて八雷神
 成り居りき。こゝに伊邪那岐命見て畏みて逃げ還りますの時。其妹伊邪那美命
 吾に辱を見せしめ賜ひぬと言し賜ひて。やがて豫母都志許賣を遣はして追はし
 め賜ひき。
 こゝに伊邪那岐命。黒御鬘を取りて投げ棄て賜ひしかば。乃ち蒲子生りき。是

兩尊の御
離婚

れを撫ひ食める間に逃げ行きますを。猶追ひしかば。亦其右の御美豆良の湯津
 津間櫛を引き闕きて投げ棄て賜へば。乃ち筭生りき。是れを葎き食むの間に逃
 げ行きますしき。また後には。かの八雷神に千五百の黄泉軍を副へて追はしめ賜
 ひき。すなはち御佩十拳劍を抜きて後手にふきつゝ（振りつゝ）逃げ來ませる
 を。猶追ひて黄泉の比良坂の坂本（出雲國意宇郡伊賦夜坂）に到れる時に。其
 坂本に在る桃子三個（大族長の名）とりて待ち撃ち賜ひしかば。悉く逃げ返り
 き。こゝに伊邪那岐命。桃子にのり賜はく。汝吾を助けしが如く。葦原中園に
 有らゆる宇都志伎青人草（顯見蒼生即ち現在黎庶）の苦しき瀨に落ちて患へ惚
 しむ時に助けてよと。意富加牟豆美命（天神實之命）といふ御名を賜ひき。
 最後に其妹伊邪那美命身自ら追ひて來ましき。すなはち千引石を其黄泉比良坂
 に引き塞へて。其石の中に置きて。各對立して事戸を度す時に（離別の誓を建
 る時に）。伊邪那美命のり賜はく。愛しき我が那勢の命よ。かく爲し賜は。汝が

國の人草を一日に千頭絞り殺さなど。こゝに伊邪那岐命詔り賜はく。愛しさ我が那邇妹の命よ。汝がしかして賜はゞ。吾はや一日に千五百産屋立てゝなど。是を以て一日に必ず千人死し。一日に必ず千五百人なも生るゝなり。故其伊邪那美命を黄泉津大神といふ亦其追ひしきしによりて。道敷大神ともいへり。亦其黄泉坂に塞やれりし石は道反大神といふ。亦塞坐黄泉戸大神ともいふ。故其所謂黄泉比良坂は今出雲國の伊賦夜坂ともいふ。

是を以て伊邪那岐大神。吾はいなしこめしこめき（いやよみぐるしきたなさ）穢國に到りて在りけり。故吾は御身の禊せなど詔り賜ひて。筑紫日向の橘小門の阿波岐原（筑前粕屋怡土両郡を橘といひ住吉邊を橘又は檀原といふ）に到りまして禊ぎ祓ひ賜ひき。故投げ棄る御杖に成りませる神の御名は。衝立船戸神。次に投げ棄る帯に成りませる神の御名は。道之長乳齒神。次に御裳に成りませる神の御名は。時置師神。次に投げ棄る御衣に成りませる神の御名は。和豆良能宇

物を與へて從へたまひし神

斯能神。次に投げ棄る御禊に成りませる神の御名は。道侯神。次に投げ棄る御冠に成りませる神の御名は。飽咋之宇斯能神。次に投げ棄る左の御手の手纏に成りませる神の御名は。奥疎神。次に奥津那藝佐昆古神。次に奥津甲斐辨羅神。次に投げ棄る右の御手の手纏に成りませる神の御名は。邊疎神。次に邊津那藝佐昆古神。次に邊津甲斐辨羅神。

右の件。船戸神より以下邊津甲斐辨羅神まで十二神は。身に著ける物を脱ぎうて賜ひしによりて生みませる。（物を與へて從へ賜ひし）神なり。頃日臺灣鎮撫の記録を閲するに、樺山總督の土蠻を待つや、或は威を示して其の膽を挫き、或は物を與へて其の情を買へり、是れ實に両尊が古「アイノ」族を服し賜ひし計策に暗合せり、尙想へば又人の野蠻を過り、古々東西皆此類の術

策を用ひたるもの、如く、決して奇ならずと雖も、臺灣鎮撫の記録が日本建國の情況を知るに好個の参考書たるや明し、亦た以て本書に参照せば、頗る興味あらむ、

ふゝに上瀬は瀬速し下瀬は瀬弱しと詔りこぢ賜ひて、中瀬にをりかづきて（瀬衝きて則ち水中に頭を衝き入れて）滌ぎ賜ふ時に、成りませる神の御名は。八十禍津日神。次に大禍津日神。此二神はかの穢繁き國に到りまし、時に汚垢に因りて成りませる神なり。次に其禍を直さんとして成りませる神の御名は。神直毘神。次に大直毘神。次に伊豆貳賣神。次に水底にて滌ぎ賜へる時に成りませる神の御名は。底津綿津見神。次に底筒之男命。中にて滌ぎ賜へる時に成りませる神の御名は。中津綿津見神。次に中筒之男命。水の上にて滌ぎ賜へる時に成りませる神の御名は。上津綿津見神。次に上筒之男命。此三柱の綿津見神は。阿曇連等が祖神といつく（齊く）神なり。故阿曇連等は。其綿津見神の御

神道の濫

子宇都志日金拆命の子孫なり。其底筒之男命。中筒之男命。上筒之男命三柱の神は。黒江之三前大神（攝津國住吉郡住吉神社にして後に別殿として神功皇后を祠り奉りしを以て今は住吉の四座大神といふ）なり。是に左の御目を洗ひ賜ひし時に成りませる神の御名は。天照大御神。次に右の御目を洗ひ賜ひし時に成りませる神の御名は。月讀命。次に御鼻を洗ひ賜ひし時に成りませる神の御名は。建速須佐之男命なり。

右の件。八十禍津日神以下速須佐之男命まで。十四柱の神は御身を滌ぎ賜ふに因りて生みませる者なり。

神道の蘊義は、周易の陰陽説―佛典の因縁説―并びに耶蘇教の宇宙説を一括せるものあり、是等の事に關しては、別に詳論を掲げずと雖も、曩に造化神の條下に其摘要を示したるが故に、既に讀者の腦中に映せし所なるべし。

禊祓の神事はしむ。神伊邪那岐大神の豫母都國の穢を祓ひ給へるに始まり。速須佐之男大神の。天津御國の御荒びに就きて。この事有りしより次々に。御世く絶へず行ひ給へるは。天の下治め給ふ大御政事の中に。最も重き神事なればやかし。(天津祝詞考序)

禊祓の神事はしむ。………祓戸神四柱の御靈に頼りて。萬の枉事罪穢を祓ひ清むる事なれば神代紀に素戔鳴尊に。千座置戸の解除を科する處に。「天兒屋命をして其の解除の太辭を宣らしむ」と有る太辭辭は。必ずこの四柱の神に禱白す詞なりけむこと灼るく。また後の大祓の神事も、その天津宮事を以て行ふ事なれば。必き此の神たちに禱白す。天津祝詞の無くては得有まじき理なるに。其の太祝詞の傳はらざるはいと歎はしく。悲しき事なり。(大祓太詔刀考) 高天原に神留ます神魯岐神魯美の御言以て。皇御祖。神伊邪那岐命。筑紫日向の橘の小戸の阿波岐原に。御祓祓ひ給ふ時に生ませる祓戸の大神等。諸の

枉事罪穢を祓ひ賜へ清め賜へと申す事の由を。天津神國津神。八百萬の神等共に。天之斑馬の耳振り立て。開食せど。恐み恐み白す。(天津祝詞)

神籬は後世の神祠なり。何にても其の人の体として祭る主を藏る物なり。此を比毛呂岐と訓するは元と新羅の辭にしてそれを假て用るものなり。殫斂は韓音比毛呂岐なり。(衝口發) 上古祠を立てず。其祭ること墓所柩前に於てす。爰を以て伊弉册尊の陵前に幡歌舞を以て祭り天照大神………の前に於て天鈿女茅繩の鞘を持って俳優をなす………巫をして神を祭らしむる古俗なり。(衝口發)

然れども其の典禮に到りては、兩尊時代以前よりの習俗を襲用せるあり、夫れ然り神道は、祖宗崇拜を典禮とし、儒教―佛教―及び耶蘇教の粹理を蘊義せり、蓋し世界に於ける宗教中の最も善美

せるものなり、而して其の振はざる今日の如きは誰が罪乎や。

伊邪那岐尊が火官を誅戮せ賜へる事、伊邪那岐尊と伊邪那美尊の御離別、伊邪那美尊と諸韓族諸族長の結托、中國獨立の概況、伊邪那岐尊に服従し又は御味方したる人々、及び伊邪那岐尊の九州御下向等は、本文に依りて明なれば敢て贅言せず。

伊邪那美尊の伊邪那岐尊と分離し賜ふや、皇都を出雲に奠めて立君族長政治を布き、以て中國に君臨し賜ひき、以來中國は實に一獨立國と爲り、大和立君族長政治國と對峙して相下らざりしなり、されば當時に於ける日本國の版圖は、今日の畿内南海道及び九州を本領とし、東南部朝鮮比隣並びに西南部支那比隣を屬領としたるものといふべし。

伊邪那岐尊は船官に命じて盤楠船を造らせ賜ひ、時々御故郷なる

出雲朝廷

西南部支那則ち天（天神の高天原の所在なる天神國）へ通行し賜ひき。

神代の時には朝鮮比隣、及び西南部支那比隣へ往來したる者、少からざりしが如し。而して彼等が渡外の要津とせる所は、中國及筑紫の北方沿岸なりき。

丹後國天梯立は伊邪那岐尊の造船所の一にして、而して渡外要津の一なりしか

與謝郡郡家の東北隅の方に速石里あり。此里の海に長大なる石前イシサキあり。長さ二千二百二十九丈。廣さ或所は九丈以下或所は十丈以上二十丈以下。先を天梯立アマノハシタテと名け後を久志備濱クシベノハマと名く。然か云ふは。國を生みませる大伊射奈藝命。天に通ツラシ行せんとして梯はしを作り立て賜ひき。故に天梯立と云ふ。神の御寢ミヨカませる間ま伏しければ仍なほ怪しみ久志備クシベましき。故に久志備濱と云ふ。

伊邪那岐
造船所

其中間を久志と云ふ。此より東海を與謝海と云ひ西海を阿蘇海と云ふ。是の二面の海雜魚共に善佳なり。但蛤は乏少なり。(丹後風土記)

播磨國賀古郡益氣村は神代に於て天通行者の要路に當りき。

賀古郡益氣里に石橋あり。傳へて云ふ。上古の時此橋は。天に至るの八十人衆が上下往來しき。故に八十橋と曰ふと。(播磨風土記)

伊豫國伊豫郡天山は兩尊の西征軍が始めて到着したる土地なるべきか。

伊豫の天

伊豫郡郡家より以て東北に天山あり。名天山の由る所は、倭に天加具山あり。天より天降ります時二つに分れて。片端を以て倭國に天降りまし。片端を以ては此土に天降りましき。因て天山と謂ふなり。(伊豫國風土記)

若し伊豫國風土記にして、信すべくむば、兩尊の四方に志し賜ふや

天交通の要津

兩尊の山

、淡路を占領してのち、軍を分ちて東征西征の二隊とし、東征隊をして大和に入らしめ、西征隊をして伊豫に向はしめ賜ひしものならむか、然れども中古に至りて、天神の高天原を以て九重の天なりと爲し、神代の諸尊は九重の天より天降り賜ひしものと考へたるより、種々なる荒誕の想像を畫き出したること尠からざれば、此記録は蓋し其一つなるべきか、到底信すべからざる記事なるが如し。

伊邪那岐尊の九州より還り賜ふや、近江に御し、而して既に御位を譲り賜ひて後は、淡路に幽宮を構へて遷御し賜ひ、終に此處に於て崩御ましまして、紀伊國熊野之有馬村に葬り奉りぬ、伊邪那美尊は出雲國島根郡に於て崩御ましまして、出雲伯耆の塚なる比婆之山に葬り奉りき。

(三) 素盞鳴尊の御圖韓
月夜見尊の御圖南

伊邪那岐尊の既に老ひ賜ふや、御版圖を御三子に委ね賜ひぬ

伊弉諾尊御三子に敕任しての賜はく。天照太神は以て高天原（日本國則ち畿内南海道山陰道山陽道及び九洲）を治す可きなり。月讀尊は以て滄海原潮之八百重（西南部支那及び南海の諸島嶼）を治す可きなり。素盞鳴尊は以て天下（長白山半島及び其沿岸の諸島嶼）を治す可きなり。（日本紀）

伊弉諾尊御三子に敕任しての賜はく。天照太神は以て高天之原（日本國）を御す可きなり。月夜見尊は以て日に配して。天（西南部支那）の事を知らすべきなり。素盞鳴尊は以て滄海之原（長白山半島及び其沿岸の諸島嶼）を御すべきなり（日本紀）

北方管領
南方管領

此時伊邪那岐命大に歡喜し賜ひて。吾は子を生み生みて生みの終りに三貴子を得たりと詔り賜ひ。即ち其頸珠の玉緒をもゆらに取りゆらかして。天照大御神に賜ひて。汝命は高天原（日本國）を知らせと詔りこちて。事依さし賜ひき。故其御頸珠の名を御倉板舉之神といふ。次に月讀尊に汝命は夜之食國（一に常世國と記す常夜國又は常闇國の義にして西南部支那則ち天神の天なり）を知らせよと詔りこちて。事依さし賜ひき。次に建速須佐之男命に汝命は海原（長白山半島及び其沿岸の諸島嶼）を知らせと詔りこちて。事依さし賜ひき。故をのゝ依さし賜へる御言のまにゝ知ろしめす中に。速須佐之男命は御言の國を知ろしめさずして。八拳鬚心前に至るまで啼きいさち賜ひぬ。其泣き賜へるさまは。青山枯山の如く泣き枯れて河海悉く泣き乾しき。これを以て惡神の音狭蠅の如く皆滿ち。萬物の妖悉く發りき。故伊邪那岐大御神。何どかも汝は事依させる國を治すして、哭きいさちると詔り賜ひければ。こゝに速須佐之男命

答へて。僕は妣國根之豎洲國に罷らむとねもふ。故に哭くと白し賜ひき。こゝに伊邪那岐大御神大に怒らして。然らば汝は此國にはな住みうと詔り賜ひて。乃ち神やらひにやらひ（逐ひ）賜ひき。故其伊邪那岐大神は淡海之多賀に坐ますなり。

御三子の中に就きて姉君天照太御神は、御女性ながらも御靈徳特に秀で、六合を照しませしかば、皇位の繼承者として日本國本城を統御し、内外の大版圖に君臨すべきの命を受け賜ひ、弟君御兩人は其羽翼たるの命を受け賜ひぬ、則ち月夜見尊は西南部支那比隣を經營するの任を負ひ賜ひ、素盞鳴尊は長白山半島比隣を經營するの任を負ひ賜ひき、是れ日本天皇は大和國の高天原に在りて統を四海に垂れ、海原管領常世管領相兩立してこれを輔くべきの大政策にして、以て伊邪那岐尊の御智謀のばどは知るに足れりと

爲すべし。

天照太御神と月夜見尊は、父尊の詔を畏みてよく御旨に遵ひませしが、素盞鳴尊は强悍類ひなくればして、中國に於ける諸韓族の崇むる所となり、兩尊民族に在りても勇猛なる諸神の中には望を此君に屬する者少からず、又御自身に於ても頗る天位に御心を懸けさせ賜ひければ、竟に重器が姉君の御手に落ちたるを見賜ふや、いたく悲み憤りまして父尊の御旨には遵ひ賜はず、出雲に入り伊邪那美尊の後を嗣ぎて諸韓族に君臨せむと決心し賜ひ、父尊が背命を詰り賜ふに及びて、其意を白し賜ひければ、父尊は大に怒りて放逐の詔を下し賜ひぬ。こゝに素盞鳴尊御味方の猛將は其出雲落を非として、天照太御神に反抗すべきの策を立て、素盞鳴尊を懲慝しけるが、折しも又各地方の領主にして凶徒を嘯聚して素盞鳴

素盞鳴尊
の御暴狀

大和朝廷

尊に應せむとする者も多く、實に素盞鳴尊の御聲望は遠く天照太神の上に在りど見へければ、素盞鳴尊は自らの御威徳を以て天下を服するに足るべしと爲し賜ひて、幕下の言を納れて、出雲行の訣別の爲めにとて父尊に請ひて大和國の皇都に入りまし、機を得ば動かむの御結構と見へて暴行を逞ふして大和朝廷に挑み賜ひぬ、されば皇都は上下震動して四海も鼎沸の姿をなし、天照太御神は御愁悶に堪へ賜はずして巖窟へ誓入し賜ひしかば、大和朝廷は直ちに議會を催して可否の決を採りき。こゝに天照太御神を百方誘ひて皇位に復し奉り、はや悉く素盞鳴尊の御陰謀を端知せしが故に、とく其瓜牙たる幕僚を誅し、又諸將を派して、地方に在りて尊に應援せむとする凶險なる領主を除かしめ、素盞鳴尊には追放の命を下して、禍亂を未發に防ぐの謀に出でたり、而して漸くにし

ては素盞鳴尊は自ら其志の成らざるを知り、又悶牆の不可なるを悟りて以て大に前非を悔ひ、遂に斷然父尊の命に従ふことに決心し賜へり、天照太御神は御徳尊くれはしまして能く諸司百官并びに四民の心を服し賜ひしと雖も、當時の風俗は主として武勇を尙びしが故に、素盞鳴尊の御猛烈を欽慕する者も四方其人に乏しからざるの模様なれば、今や四海は一たび靜謐に歸したりと雖も、若し素盞鳴尊にして一旦公然として一方に割據し賜ふの日あらば、天下の事未だ知るべからざるものあり、大和朝廷は先づ素盞鳴尊を罰して天下に示し、以て刑典を明かにせしとはいへ、頗る後年を憂へき、然れども幸にも素盞鳴尊は眞に非望を絶ち賜ひしなるに、且つは天照太御神が暫らくにして御懺悔の誠なることを悟り賜ひければ、御妹弟の不和は全く融けたり、かくてつひに天照太御神は

素盞鳴尊の御改悛

天照太御神の御養嗣

素盞鳴尊の出雲行

叢雲劔

素盞鳴尊の御婚禮

素盞鳴尊の御子正哉吾勝勝速日天忍骨尊を御養子に貰ひ受けて天位の相續者と定め賜ひぬ。

素盞鳴尊は天照太御神に分れ賜ひてのち出雲に下り、伊邪那美尊の後を継ぎて、暫らくは中國の徇撫に努力し賜ひき。當時御領内を巡察し賜ひし時に、簸河の上流に於て少女を救はむが爲めに大山梟帥則ち大山賊長を戮ませしが、其の梟帥の佩刀は稀有の名劔なりしを以て、叢雲劔と名けて天照太御神に献し賜ひぬ、かゝる名劔を所持せしに由りて考ふるに其の梟帥は諸韓族中の一豪傑なりしならむ、後ち日本武尊が草薙劔と改名し賜ふは則ち此劔にして、實に三種の御神器の一とはなるなり、さて素盞鳴尊は助け賜ひし少女、名は稻田姫といふを娶りて婚禮の式を挙げ賜ひ、こゝに

八雲起兮 出雲兮 八重牆兮 興妻劫兮 八重牆兮 造營兮 其八重牆兮

和歌の濫觴

と賜ひ賜ひき、婚禮式并に歌は兩尊時代より以前に在りて既に天神民族の風俗に従ひたる一種の形を存せしなるべく、現に古史家が兩尊が御柱を廻り合ひ賜ふ事、及び「あなにやしぬをどめを」に由りて疑なし、然れども素盞鳴尊に至りて、大に結婚の禮を明かにし賜ひ、又所謂三十一文字歌の摸型を出して敷島の道に一刺激を與へ賜ひしといふは、決して溢美にあらざるなり、天照太御神と素盞鳴尊の御間柄を、史には左の如く記せり

伊弉諾伊弉册二尊。火神迦具美智と土神埴女姫を相生み。二神稚産靈命を相生み。則ち頭には桑蠶を生じ。臍の中には五穀を生せり矣。天照太神天上に在りて詔して曰く。葦原中國に保食神（稚産靈命）有りど宜しく爾月夜見尊就きて候よと。月夜見尊勅を奉じて保食神の許に降り到る。保食神乃ち頭を廻らして

農業の發達

國に嚮ひければ。即ち口より飯を出し。復た海に嚮ひければ則ち鰭廣鰭狹も亦口より出づ。復た山に嚮ひければ則ち毛毳毛柔も亦口より出づ。夫の品物を悉く之れを百机に貯へて而して饗まつる。是の時月夜見尊念然として色を作して曰く。穢はしき哉鄙しきかな矣。寧んぞ口より吐ける物を以て取て我を養ふ可ん乎と。廼ち劍を殺きて撃ち殺して然る後に復命し具さに其事を言へり。時に天照太神怒りますこと甚しくして曰く。汝は是れ惡神なり須く相見じと。乃ち月夜見尊と一日一夜隔て離れて而して住み賜へり。是の後天照太神復た天熊人を遣して見せしめ賜ふ時に。此神は頭にては桑蠶と化し。にては牛馬と化し。胸には黍粟を生じ。腹には稻種を生じ。臍尻には麥豆を生じ。陰下には小豆麥を生ぜり。則ち天熊人悉く取り持ち去きて而して奉進しぬ。時に天照太神喜びて曰く。是の物は則ち顯見蒼生（黎民）の食ふて而して活く可き者なりと。乃ち粟稗麥豆を以ては陸田の種子と爲し。稻を以ては水田の種子と爲し。因て

天已君を定め。即ち其の稻種を以て始めて天狹田及び長田に殖ふ。其の秋の垂穎の八握に莫々然や甚だ快き也。復た口裏に璽を含みて便ち絲を抽くことを得たり。此よりして而して始めて養蠶の道あり。乃ち絳織の業を起し賜へるもの也。

○天照太神天垣田を御田と爲す。亦御田に三處あり。號して天安田―天平田―天邑并田と曰ふ。並に皆良田の處なり。霖旱を経ると雖も而も損傷する所なし矣。

○素盞鳥尊も田三處あり。號して天楸田―天川依田―天口鏡田と曰ふ。並に皆磽地にして而して雨ふれば則ち之れを流し。旱すれば則ち之れを焦す。素盞鳥尊の爲し行ふや甚だ以て無狀あり。妬みて姉の田を害ふの時や。春は則ち重ねて種子を播き。且つ其の畔を毀ち籩を挿し樋を放ち渠を濘ち溝を埋むるなり。秋は則ち天の班駒を放ちて田の中に伏せしめ胃すに絡繩を以てし籩を挿し馬を伏すなり。復た天照太神の神嘗大嘗亦た新嘗の時を見て則ち新宮の御席の下に放尿送糞す。日神は知らずして徑ちに席に坐し賜ふ。凡そ厥の諸の事一日も息むこと

無く盡く是れ無狀なり。然りと雖も日神は恩親の御意にて愠り賜はず恨み賜はず。皆以て悉く容し賜へり焉。天照太神方に神衣を織りて齊服殿に居ます。則ち天班駒を生剝速剝にして殿褌を穿ちて而して投げ納るゝの時に。天照太神驚き動きて梭を以て身を傷り賜ひき矣。一説に織女稚日姫尊乃ち驚きて而して機より墮ち。持つ所の梭を以て舐を傷りて而して神退ましぬ矣。其の稚日姫尊は天照太神の妹なりと。(舊事記)

屯田―屯倉―屯家の制ハ此時に濫觴せり。

こゝに速須佐之男命。天照太御神に白して我が心清明ゆへに。我が生めりし子に手弱女を得つ。此に困りてまをさば自ら我れ勝ちぬといひて。勝さびて。天照大御神の營田の阿(作田の畔)を離ち。その溝を埋め。亦その大嘗(大新饗)を開し(神に供へ御身自らも食す)めす殿に屎まり散しき。故しかすれども。天照大御神はどがめ(咎)定て。告りて。尿なすは酔ひてはきちらすところ

天照太御
神の窟戸
隠れ文明の發
達

。我があせ（汝兄）の命かくしつらめ。又田の阿を離ち溝を埋むるはあたらし（をしむ）どころ。我がなせの命かくしつらめと詔り直し賜へども。猶その悪き態は止まぞて轉あり。天照大御神忌服屋にましくて神御衣を織しめ賜ふ時。その服屋の頂を穿ちて。天の班馬を逆剝（生剝に均し生ながら皮を剝ぐをいふ）に剝きて墮し入るゝ時。天の衣織女見驚きて。梭に陰上を衝きて死せにき。故こゝに天照大御神見畏みて。天の石屋（巖窟）戸を閉ぢてさしこもりましましき。すなはち高天原みな暗く。葦原中國（山陰道山陽道）悉くに闇し。此に因りて常夜ゆく。こゝに萬神の聲は狹蠅なす（の如く）満み。萬妖悉くに發りき。是を以て八百萬神。天の安之河原に神集につどひて。高御産巢日神の御子思金神に思はしめて。常世の長嶋鳥をつどへて鳴かしめて。天の安河の河上の天の堅石（鏡礎に用ふ）を取り。天の金山の鐵を取りて。鍛人天津麻羅を求めて。伊斯許理度賣命に科せて。鏡を作らしめ。玉祖命に科せて八尺句瓏の五

百津の御須麻流の珠を作らしめて。天兒屋命布刀玉命を召びて。天の香山眞（美稱の詞）男鹿の肩を内拔（全拔）に抜きて天香山の天のはゝから（樺木）を取りて。占合（顯眞卜）まかなは（とりをこあは）しめて。天香山の五百津の直（美稱の詞）賢木をねこち（根こき）にこちて。上枝に八尺（彌眞明）の句瓏（目赫玉）の五百津（五百個）の御須麻流（絲を以て貫きて總括せる）の玉をどり著け。中枝に八尺（彌眞明）の鏡をどり繫け。下枝に白丹寸手（穀皮を以て織たる布）青丹寸手（麻を以て織たる布）をどり垂で。此種種の物は布刀玉の命。布刀御幣（占卜の御幣物）とりもたして。天兒屋命布刀詔戸言（占卜の御示言）禊ぎまをして。天手力男神戸の掖に隠り立たして。天宇受賣命天香山の天の日影（蔓草）を手次に繫けて。天の眞拆（蔓草）を蔓と爲して。天香山の小竹葉を手草（一束）に結びて。天の石屋戸に汗氣（中空筒）を伏せて。踏みどろろかし神懸（神の人に憑りつきて物言はし賜へるをいふ）此所にて

は其真似を指していふして。胸乳を掛き出で。裳袴を番登（陰門）におし垂れき。故高天原動りて八百萬神共に咲ひけり。こゝに天照大御神怪しとふもほして。天の石屋戸を細めに開きて内にて。吾が隠りますに困りて天原自から聞く亦葦原中國も皆聞けむとねもふを。何に由りて以て天宇受賣は樂し。亦八百萬神諸咲ふと告り賜ひぬ。爾ち天宇受賣。汝命にまさりて貴き神いませがゆへにぬらき樂ふとまをしき。かくまをす間に天兒屋命、布刀玉命。其鏡をさし出でて天照天御神に示せ奉る時に。天照天御神いよく奇しとねもほしてや、戸より出でて臨みます時に。その隠り立てる天手力男神その御手をとりて引出しまつり。即ち布刀玉命尻久米繩（標繩）をその御後方に控き度して。此より内にな還り入りましと白しぬ。故天照大御神出でませしかば高天原葦原中國もかのつから照明を得き。こゝに八百萬神共に議りて。速須佐之男命に千位置戸（千位は夥多なるをいひ置戸は祓津物則ち罪科を贖ふ物なり）を負せ。亦鬚を

切り。手足の爪も抜かしめて神やらひ。にやらひき。又食物を大氣津比賣神に乞ひ賜ひき。こゝに大氣津比賣神鼻口また尻より種種の味物をとり出で、種種作り具へてたてまつる時に。速須佐之男命其態を立伺ひ賜ひ穢汚つくりてまつるとおもほして。乃ちその大宜津比賣神を殺し賜ひき。

故殺され賜へる神の身にてなれりし物は。頭に鬘なり。二目に稻種なり。二耳に粟なり。鼻に小豆なり。陰に麥なり。尻に大豆なり。故み、に神産巢御祖命これを取らしめて種と成し賜ひき。（古事記）

右の本文は形容上の詞及び假托上の句極めて多く、中には想像上の記事をも雜へたるが如しと雖も、徐ろに熟考すれば、天照太神の素盞鳴尊が御鬘の事實―神代の人情風俗―神代文明の如何―及び神代に於ける農工商の發達等に就きて、大に得る所あるべく、又古今の史家が所謂天照太御神が巖戸隠れの條あるを以て、こゝに

掲ぐること、せり。

左の本文は、稍信すべきが如し。

日神素盞鳴尊と相對ひ立たして誓ひ賜はく。

若し汝が心明けく淨くして陵奪の意あらざらましかば。汝が生みまさせむ兒は必ず當に男ならむとの賜ひ訖へて。先づ帶はかせる十握劍を食して生み賜へる御子の號は。瀨津島姫たぎつしまいめと申す。又九握劍を食して生み賜へる御子の號は。湍津姫たぎつひめと申す。

又八握劍を食して生み賜へる御兒の號は。田心姫たこころひめと申す。凡て三女神みはしらのみかみましましき。已にして素盞鳴尊。其頭にかゝせる五百箇御統いほひまのすまろの之瓊を天の淳名井ねなる亦の名は去來之眞名井いざのまなるに濯ぎて。之を食して乃ち生みませる御兒の號は。正哉吾勝勝速日まさやあがかつははやひ天忍骨尊あめのたしはねのみこと。次に天津彦根命あめつひこのみこと。次に天穗日命あめつひのみこと。次に熊野忍踏命くまのたしはむの。凡て五男神いつはしらのみかみましましき。故素盞鳴尊かれ。既に勝かつの驗を得賜ひき。是に日神。

方に素盞鳴尊の固く惡意なきことを知しめし。乃ち日神の生みませし三女神を筑紫に降らしまし。因て教へて。汝三神は宜しく道の中に降りまして。天孫を助けまつりて天孫の爲めに祭まつりかれよとの賜ひき。(日本紀)

月夜見尊の御圖南に關しては、さらに知るべからずと雖も、素盞鳴尊の御圖韓に就きては、少しく事蹟の傳はれるものあり。

素盞盞鳴尊其御子五十猛いそたけるのみかみ神を帥ひて。新羅國に降りまし。曾戶茂梨そしもり(古の額

國漢時の臨屯郡新羅善徳王六年以後の牛首州今の朝鮮江原道の春川府北なる牛頭一名牛首にして韓語に「ソシ」は牛「モリ」は頭なり)の處にましまして。乃ち言興ことあがりして此地は吾居あらまく欲せずとのり賜ひて。遂に埴土をもて舟を作り。之れに乗りて東に渡らまして。出雲國簸川いのかせの上なる鳥上の峯に到りましき。(日本紀)

出雲風土記意宇郡の條下に。須佐之男命の御子臣津野命たまつねが。かの新羅國の三崎を引きて。出雲國に縫足し賜へることを記せり。亦是れ出雲朝廷と韓土管

素盞鳴尊の筑紫行

素盞鳴尊の韓土行

領の關係如何を示すものと云ふべし。

初め五十猛神の天降りましし時に。多に樹種を將ちて下りましき。然れども韓地に殖へ盡さずして持歸り。遂に筑紫より始めて凡て大八洲國の内に播殖して青山と成ざるは莫かりき。このゆへに五十猛神を稱へて有功之神とまをす。即ち紀伊國にましませる大神是れなり（日本紀）

栽樹

金銀

素盞鳴尊。韓郷之島は是れ金銀あり。若し吾が兒の御さむ國に浮寶（船）あらずしては、未だ是れ佳らじとのり賜ひて。即ち鬚髯を抜きて散ち賜へば則ち杉と成る。又胸毛を抜きて散ち賜へば是れ檜と成る。尻毛は是れ披と成り。眉毛は是れ椽樟と成りき。已にして其當用を定めて乃ち稱へ賜はく。杉及び椽樟此の両樹は浮寶（船）を爲るべし。檜は瑞宮を爲るべし。披は顯見蒼生の奥津葉戸に將臥之具（棺槨）とすべし。夫の嗽ふべき八十木種を皆能く播へ生し賜ひき。時に素盞鳴尊の御子の號を五十猛命と曰す。妹は大屋津姫命。次に抓津姫命

素盞鳴尊の貿易策

。凡て此三神も能く木種を分布し賜ひ。即ち賜紀伊國に渡し奉るなり。さて後に素盞鳴尊は熊成峯（忠清道熊川）にましまして。遂に根國に入りましき。（日本紀）

造船

江原道の春川
忠清道の熊川

既にして素盞鳴尊は筑紫に下りて諸國を經營し賜ひ、後ち天忍骨尊を迎へて九洲管領に充て賜ひて、御身自らは天忍骨尊には御異母の兄弟なる猛命及び二人の妹君其他御子數人と部下の一派を伴ひて、筑前國伊親津より韓郷に渡り、暫らくは江原道の春川に寓し、後ち忠清道の熊川に遷り、以て長白山半島東南部の景況を視察し、竟に御子大三輪尊をして遣りて彼土を管領せしめ、御身自らは本國へ歸りましき。

素盞鳴尊の韓土經營

素盞鳴尊は御武勇四隣に轟き、かねて中國及び長白山下に於ける諸韓族の意を得ておはしましければ、其海原管領と爲り賜ふや、

牛頭天皇

諸韓族は相傳へて慶賀し。共に武勇の君を戴くの幸を語りあひけり。されば別に鎮撫するの必要なきを以て、其御渡韓の如きは、日本國諸洲と長白山半島の間にあける有無を相通じて、本屬両土の國利民福を増進するを目的とし賜ひし、第一は本土固有の樹種穀種を携へ往きて彼土に播き、屬土固有の樹種穀種を齎らし來りて此上に植へ賜ひき、特に屬土が金銀其他諸礦物及び種々なる要用品に當めるを見て、御子孫の國是は彼土との交通貿易を以て第一とすべきを悟り、盛んに杉及び樟を栽培して將來にあける船舶製造の用に充てさせ賜ひ、又造家材としては檜を栽培し棺槨材としては披を栽培し賜ひき、思ふに素盞鳴尊が殖産興業に力を致し賜へりしは、其他枚舉に遑あらざるべし。

素盞鳴尊は後世牛頭天王として崇め奉れり、そも其の由來は如

何に、

凡そ天王に十種の反身あり。曰く武塔天神。曰く牛頭天王。曰く鳩摩羅天王。曰く蛇毒氣神。曰く摩那天王。曰く都藍天王。曰く梵王。曰く玉女。曰く樂寶明王。曰く疫病神王。(密心點如意藏王陀羅尼經)

天竺吉祥天の王舎城の王を尙貴帝と號す。帝釋天に仕へて諸星の探題を蒙り。娑婆世界に降て牛頭天王と號す。頭に黃牛の面を戴き。兩角尖て夜叉の如く。相顔他に異れり。故に后宮有ること罔し。(簠簋内傳)

本居宣長氏は説を爲して、吉備大臣が奉佛の餘りに此の佛説上の牛頭天王を以て、尊に當てたるに出づと、乃ち其の著作に。山城國愛宕郡八坂郷なる祇園社は……………二十一社記に「祇園

社は播摩岡廣峯より遷坐す牛頭天王と號するなり」と云ひ二十
二社本縁二十二社注式にもかく見え改歴雜事記に。「貞觀千一
年始めて天王播州より遷坐す。十八年社を作れるなり」とあり
……………神社啓蒙に。「中の間は牛頭天王（素盞鳴尊）西は
少將井（稻田姬命）東は八王子と云へり」竝に玉兔集の説に
符へれば。正しき説なり。諸社根元記―諸社一覽なども是に同
じ（牛頭天王曆神辨）

凡そ異域の神は我國古より之を祭る者多し矣。謂はゆる摩多羅
神―金毘羅神―及び赤山（漢神）―新羅（韓神）等の祠共に素
盞鳴尊と爲す。其の他妙見―吉祥―辨財天―陀吉尼―大黒等。
皆強て我が國神と爲そ者。一二ならず。夫れ牛頭天王の詞。延
喜以前に之れを建る者多し矣。謂はゆる廣峰（卜播州）祇園（

京師）津島（尾州）大賣牛頭（近江）等なり。然れども式撰の
之れを神名帳に載せざるなり。若し素盞鳴尊を祭るとせば則ち
朝家豈之れを除かむ乎。且つ祇園の社に神階無きは蓋し我が國
神ならざるが故乎。（尾州津島は正一位と稱す、然れども奉進
の年月は詳ならず。一社の傳習なる乎）（同上）
と叙せり、蓋し然らむ、然れども其の彼を以て此に當てたる所
以のもの、亦因縁なくむば非ざるあり、
牛頭洲の隣に悉直洲あり。江原道三陟府の所在。府の西一百二十
里に太白山峙てり。太白山は新羅の時北岳たり。中祀に載す。
太白山の祠は山頂に在り。俗に天王堂（牛頭天王堂の略か）と
稱す。本道（江原道）及び慶尙道傍邑の人。春秋に之を祀る。
牛を神坐の前に繋ぎ狼狽して願みずして而して走る。曰く之を願れ

ば神知りて不恭として而して之を罪すと。三日を過ぎ府其の牛を収めて而して之を用ふ。之を名けて退牛と曰ふ（かゝる祭典を爲すは牛頭の名に因めるものか）（東國巒地勝覽）

どの記事は、牛頭天王の名に關係厚きが如く、太白山上の祠は素盞鳴尊の御神靈を祀れるに似る、好しや然らすとするも、尊は牛頭洲に寓し賜ひしが故に、牛頭尊若しくは牛頭（そしりのすめらみこと）天皇の名を得賜ひしならむ、されば素盞鳴尊を牛頭天皇と呼び倣せしは、吉備大臣よりも以前の時代にして、遠く神代の事なるや明けし、尙は想ふに、かく尊が太古より牛頭尊若しくは牛頭天皇と呼ばれ賜ひしこそ、實に吉備大臣が尊を牛頭天王に當てたる原因にやあるべき。されば疫隅國社（むすみのくにのやしろ）は、昔北海にまし、武塔神（たけのちまのかみ）が、南海神（みなみのくにのかみ）の女子をよはひに出でますに日暮れたり。彼所（かそこ）に將來二人在りき。兄を蘇民將來と云ふ。甚だ貧窮なりき。弟を巨旦將來と云ふ。富み饒かにて屋舎一百在りき。爰に武塔神。宿處を借り

賜ふに。惜みて借らしまつらす。兄の蘇民將來は借らして留め奉る。即ち粟柄を以て座（みじろ）と爲し粟飯等を以て饗（みあへ）とし奉る。饗奉ること既に畢りて。武塔神出でませり。後に年を経て八柱の子（やほしら）を率て還り來まし詔たまはく。我將に之れに奉じて報答を爲さむとすと。汝子孫在り哉と問ひ給ふ。蘇民將來答へて申さく已れ女子（むすめ）と斯の（ま）と婦と侍ふと申す。即ち詔たまはく。茅を以て輪を爲りて腰上に著けしめよと。詔のまに／＼著けしめけるが。即夜に蘇民と女子二人とを置きて。皆悉く殺し亡（はなは）してき。即ち詔たまはく。吾は速須佐能雄神なり。疫氣（むすみのけ）在らば汝蘇民將來の子孫といひて。茅輪を以て腰上に著けよ。詔のまに／＼に著けしむれば。即ち家に在る人ども免れむと詔たまひき。（備後國風土記沼隈郡鞆浦の部）

一説に云ふ。進雄尊（すすのおののみこと）宿を諸神に借るに皆之れを許さず。時に蘇民將來一巨旦將來なる者あり。兄弟なり。兄は貪しくして而して

仁あり。弟は富みて而して吝なり。進雄尊先に宿を巨旦に借る。而して之れを拒みて容さず。蘇民驟く出で迎へて而して甚だ之れを勞らひ。餓るに脱粟飯を以てす。進雄尊大く喜びて之れに報ひど欲す。其の夕蘇民の渾家に命じて茅輪を帶ばしむ。即ち大疫有り。蘇民の家を除きては皆殃亡に遭ふ。神且つ教て云く。後世疫氣天下に流行せむ時に。一小簡に書て曰く吾は是れ蘇民が子孫なりと。並びに茅輪を爲り。此の二物を之れを衣袂に係れば。則ち必ず免れむ矣と。備後風土記は是れを以て北海武塔神が南海神の女に通ふ時の事と爲す。武塔神は乃ち進雄命の別號なり。其の祠は見今備後州に在りて疫隅社と曰ふ(日本紀纂疏)。どの一二記事の如きも、單に佛説を土臺として捏造したる架空談なるには非ずして、必ずや素盞鳴尊が、備後沼隈郡鞆

浦邊をよぎり賜へる砌に、富める一人(擬名巨旦)を始めとし、て村人總て宿泊を拒みけるを、食しき一人(擬名巨旦の兄蘇民)ありて、親切にも尊を款待しければ、尊はいたく其の貧人を徳とし、深く感動し賜ふにつけて、一方には他の村人等の不敬をば甚だ憤り賜ひければ、後ち御子及び御家頼たちを連れ來りて、其の村人等を屠殺し、唯彼の貧家のみを残して、且つ其の貧家へは種々の物を與へて、厚く宿泊の恩を謝し賜ひけるをこの事ありしを、佛説に托せしものなるべし、吉備大臣は、素盞鳴尊の御強猛なるは佛典に所謂牛頭天王に類し又た牛頭尊モロイノミコトたる御別號は牛頭天王と同義なるを見て、尊を以て牛頭天王に當しならむ、是等の説は孰れにもせよ、尾張國對馬の牛頭天王は正一位にして而して又た他の國神を祀れりとも見へざれば、其の素

素盞鳴尊なるや明ならむ、
 伊邪那岐伊邪那美兩尊の御治世は、支那周朝の成王―康王―并に
 照王の時代に亘りしならむ、されば天照太御神及び素盞鳴尊は照
 王及び穆王と、王忍骨尊及び大己貴尊は共王―懿王―并びに孝王
 と、天日高日子火々瓊々杵尊及び八重事代主尊は夷王―厲王―并
 びに宣王と、交互略同年代なりしものと見做すべし。

(四) 大三輪尊の御圖韓
 少彦名尊の御圖南

文明の發達

素盞鳴尊の御子に大己貴尊といふがおはしき、天質の英明勇悍な
 ること父尊にも勝り賜ひければ、能く諸兄弟を服し遂に四隣を經
 營して御武威を海外に輝かし賜ひ、又父尊の後を享けて中國に
 君臨し賜ひ、大に武威を張りて反徒を討滅し、頻りに徳化を布きて
 順民を撫育し、父尊の遺志を繼ぎて力を殖産興業に効し、道路を開
 き、水流を通じ、叢原を拓け、沼澤を治め、稼穡牧畜を始めとして、
 復た顯見蒼生及び畜産の爲めとして。則ち其の療病（人醫獸醫
 ）の方を定めたるなり。復た鳥獸昆虫の災を攘はむが爲めと
 して。則ち其の禁厭の法を定めたるなり。是を以て百姓今に至
 るまで成な恩賴を蒙れり矣。（舊事記）

人醫
 獸醫

大己貴尊の御勳功

商工百事の便を計り、醫術を勸め攘災の法を定め賜ひき。故に疆土擴張の御功を稱へては大國主神と申し、武威赫々の御勳を讃し
ては八千矛大神と申し、國土經營の御徳を美としては國作大神又は葦原色許男神又は宇都志國玉神と申し奉りぬ、此尊の輔翼たりし御神二柱おはしき、

故大國主神、出雲の御大之御前（地藏崎の東方三保關）に坐ます時に。波穗（波間）より。天之羅摩船に乗りて。内剝鵝皮を剝ぎて衣服として。歸り來ませる御神おはしぬ。こゝに其御名を問はすれども。答へ賜はず。また從ひまつるを諸神に問はすれども。皆知らずと白しき。こゝに多邇且久白して言ひけらく。此は久延毘古が必ず知りつらむと。即ち久延毘古を召して問はし賜ひければ。答へて。此は神産巢日神の御子少名毘古那神にあんねはしつると白しけり。故すなはち神産巢日御祖神に白し上げしがば。答へて。此は實に我子なり子の中に

少名毘古那尊の御渡來

て我が手の俣よりくさし子なり。故汝葦原色許男命と兄弟に爲りて其幽を作り堅めなむと告り賜ひき。故それより大穴牟遲と少名毘古那二柱の神相並びて。此國を作り堅め賜ひぬ。さて後には其少名毘古那神は。常世國に度りましき。故其少名毘古那神を顯はし白せりし所謂久延毘古は。今は山出之曾富騰といふ者なり。此神は足は行かざれども。天下の事を盡く知れる神になむありける。

（古事記）

初め大己貴神の國を平けませるときに。出雲國五十狹之小濱（一名を伊那佐之小濱といふ、出雲國杵築郡假宮村の海岸にして則ち日の御崎の一部なり）に行で到して。且に飲食せんとし賜ふに當る。是の時海上に忽ち人聲あり。乃ち驚きて之れを求め賜ふに。都に見ゆる所のもの無し。頃時ありて一個の小男ありて。白鼈皮を以て舟を爲り。鰐鰓羽を以て衣を爲り。潮水のまにまに以て浮び判りぬ。大己貴神即ち取りて掌中に置きて之れを翫び賜ひければ。則ち跳りて其類

を齧ひぬ。乃ち其の物色を怪みて使を遣して天神に白まをせしめき。時に高皇產靈尊之れを聞きしめして。吾が産めりし兒凡て一千五百座あり。其中一兒いこ坂さか忠ただて教養に順したがはず。指間より漏くまそしかば必ず彼れならむ。宜しく愛あつみて之れを養いたすべしと。此れ即ち少彦名命是れなり。(日本紀)

少彦名尊は天神の御子にして、大己貴尊に輔翼たりし二柱の神の御一人なりき。性は不屈にして身の輕捷なる、才幹は非凡にして、氣宇の偉大なること世界を呑める、一個の大丈夫にておはせしかば、醜みにくとして父神の教養に従ふことを厭ひ、部下と共に飄然去て東洋諸島に漂遊して、終に出雲海岸に着し賜ひしが、恰も大己貴尊が其濱におはしましせるに際しぬ。大己貴尊は其物色を見て尋常の人に非ることを知り、尊及び従者に向ひて御名を問ひ賜へけるに答へ賜はざるにより、多避且久の言に従ひて久延ひさのぶ毘古を召

して問ひ賜ひ、天神の御子なるべしとの答を得て、直ちに天神へ使者を立て、問合せ賜ひしかば、始めて其實を明かにし賜ひ、こゝに大己貴尊は天神の御忠旨を察れて、大政に參與させ賜ひき。少彦名尊を別天神におはせる高御産尊日神又は神産巢日神の御子なるが如く記せるは古史の誤なり。然れども或る天神の御子なりしは勿論なりとす。

其のち少彦名命。熊野之御崎(出雲國日の御崎熊野杵築神社の所在に行て至して。遂に常世郷(常夜國常閻國底世國など、配せるに等しく西南部支那則ち天神の國)に滴たまりしき。(日本紀)其のち少彦名命。淡島(伯耆國會見郡一出雲國島根意宇出雲三郡一及び石見國に臨する沿灣一帶の地)に至りて栗莖あしむらなる者に縁ゆかりまし。則ち彈たまかし渡りて。常世郷に至りましき。(日本紀)

少名毘古
那尊の御
歸航

少彦名尊
の御功勞

相見郡郡家の西北。餘戸里に粟島（淡島）あり。少日子命。粟を蒔き賜ひて莠實離々。即ち粟に載り。彈かして常世國に渡りましき。（伯耆風土記）

少彦名尊は御父神の命に従ひて、大己貴尊を扶けて日本國經營に力を効し、特に稼穡の發達を圖り賜ひ、遂に効を奏してのちは、御父神の都へ歸りましき。古へは諸海島の諸外蕃を遍歴して大に農事を勸め賜ひしを以て、少彦名命を夷様といひ、大版圖を御し賜ひしの故を以て、大己貴尊を大國様といひ、大國一夷と併せ稱へるを常とせり。世俗の舊弊として夷譜の日に於て夷神へ密柑類を捧ぐるは、少彦名尊が御渡來のとき、初めて、西南部支那より雲洲密柑を齎らし賜ひしに由らむか。されば密柑類は神代に於て既に我國に入りしものと見つべし。若しくは少彦名尊は功成りてのち。天

惠比壽

大黒

雲洲密柑

神の國なる西南部支那へ航し賜ひしかば、其祭日に於て其地の特産物なる密柑類を供へて崇拜の意を表するものならむ。

古代地域
の不明

少彦名命が着岸し賜ひし地は、古事記に憑れば地藏崎の東三保の關にして日本紀には日御崎の一部なりとし、而して其解纜し賜ひし地も、日本紀に従へば日御崎の一部にして、一説には地藏崎の一部なりとし、伯耆風土記に従へば會見郡餘戸村なりといふべく、共に諸説多岐にして、孰れが眞實なるやは知るべからざるが如しと雖も、要するに、以て日御崎の一部と爲すと、以て地藏崎の一部と爲すとの二説を出でざるなり。そも太古に在りては國境に一定の制限なく、伯耆出雲等一帶の地をば、漠然と一括して黄泉國と稱へ、伯耆出雲石見等に於ける沿岸諸所をば、亦漠然一括して淡島と呼びたるより、少彦名尊が渡來歸航の兩津をも、唯黄泉國淡島と言傳へ

たるなるべければ、而説は等しく古史家の臆断より生せしものゝ
 るやも知るべからず、而して淡島は伊邪那岐尊伊邪那美尊が第一
 遠征に於て占領し、而して直ちに放棄し賜ひたる地にして、三保
 關の所在島根郡美保村は伊邪那美尊の退隱地ありと聞ゆれば、地
 藏崎の邊が神代の要津たりしは勿論たり。又日御崎の邊を見るに
 、所謂出雲大社の所在にして、建御雷神が軍兵を率ひて上陸し賜
 ひしも實に伊邪佐之小濱なれば、是れ亦神代の要津たりしは疑な
 し。

出雲大社

かくて御大之御前五十狹之小汀兩所は、共に少彦名尊が渡來歸航
 の津路たりしに適するを以て、是非の決は讀者の撰ぶ所に由らむ。
 さて少彦名尊の去り賜ふや、大己貴尊はいたく惜みて、絶臂失明
 の思を爲し賜ひき。

是に於て大國主神愁ひまして。吾獨りしていかにかでも此國を得
 作らむ。孰れの神とかも吾はこの國を相作らまじとのり賜ひぬ
 。この時に海を光らして依り來る神ありその神。我前を能く治
 めてば吾どもくくに相作り成してむ。若し然らずば國成り難ま
 しとのり賜ひき。こゝに大國主神。然らば治め奉らむさまは奈
 何にぞとのり賜ひければ。答へて。吾をばも倭の青垣東山の上
 にいつぎまつれとのり賜へり。此は御諸山の上に坐ます神なり
 。(古事記)

大己貴神。獨りにて能く巡り造りて。遂に出雲國に到りまし。
 乃ち言興しての賜はく。それ葦原中國はもとより荒芒。盤石草
 木に至るまで。みな能く強暴。されども吾已に摧き伏せて草木
 も和順ざるはなしと。遂に因りて。今この國を理れるはたゞ吾ひ

大三輪尊の御勳功

どりのみ。それ吾と共に天下を理るべき者は。蓋しこれ有らめやとの賜ひぬ。時に神光海を照して忽然として浮び來る者あり。もし吾在らずば汝いかで能くこの國を平けたまさむ。吾在るに由れるからに汝その大造の績を建つることを得つと申しき。この時大己貴神然らば則ち汝はこれ誰れかと問ひ賜ひけるに。吾はこれ汝が幸魂奇魂なりと對へし。大己貴神。唯然り。廻ち知りぬ汝はこれ吾が幸魂奇魂。今何處に住く欲ふぐとの賜ひければ吾は日本國の三諸山に住ま欲ふと對へき。故即ち彼處に宮營して就きて居さしめ賜ひぬ。これ大三輪之神なり。この神の御子は即ち甘茂君大三輪君等と。又姫踏鞴五十鈴姫命なり。又事代主神といふ。化して八尋の熊罥となりて。三島の溝織姫或は玉櫛姫といふに通ひて。御兄姫踏鞴五十鈴姫命を生み賜ひき。こ

れ神日本盤余彦火火出見天皇の后と爲りますあり。(日本紀)

大三輪尊は素盞鳴尊の御子にして、大己貴尊には御兄弟に當れるなり。尊は先に父尊并びに御兄弟姉妹と共に韓土へ渡りまし。後ち御一統の歸りますに際して、止まりて彼土を鎮撫するの任に擢ばれ、續きて經營に心を配り賜ひけるに、既にして素盞鳴尊は崩じ賜ひて大己貴尊が其後を嗣ぎ賜ふに及び、さらぬだに反服常なきを本性とせる諸韓族は、御武徳貴しとして畏敬したる主君は失せ賜ひ、若き御子が其職を継ぎ賜へるを見て、未だ御子の御勇悍驚くに堪へたることを知らざれば、忽ち輕侮の念を生じ、四方に割據してそれく、獨立の體を爲しき、されば大己貴尊は少彦尊と謀りて先づ使者を韓土に派し、大三輪尊に通ずるに管下の制御を嚴にすべきを以てし、かくして彼土と中國に於ける諸韓民族の連

出雲朝廷
と韓土朝
廷との關
係

緒を絶ちて、背面を安くして後、四方の匪徒を征伏し賜ひければ
 中國の諸韓族は共に尊の御智勇を感じわひて屏息し、韓土の岡
 族も心服して久しく動搖せざりけり。されば大已貴尊が中國及び
 四隣を平定し、遂に社會百般の進歩を計りて大功を成し賜ひし所
 以のものは、尊御自身の御伎倆の著しきに由れるは勿論として言
 はす、少彦名尊が助力し賜ひしの効を以て果して多きに居るもの
 と爲すべしと雖も、大三輪尊が藩屏となりて支持し賜ひしの續も
 頗る大なるものと見つべし。終に大三輪尊は韓土管領の職を御子
 に譲りて本國へ來り賜ひけるが、先の御功勞の一方ならざるが上
 にも、恰も少彦名尊の西南部支那に向ひて渡り賜ひし後にして、
 大已貴尊がよき輔弼を失ひたるみとを歎ち賜ひける際あれば、非
 常なる歡迎を受け賜ひ、御身自らの御希望に因りて大和國三諸山

に封せられ賜ひき。

大已貴尊は國家經營に大御心を惱まし賜へるのみならず、又た御
 父君素盞鳴尊の後を承けて、大に文學を興し賜ひき。史に鑑みる
 に古事記に此の八千矛神。高志（越）國の沼河北賣を婚びに幸行
 まし時に。其の沼河北賣の家に到りて歌ひて曰く。

古代の雅歌

八千矛 神之命 八島國 妻 兼 遠々 越
 やちほの かみのみことば やしまぐに つままぎかねて とほとほしこしの
 國 賢 女 有 開 麗 女 有 開 結
 く に さかしめを ありとさかして くはしめを ありとさかして さよば
 婚 在 立 婚 在 通 大刀 之緒 未 解
 ひに ありたしし よばひに ありかよはせ たちが がをも いまだとかず
 而 おすひをも いまだとかねば 處女 鳴板 戸 押
 て

吾 立 青山 鷓鴣 野鳥 雉子 響 庭

わがたしければ あをやまに ぬはなき さぬつどり きしはとよむに

鳥

鶏鳴

概

鳴鳥哉

此鳥

打

はつどり

かけはあく

うれたくも

なくなるどりか

このどりも

うちやめ

病

こせね いたふや

天馳使

ことのかたりことも

こをば

こゝに其の沼河日賣。いまだ戸を開かずて。内より歌ひて曰く。

八千矛

かみのみこと

ぬはくさの冠

めにしあれば

わがこゝろ

うら

渚鳥

いまこそは

千鳥

のちは

などりにあらむを

いのち

命無

賜

いしたふや

天馳使

ことのかたりことも

こを

命無

賜

いしたふや

天馳使

ことのかたりことも

こを

は

あをやまに

ひがかくらば

鳥玉

冠

よはいでなむ

あさひの

えみさ

青山

ひがかくらば

鳥玉

冠

よはいでなむ

あさひの

えみさ

あをやまに

ひがかくらば

鳥玉

冠

よはいでなむ

あさひの

えみさ

あをやまに

ひがかくらば

鳥玉

冠

よはいでなむ

あさひの

えみさ

榮來而 考綱 白腕 沫雪 弱胸 わかやるむねを そだ

たしきたしきましながら 眞玉手 玉手差綱 股長 寐

宿 勿戀聞 八千矛 神命 事 語

むを あやに なこひきこし やちはこの かみのみこと ことのかたりこ

言 是 ども こをば

かれ其の夜は合はずて。明る日の夜御合ましき。又た其の神の嫡

后須勢理比賣命。甚く嫉妬し賜ひき。かれ其の日子遅神おびて。

出雲より倭の國に上りまさむとして。東装し立す時に。片御手は

御馬の鞍に繫け。片御足は其の御鏡に踏み入れて歌ひて曰く。

鳥玉 黒御衣 眞具 取装 奥鳥 胸

ぬばたまの くろきみけしを まつぶさに とりよそひ おきつどり ひなみ

見時 鰯揚 此 宜 邊波 磯脱棄 鳩

るときに はた、さも これはふさはず へつなみ くにぬぎうて くにどり
の鳥 青御衣
あをさみけしを まつぶさに どりよそひ ねさつどり びなみるとき

はた、さも こもふさはず へつなみ くにぬぎうて やまかたに まぎしあ
山縣 求

たねづき そめきがしるに しめころもを まつぶさに どりよそひ おまつ
染木汁 染衣

どり びなみるとき はた、さも こしよろし いとこやの いものみこと
此宜 妹命

群鳥 吾群往 引鳥の 吾引往 泣 泣
むらどりの わがむれいなば ひけどりの わがひけいなば なかじとは な

言 山處 一本薄 項傾 汝泣 泣
はいふとも やまどの ひともどすき うなかぶし ながなかさまく あさ朝

雨 狭霧 起 若草 妻命 事
あめの さぎりに たくむず わかくさの つまのみこと ことのかたりこ
とも こをば

こ、に其の後大御酒杯を取らして。立ち依り指舉て。歌ひて曰く

八千矛 神命 吾大國 主 男坐 打
やちはこの かみのみことや あがおほくに ぬしゐそは をにいませば う

見 島崎々々 掻見 磯崎落 若草 妻
ちみる しまのささく かきみる いそのささおちす わかくさの つまも

持 吾
たせらめ あはもよ

女 汝 男 夫 文垣
めにしあれば おをきて をはなしなをきて つまはなし あやかきの ふは

アフアノ襦ン 蒸被 柔下 栲被 消下
やかしたに びしぶすま にみやがしたに たくぶすま さやぐがしたに

沫雪 白腕
あわゆきの わかやるむねを たくづぬの しろきたしむき そたしき た叩

抱 眞玉手 玉手差纏 股長 寐宿 豊御酒
さまながら またまで たまでさしさま もくあがに いをしなせ ともみき

たてまつらせ（飲賜へ）

かく歌ひて。即ち「うさゆひ」（蓋結則ち蓋を取替して結婚の契とす）して「うながけり」（項に手を掛けて親しく並ぶ）て。今に至るまで鎮り坐す。此を神語といふ（古事記）
又た正歌の外に俗語あり、古事記に

かれ阿治志貴高日子根神。怒りて飛去り賜ふ時に。其の伊呂妹高比賣命。其の御名を顯さむと思ひ歌ひて曰く。

古代の俗歌

天在 弟棚機 王御統
おめさるや おとたなばたの うながせる たまのみすまる みすまるにあ
きたまはや 眞谷 阿治志貴 高比古根 神
みたに ふたわたらす あぢしき たかひみねの かみうや
と記せる此の歌ふる則ち俗語にして、名けて夷振と云ひき。

（古事記）

どの實證あり、當時歌には正歌俗歌の二種を存せしや明なり、字學の發達は推して知るべし、尊は洵に文學神の一として崇めらるゝの價値あらむ。

因に云ふ、此等の歌は言語風俗及び農工商百般の事と均しく、胡様―印度様―並びに南洋様の粹を稜きたるもの、而して南洋様の分子を含めること極めて多きが故に、今日の南洋土蠻歌に髣髴たるを見るなり。出雲朝廷の盛なるや、海外より歸化せし者頗る多かりしと云ふ。「粒丘を粒丘と號する所以は。天日槍命が韓國より度り來りて宇頭川の底に到り。而して宿處を葦原の志舉乎命に乞ふ……波加村は國を占ふの時に。天日槍命が先づ此處に到り。伊和大神が後に到れり。是に於て大に之を恠みて。度らずも先に之

外人の歸化

に到りしかると云ふ………御方里を御形と號する所以は。葦原の志許乎命が天日槍命と黒志爾志に到り。各黒葛の三條を以て足に着けて之を投ず。時に葦原志許乎命の黒葛は。一條は但馬の氣多郡に落ち。一條は夜夫郡に落ち。一條は此村に落つ。故に三條と曰ふ。天日槍命の黒葛は皆但馬の國に落つ、故に但馬の伊都志の地を占ひて而して之に居れり。」(播磨風土記)(天日槍は意呂山。則ち新羅の時の屈阿火村于弗山の邊。當時の慶尙道蔚山郡より。來りしなり。其の子孫は。筑前―但馬―播磨―淡路―近江―若狹等に蕃殖せり。尙垂仁天皇の條下と参照すべし。)天日槍命を以て當時の歸化人なりとせば、素盞鳴尊の御子孫あるや疑無く、若しくば大三尊の御子なりと解すべきか如し。

大己貴尊
の山陵

大己貴尊の山陵の地は出雲國大原郡須賀山なりしが如し、現に須賀山には須賀神社ありて尊の御神靈をば祀り奉れり而して尊の皇都は杵築に在りしならむ。

(五) 三朝鼎立の時代

出雲朝廷
の跋扈
大和朝廷
の癡癡

抑も杵築朝廷の盛なるや、外は長白山半島及び西南部支那を保ち、内は山陰山陽兩道并びに北陸東海兩道の一部を領し、終に諸韓族「アイノ」族一統の積威を以て、大和朝廷に迫りけるに、折しも天照太御神崩御ましましければ、畢竟畿内并びに南海道は其の手に落ちたり、是れ實に大三輪尊が御渡來以前の事なりき、されば尊の大和三諸山御所望は直ちに諾せられたるなり。左は年代の前後を誤り、又事實の眞偽を混じたるものにして、多

分は信すべからざる記事なれども、普通史家の所謂天孫降臨の條なるが故にこゝに掲ぐることをせり。

天孫降臨

故こゝに天照大御神、高木神の御言以て。天宇受賣神に詔りて。汝は手弱女なれども伊牟迦布神（射向神）と面勝神（目勝神）なり。故専ら汝往きて問はむは。吾が御子の天降まさむとする道を。誰れぞかくて居るとの賜ひぬ。故問はしめ賜ふ時に。僕は國神名は猿田毘古神なり。出て居る所以は。天神の御子天降ますと聞きつるゆへに。御前に仕へまつらむとて參向へさもらふぞ。答へ白しき。こゝに天兒屋命―布刀玉命―天宇受賣命―伊須許理度賣命―玉祖命―并せて五伴緒（五職長又は五伴頭）。くまり（配り）くはへて（充て）天降まさせ賜ひき。こゝに其遠岐斯（招しの義にして天照太御神天石屋より招しを以ていふ）八尺勾璣―鏡―及び草那藝劍また常世思金神―手力男神―天石門別神を副へ賜ひて。詔り賜へるは。この鏡は専ら我が御魂として吾が前を拜ぐ

が如くいづぎまつれ。次に思金神は前の事をとり持ちて政し賜へとなり。よの二柱の神は佐久久斯侶（口の烈たるといふ意義の枕詞）伊須受能宮（五十鈴宮）に拜ぎまつり。次に登由宇氣神。こは外宮の度相に坐す神なり。次に天石戸別神亦の名は櫛石窓神とまをし。亦の名は豊石窓神とまをす。この神は御門の神なり。次に手力男神は佐那縣（伊勢國多氣郡佐那神社）にませり。故その天兒屋命は中臣連等の祖。布刀玉命は忌部首等の祖。天宇受賣命は猿女君等の祖。伊須許理度賣命は鏡作連等の祖。玉祖命は玉祖連等の祖なり。故こゝに天津日子番能邇邇藝命に詔りてちて天の石位（盤坐）を離ち天の八重多那雲（八重棚雲）を押分け。いつのちわきちわきて。天浮橋にうぎじまりそり立たして。竺紫日向の高千穂の久士布流多氣に天降りまをしめ賜ひき。故こゝに天忍日命。天津久米命二人。天の石鞞（堅固なる鞞）をとり負ひ。頭椎の大刀（頭を槌形に作りた大刀）をとり負ひ。天の波士矢（羽作矢）を手狭み。天の眞鹿兒弓（

鹿を射る弓)をとり持ち。御前に立ちて仕へまつりき。故その天忍日命は大神連等の祖。天津久米命は久米直等の祖なり。こゝに此地は韓國に向へり。笠沙之御前をまきどほりて。朝日の直さす國夕日の日照る國なり故此地は吉地なりと詔り賜ひて。底津石根に宮柱ふとしり。高天原に氷椽たかしりて。座ましき(古事記)

古書神別記に。少彥名命の神靈現れて瓊々杵尊の御身を守り。國家の災難を救ひ賜ふと記すを見れ。ば尊は命を追慕し賜ひしものか。

又た一説あり

天照太神詔して曰く。豊葦原之千秋長五百秋長之湍穗國は。吾が御子正哉吾勝々速日天押穗耳尊が知す可きの國なりと。言寄さし詔ごち賜ひて而して天降す時に。高皇產靈の兒思兼神の妹萬幡豊秋津師姫栲幡千々姫命を妃と爲し。天照國照彥天火明櫛玉饒速日尊を誕生し賜ふ時に。正哉吾勝々速日天押穗耳尊奏し

て曰く。僕將に降らむと欲して裝束する間に生める所の兒あり。此を以て降す可し矣と。詔して而して之れを許す。天神御祖詔して天璽瑞寶十種を授く。謂はゆる瀛都鏡。一邊都鏡。八握劍。一。生玉。一。死反玉。一。足玉。一。道反玉。一。蛇比禮。一。蜂比禮。一。品物比禮。一。是れなり。天神御祖敎へ詔ごちて曰く。若し痛處有らば。茲十寶を合せて一二三四五六七八九十と謂ひて。而して振へゆるらくと振へよ此の如く之れを爲せば死人生き反へらむ矣と是れ則ち所謂振之言の本なり矣。高皇產靈尊勅して曰く。若し葦原中國の敵神人を拒きて而して待ち戦ふ者有らば。能く方便を爲して誘ひ欺き防ぎ拒みて而して治平ならしめよと。三十二人をして並に防衛と爲り天降の供奉せしむ矣。饒速日尊は天神御祖の詔を稟け天磐船に乗りて而して河内國河上峰に天降まし。則ち大倭國鳥見白庭山に遷りまし。所謂天盤船に乗りて而して大虚空を翔り行き。是の郷を巡視して而して天降ましき矣。所謂虚空見日本國とは是れ歟。饒速日尊使ち

長髓彦妹御炊屋姫を娶りて妃と爲し妊胎せし矣。未だ産時に及ばずして産速日尊は既に神殞ましぬ矣。(舊事記天神本紀)

天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊の天降供奉

天香語山命

(尾張連等の祖)

天鈿賣命

(猿女君等の祖)

天太玉命

(忌部首等の祖)

天兒屋命

(中臣連等の祖)

天櫛玉命

(鴨縣主等の祖)

天道根命

(川瀬造等の祖)

天神玉命

(三島縣主等の祖)

天樾野命

(中跡直等の祖)

天糠戶命

(鏡作連等の祖)

天明玉命

(玉作連等の祖)

天牟良雲

(命度會神主等の祖)

天神立命

(山背久我直等の祖)

天御陰命

(凡河内直等の祖)

天造日女命

(阿曇連等の祖)

天世手命

(久我直等の祖)

天斗麻彌命

(額田部湯坐連等の祖)

天背男命

(尾張中島海部直等の祖)

玉櫛彦命

(間人連等の祖)

天湯津彦命

(安藝國造等の祖)

天神魂命

(葛野鴨縣主等の祖)

天三降命

(豊國宇佐國造等の祖)

天日神命

(對馬縣主等の祖)

天乳速日命

(廣瀨神麻績連等の祖)

天八坂彦命

(伊勢神麻績連等の祖)

天伊佐布魂命

(倭文連等の祖)

天伊岐志途保命

(山代國造等の祖)

天活玉命

(新田部直等の祖)

天少彥根命

(鳥取連等の祖)

天事湯彥命

(取尾連等の祖)

天表春命

(信乃阿智祝部等の祖)

天下春命

(武藏秩父國造等の祖)

天月神命

(壹岐縣主等の祖)

五部の人を副へて從と爲し天降り供奉せしむ

奉行

物部造等の祖天津麻良

笠縫部等の祖天會蘇

爲奈部等の祖天津亦占

十市部首等の祖富富侶

筑紫弦田の物部等の祖天津赤星

五部の造を伴領と爲し天物部を率ひて天降り供奉せしむ

二田造 大庭造 舍人造 勇蘇造 坂戸造

天物部等二十五部の人同く兵仗を帯びて天降り供奉せしむ

二田物部 當麻物部 芹田物部 鳥見物部 横田物部 鳥戸物部

浮田物部 卷宜物部 足田物部 酒人物部 田尻物部 赤間物部

久米物部 狭竹物部 大豆物部 肩野物部 羽束物部 尋津物部

布都留物部 住跡物部 讚岐三野物部 相槻物部 筑紫開物部 播磨物部

酒人物部

筑紫豐田物部

船長に同く共に梶取等を率領して天降り供奉せしむ

船長跡部首等の天津羽原

梶取阿刀造等の祖天麻良

船子倭鍛師谷の天津眞浦

笠縫等の祖天津麻占

曾曾笠縫等の祖天都赤麻良

爲奈部等の祖天赤星

又一説あり

正哉吾勝々速日天押穗日耳尊は。高皇產靈尊の女萬幡豊秋津師
姫命亦の名は栲幡千々姫命を妃と爲し二男を誕生す矣。兄天
照國照彦天火明櫛玉饒速日尊。弟天饒石國饒石天津彦々火瓊

々杵尊なり。(舊事記天神本紀)

天忍骨尊の高天原は筑前なりしならむ、先に伊邪那美尊が御身を禊
き祓ひ賜ひし笠紫日向の橋小門の櫛原則ち筑前怡土郡住吉の邊と
は近からずとするも又た遠きにも非ざらむ。

宗像大神が天より降りて崎門山に居ませし時に、青薙玉を以て
八尺の紫薙玉を以て中宮の表に置き奥宮の表しろしち置き、八咫の鏡を
以て邊津宮の表に置き、此の三表を以て神體隱の形を成し、三宮
に納め置きて即ち之をす、因て身形郡と曰ひ、後の人改めて宗像
郡と曰へり。(筑前國風土記)

或は以て、宗像郡崎門山とも爲し得むなり、尙ほ筑前國風土記及
び續筑前風土記を案すれば、沿岸には韓交通の古跡多くして、各
郡は頗る神代諸神の靈場たまきに富めり、試みに一二を擧げむか、怡土

韓亭

郡怡土濱は古の伊靉郡伊靉津にして、漢武帝が朝鮮を滅して今の平壤に樂浪郡衙を置きしより、支那と交通して所謂伊靉貿易を爲したる時代に於ける要港にして、志摩郡唐泊の如きも韓亭と記すが本來にして、三韓及び支那交通の要港ありき、かの博多津に至りては言はずもがな、太宰府の來歴は世人の普く知れるものならむ、御笠郡に見れば筑紫神社として五十猛命を祀り、菴門神社(御笠郡村(太宰府村)の間として玉依姫を祀れり、怡土郡に見れば高祖山の西麓に在る高祖社は九洲の一大名原田が建立にかゝり。其祖先なる漢の高祖を齊き奉りしといふは誤にして、實は王依姫と神功皇后の祠なり、其他早良郡の境上原村に叶嶽といふ山ありて古名は天香山なり、其上原村の南磯山の北麓に廣原ありて安の上といふ、實に安徳天皇行宮の舊跡にして所謂安徳寺の由來所なり、鹿

安徳寺の縁起

太宰府の縁起

家村の東橋嶺の下に青木村ありて、是れ橋小門及び楹原といふ詞に關係なきを必せざとの一説もあり、而して糟屋郡天判山に荒穂大明神の社あり、是れ天忍骨尊の高天原の舊跡なるべきか、又古人の哥に太宰府を稱して遠乃朝廷と呼べるあり、因て想ふに太宰府の濫觴は早く神代に於ける韓土交通より起り、かの伊靉互市場の如きも其創めは韓土貿易の爲めに起りしものにして開祖は素盞鳴尊あるべし、因て想ふに天忍骨尊の高天原は筑前國、天安河―天香山―天金山―高千穂―榎原―及び日向等の如き詞は、総て高天原及び天なる詞と等しく普通名詞として解すべきなり
天照太御神は素盞鳴尊の上奏を聽きて、天忍骨尊をして筑紫に下らしめ賜ひければ、天忍骨尊は筑紫高天原に坐してよく御父尊の旨を受けて、徐ろに土蠻を撫育し、遂に九洲を經營して靜謐の績を

出雲筑前
兩朝廷の
葛藤

成し賜ひ、後ち天照太御神は三たりの姫君に詔して、筑紫に下りて天忍骨尊に仕へ賜ひぬ、既にして出雲朝廷の暴威を逞ふするや、折柄不幸にも天照太御神御崩御ましまして、大和朝廷の諸司百官は元首を失ひたる鳥合の集なり、今は喪に乗じて襲ひ來れる敵の鋭鋒を防ぐこと能はせして、畢に相率ひて筑紫に下り、以て逐一天忍骨尊へ上委しければ、尊の御歎きは一方ならず、痛く大己貴尊の御不遜を憤り賜ひて、其の後幾年の間は以新甘膽の御心掛けを以て、辛苦經營あらせ賜ひ、遂に筑紫高天原の士氣を頗る振はし賜ひければ、直ちに大己貴尊を征して天下の大權を恢復せむと欲し賜はざるには非ざりしが、平和を望み賜ふ御心なるに且つは同じ血族の御間柄をも願み賜ひて、先づ天菩比神を遣して順逆を述べて大政返還を勧めさせ賜ひけるに、御使者は却て大己貴尊に阿

り附き、媚び仕へて三年を経るも復奏せざりき、次に天若日子を差向け賜ひければ、大己貴尊の女下照比賣と婚しき、されは大己貴尊の相續者とあらむとの野心を抱きて、八年に至るも復奏せざりしを以て、雉名鳴女を遣して其非行を詰らせ賜ひけるが、却て御使者を殺し、高天原へ逆寄し、筑前高天原を亡さむとするに及びて、竟に射殺されぬ、こゝに天照太神は平和の手段に依りては到底目的を遂ぐべからざるを察し賜ひ、竟に陸兵總督建御雷神及び經津主神に船官天鳥船神を添へて、出雲國日の御崎を襲はしめ賜ひぬ、建御雷神が連戦皆勝ちて出雲朝廷に迫りけるが、大己貴尊は自身并びに諸弱子諸臣僚は謹んで命を奉ずべけれど、勇悍なる二子八重事代主神及び建甕名方神が心底のはどは如何あるべきや、と申し賜ひき、されば建御雷神は直ちに二子に向て太政返還

出雲朝廷の降服

を諭しけり、さて八重事代主神は速かに歸順せしが、建御名方神は不服を唱へて部下と共に建御雷神の軍を襲ひしに由り、建御雷神は皇軍を勵まして烈しく戦ひければ、賊兵は太に敗れて過半死傷し、建御名方神は逃れて東下し、建御雷神が遠く追撃し、信濃國諏訪湖邊に迫りて將に殺さむとするに至りて、こゝに命に違ひたり、

史に徴するに

其の子事代主神遊ことしろぬしのかみ行して出雲幽三穗之崎に在り。鈎魚遊鳥を以て樂と爲す。故に熊野の諸手船もろたねを以て使者稻背脚いなせせせを載せて天鳥船神を遣し。八重事代主神を徴し來り將に報せむとするの辭を問ふ。時に事代主神其の父に謂て曰く。今天神此の借問の勅あり。我父宜しく當に避け奉り賜ふべし。吾も亦逃ふべからずと。因て海の中に八重葦柴籬やのあしをしがきを造り。船楫ふねのへを蹈みて而して天之手打ちあまのてうちて而して青柴あせせ

事代主尊の歸順

垣かきに打ち成して隠かくれましね。(舊事記天神本記)

大己貴神……今我は當に百木足ももたすの之八十限やそくまに隠れむとすと言ひ訖りて遂に隠れましぬ矣(舊事記天神本記)

建御名方尊の敗軍

建御名方神は。千引之石ちひきのいしを手未たせずに指し捧けて而して來り言ふ。誰ぞ我國に來りて而して忍びくは此の如く言ふ者は。然れば力競を爲さむと欲す。故に我先づ其の御手を取らむと欲すと。故に其の手を取らしむれば。即ち取れば立氷と成り亦取れば劔刃と成る。故に爾ち懼れて而して退き居る。爾ち建御名方神の手を取らむと欲し乞ひ歸して而して取れば。若葦を取るが如く。搥批して而して投離し。即ち逃れ去る因て追ひ往きて而して科野國洲羽海しなののくにすはのうみに迫り到り將に殺さむとする時に建御名方神白す。恐し矣我を殺すこと莫れ。我此地を除きては它處に行かじ。亦我が父大國主神之命に違はじ。兄八重事代主神の言やへことしろぬしのかみに違はじ。此葦原中國は天神御子の命に隨ひて獻せむ矣と。(舊事記)

それ汝の治らす所の顯露の事は吾孫が宜しく治らすべし。汝は則ち幽神の事を治らすべし矣。復た汝が應に住むべき天之日隅宮は今當に供へ造るべし。即ち千尋栲繩を以て結びて百八十紐と爲し。復た其の宮造りの制は。柱は則ち高く太く板は則ち厚く廣し。復た優に將に田地佃りて祭に供へ農穀の茂實を祈り請はむ。復た汝が往來して海に遊ばむ具の爲めに。高橋一浮橋一及び天鳥船を亦た將に供へ造らむ矣。復た天の安河に於ての打橋を造らむ矣。復た百八十紐の白楯を供へ造らむ矣。復た當に汝の祭祀を主るべきは天穗日命なり。大己貴神は報へて曰く。天神の詔敬懇懃なること此の如し。敢て命に従はざらむや。吾が治らす所の顯露の事は皇孫當に治め賜ふべし。吾は退きて幽神の事を治らむなり。乃ち岐神を二神に薦めて曰く。是れ當に我に代りて而して從ひ奉るべし矣。吾は將に是より避去らむと。則ち躬に瑞之八坂瓊を被て而して長く隠れましぬ矣。(舊事記天神本紀)

と記せり。

是に於て出雲朝廷は全く歸順したり、されば天忍骨尊は、御二男饒速日尊を畿内に遣して大和朝廷を復興し、併せて岐神の輔翼に藉りて出雲廷朝の舊領をも管せしめ、又た御長男瓊々杵尊を九州の南部に遣し、阿多朝廷を奠めて四隣の土蠻を撫育し、併せて南洋及び西南部支那を管せしめ、而して御身は依然として筑前高天原に在りて、遠く兩朝廷を統べ、尙ほ韓土管領をも指親し賜ひき、然れども天忍骨尊は、幾何もなくして崩御ましまし、こゝに大和朝廷一阿多朝廷一並びに韓土朝廷の間に於ける楔は脱しぬ、今や三朝廷は個々獨立の姿となれり、大和朝廷及び韓土朝廷の消息は不明なり、たゞ阿多朝廷の盛衰は、朦朧氣ながらも下に脱るが如し。

(六) 阿多朝廷の外交外戦
 塩土翁の琉球結婚策

天彦彦火火瓊々杵尊が、御父天忍骨尊の御言を承けて南下し賜ふや日向國風土記に、西曰杵郡高千穂則ち知舖郷の土人に導かれて、皇孫天降り來ますと記せるが如く、伊弉那岐尊の御血統にして皇族なりと聞ゆる、知舖の領主鹽土老翁は土籠を率ひて迎へ奉りぬ、翁は名を事勝國勝長狭と云ひ、當時隨一の勤皇家なりしが如く、實に天忍骨尊及び彦火々瓊々杵尊の三世に歴仕して忠誠双びおかりき、瓊々杵尊は翁の勸告を容れ賜ひ、木花開耶姫といふ土籠族の女を娶りて日向及び大隅に於ける同族を來し、吾田姫(高城郡合志郷の鹿葦姫)といふ山祇族の女を納れて薩摩及び大隅に於ける同族を服し加世田の郷に長屋宮を興して、日隅薩三國に君臨し、併せて南洋及び西南部支那

山祇族
 土籠族

琉球結婚

阿多朝廷

を經營し賜ひ、後ち崩御ましましければ、今の高城郡水引郷に葬り奉りぬ、所謂可愛山陵とは則ち是れなり、瓊々杵尊には御子二人おはし、御兄君を火闌降尊御弟君を彦火火出見尊と申す父尊御在世の時御弟君をば皇儲に定め賜ひけるが、其の崩御ましまして後、御兄君は御弟君の御位を嗣ぎ賜ふを見て、心よからず思召し、常に御弟尊を凌ぎ苦め賜ひければ、こゝに塩土翁は胃題の如く琉球結婚策を勧め奉りき。そも彦火々出見尊は鹽土老翁の輔翼に頼りて其領土たる日向大隅薩摩に君臨し賜ふこととなり、當時の吾田（鹿兒島灣沿岸一帯の総名）今の薩摩國阿多郡に皇都を奠めて御弟火闌降尊と共に四隣を經營し賜ひけるが、御兄君は陸島を支配して陸島人の意を得賜ひ、御弟君は海島を支配して海島人の意を得賜ひ、御伎倆にも山幸海幸の御差別あり、自然權力の競争起りて相下り賜はざるに至

海幸彦と山幸彦の軋轢

り、竟に其優劣を試みむが爲めに相約して一時職掌を換へ賜ひしが、彦火々出見尊は海幸の御伎倆に失敗し賜ひしに由りて海島人の輕侮を受け賜ひ、火闌降尊は山幸の御伎倆に失敗し賜ひしに由りて陸島人の輕侮を受け賜ひぬ。

故火照命（かればてりのみこと）は海佐知昆古（うみささちびこ）となりまして、鯨廣物（けのひろもの）鯨狹物（けのせまもの）をとり賜ひ。火遠理命（はえりのみこと）は山佐知昆古（やまささちびこ）となりまして、毛織物（けのわたもの）毛柔物（けのなやもの）をとり賜ひき。こゝに火遠理命（はえりのみこと）の兄火照命（かればてりのみこと）にかたみに佐知（さち）（幸の意義にして以て獵して幸を得る釣針又は弓矢等をいふ）を相易へて用ひてんといひて。三度乞はしかども許されざりし。されども遂にわづかにも相易へ賜ひき。こゝに火遠理命海佐知を以て魚を釣らすに都（よつ）に一魚だに得賜はず。また其釣を海に失ひ賜ひぬ。こゝにその兄火照命其釣を乞ひて。山佐知も己が佐知佐知。海佐知も己が佐知佐知。今はおのれの佐知を返さむとの賜ふ時に。その弟火遠理命汝の釣は魚を釣りしに一漁を得ずて。

遂に海に失ひてきと答へ賜ひき。されどもその兄強ひて乞ひはたり賜ふ。故ろの弟御佩させる十拳劔を破りて五百鈎を作りて償ひ賜へども取らず。また一千鈎を作りて償ひ賜へども受けず。猶その正本の鈎を得むとすの賜ひけり。こゝにその弟泣き患ひて海邊に居ます時に。鹽椎神きて問ひて。いかにぞ虚空津日高の泣き患へ賜ふゆへはとまをしければ。我れ兄と鈎を易へて其鈎を失ひぬ。かくて其鈎を乞ひ賜ふからに多の鈎を償ひしかども受きて。猶その本鈎を得むとの賜へるゆへに泣き患ふと答へ賜ひき。こゝに鹽椎神我れ汝命のために善議をせむといひて。即ち無間勝間の小船を造りその船に載せまつりて。教へて。我れその船を押し流さば。やゝ暫し社てませ。御路あらむ。乃ち其道に乗りて往ましなば魚鮮の如く造れる宮室あり。それ綿津見神の宮なり。其神の御門に到りまさは傍へある井の上に湯津香木あり。故その木の上ましまさば。その海神の女見て相議らむといしき。故敢のまにくに行ましけるに備に言の如

流球城

くなりしかば。即ち其香木に登りてましましぬ。こゝに海神の女豊玉毘賣の從婢玉器を持ちて水を酌まむとする時に。井に光あり。仰ぎ見れば壁はしき壯夫あり。いと異奇とれもひき。こゝに火遠理命その婢を見て水を待まく乞ひ賜ふ。婢乃ち水を酌みて玉器に入れて貢進りけるが。こゝに水を飲み賜はずして御頸の瓊を解かして口に含みて其玉器に唾き入れ賜ひし。こゝに其瓊器に著きて婢瓊を得離たず。故瓊を著けしまゝ以て豊玉毘賣命に進りぬ。すなはち其瓊を見て婢に問ひて。もし門外に人ありやとの賜ひしかば。我が井の上の香木の上に人あり。いと麗はしき壯夫にまし我が王にもまさりていと貴し。故その人水を乞ひけるゆへに水を奉りしが。水を飲まずて此瓊を唾き入れ賜ひし。これ得離たぬ故に入れしまゝ將て來て献りぬと答へ曰しき。こゝに豊玉毘賣命あやしと思して出て見て乃ち見感で。見合て。その父に白して吾門に麗人いますと賜ひき。こゝに海神自ら出でて見て。この人は天津日高の御子虚空津日高といひて

即ち内に牽き入れまつりて。美智（海賊一名海獺）皮の疊八重を敷き。亦絶壁八重をその上に敷き。その上にませまつりて。百取の机代物を具へて御饗とし。即ち其女豊玉毘賣を婚せまつりぬ。故三年といふまでに其國に住み賜ひけるが。こゝに火遠理命その初事を思して。大一歎し賜へり。故豊玉毘賣命その歎きを聞かして。その父に白して三年住み賜へとも恒に歎かすことは無かりしに。今夜（昨夜）大一歎し賜ひつるは若し何か由あるにやと申し賜ひければ。故その父大神その智夫に問ひて。今日我が女の語るを聞けば。三年ましませども恒に歎かすことは無かりしに。今夜大歎し賜ひつるは若し由あるにや。また此處に到りませし由は奈何にぞとの賜ひさ。すなはち其大神に備さに其兄の失釣を討れる状を語り賜ひき。是を以て海神悉く大小の魚を召ひ集めて。若しこの釣を取れる魚ありやと問ひの賜ひぬ。（古事記）

愈々禰らすと曰しき。たゞ赤女（網名）このさろ口疾ありて來ず。固ひて之れ

を召してその口を探れば。果して失せたる釣を得き。（日本紀）

その綿津見大神誨へまつりて。この釣をその兄に給はむ時に言ひ賜はむやうは。淡煩鉤―須須鉤―貫鉤―宇流鉤―といひて後手に賜へ。さてその兄高田を作らば汝命は下田を營り賜へ。その兄下田を作らば汝命は高田を營り賜へ。しかし賜は、吾れ水を掌るゆへに。三年の間に必ずその兄貧窮なりなむ。若し其れしがし賜ふ事を怨みて攻戦は。鹽盈球を出して溺らし。若し其れ愁ひまをさば。鹽乾珠を出して活け。かく惚苦め賜へとまをして。鹽盈珠と鹽乾珠并せて兩箇を授けまつりき即ち悉く和邇魚を召ひ集めて。いま天津日高の御子虚空津日高上國に出で幸さむとす。誰は幾日に送りまつりて覆奏さむと問ひの賜ひければ。故かのく巳が身の尋長のまに。日を限りて白す中に。一尋和邇は僕は一日に送りて即ち還り來なむと白しぬ。かれ其の一尋和邇に然らば汝送りまつりてよ。若し海中を渡る時にな惶畏せまつりやと告りて即ちその和邇

の頸に載せて送り出しまつり。故ちぎりし如く一日の内に送りまつりぬ。その和瀬返りなさむとする時に御佩せる紐小刀を解かして。その頸に著けて返し賜ひき。故その一尋相違は今に佐比持神といふなる。(古事記)

佐比持神

是を以て備さに海神の教言の如くして。その鈎を與へ賜ひき。故ちれより以後いよく貧くあり。さらに荒心を起して迫め來にき。攻めむとする時に鹽盈珠を出して溺らし。うれ愁へまをせば鹽乾珠を出して救ひ。かくして惚苦め賜ひければ。稽首て白さく。僕は今より以後汝命の遺儀の守護人となりて仕へまつらむと。故今に至るまで共溺れし時の種々の態(吠聲身振歌舞謠等種々の古禮)絶へず仕へまつるなり。(古事記)

火闌降尊の屈服

かく御兄弟等しく其職掌に堪へ賜はざりしが故に、相ひに職掌を復舊し賜ひき、然るに彦火々出見尊は海幸上の重器を海島人に奪掠され賜ひて、新製のものを以て返し賜ひしかば、火闌降尊は大

に憤りて受取り賜はず、其數を夥しく倍して償ひ賜ふり、さらば承引き賜はずして唯葎器を催り賜ひけるに由り、彦火々出見尊の御憂悶は一方ならざりき、さても鹽土老翁は是れを聞き、海幸の重器を掠奪したるは琉球人なることを悟り、一は其れを搜索するの術として、一は火闌降尊を制するの方便として、琉球王女を娶り賜ふべきの策を勧め奉れり、彦火々出見尊は其の慇懃に従ひて無目堅間の小船に乗りて、琉球島に渡り、遂に島王(伊邪那岐尊の血統にして後ち天孫氏と稱し久しく王位を世襲して終に保元年間源爲朝に降伏し琉球王位を其子敦尊に譲れり)の娘豊玉姫と婚して深く島王に歡心を結び賜ひ、終に海幸上の重器を掠奪され賜へし事、并びに御兄火闌降尊の不悌なる事を委細に打明け賜へり、因て島王は直ちに嚴命を下して吟味しければ、奪掠者は其威

豊玉姫

光を恐れて即刻白上に及び、重器は天彦火々出見尊の手に戻りき。然れども尊は鳥王の勸告を容れて尙ほ琉球の文物武藝を習はせ賜ひ、止まらずこと三年の久しきに到りけるが、竟に望郷の念頗りに動きて懷舊の思に堪へまざるに及べり、されば豊玉姫は御容色の常に異れるを怪しみまし、父王に語り賜ひければ、鳥王は尊を擧きて其の由を問ひ奉りぬ、こゝに尊は心中を包まらば述べ賜ひけるに、鳥王もろゝろに御氣の毒と思召し、豊玉姫を諭して御歸郷に御同意おらせまし、速かに供奉の手筈を定めけり、御訣別に際して種々の政略を教へ奉り、又隨としての測潮器測汐器を授け奉り、而して佐比持神をして奉送させ賜ひけるが、一日にして阿多高天原に到り。供奉の御賞として寶劍を賜はりて、復り申しき、こゝに琉球は阿多高天原の藩屏と爲りけるなり。

隼人

古事記及び日本紀は、陸島人を土蜘蛛熊蛇及び鳥等の如き山野動物に喩へ、海島人を鰐鯨龜及び鯛等の如き河海動物に偶せると等しく、事々物々を形容的に叙するを常とせり、特に彦火々出見尊の琉球行本文に至りては徹頭徹尾偶言を以て述べたるを以て、讀者は其の心して文字外の意義に解釋すべし。

結婚策の
成効

彦火々出見尊は既に琉球に於て比較的開明なる文武術に通じ、祖道には舅王より種々の政略を示され、且つは測潮器測汐器を贈られ、而して陸島人には舊來名望を有し賜ひて、今や海島人たる琉球民族は大王の御婚君として仕へ奉りければ、御歸郷の後暫らくにして火蘭降尊を威服し、終に子孫親族永々天皇の守護人たることを誓ひ賜ふに到らせ賜ひぬ、所謂隼人は即ち火蘭降尊の苗裔にして、古典に隼人を以て皇居の守護職に充てたるは、由來誠に

遠しといふべし。

塩土老翁の琉球結婚策は遺憾なく成効されたり、腹案の通りに好結果を奏したり、先に彦火々出見尊と火蘭降尊の御園牆にして久しきに亘りたらむには、海島人又は陸島人の瘳奸なる族長の、機乗すべしとして、起ちて大權を争ふこと、鏡にかけて見るが如し、されば天位は頗る危殆に陥りしものといふべく、一旦大勢にしてかゝる非速に向はゞ、塩土老翁と雖もよく如何すること能はざりしや必せり、其然るを知りてか夙に琉球結婚策を勸め奉りしは、翁が上智の人なりし一證あらむか、而して皇室の今日に傳りて光を日月と競へる所以のものは、翁の計略に由れること決して尠しとせざるなり、翁は疑ひもなく皇室大勳功者なりと稱すべし。

結婚策の
成功

皇室の大
勳功者

南洋來往
の杜絶

玉依姫

琉球の既に内属するや、阿多朝廷の威權は一時大に南洋に振へり、臺灣島より呂宋島を経て西は天神民族の故郷なる西南部支那に及び、南は比利賓群島に達したり、然れども須臾にして、豊玉姫尊は彦火々出見尊の御勳止を憤り賜ひ、琉球へ還りて交通を謝絶し賜ひければ、こゝに南洋來往の路は杜絶されたり、後ち彦火々出見尊は意中を歌によせて、使者に托してしばし招き賜ひしかば、豊玉姫の御心も和ぎて今更に纏綿の情に堪へ賜はされども、一旦にして年來の確執を忘るゝを潔しと思召得させ賜はせ、たゞ慕はしきといふ御意を御返歌によせて知らせ賜ひしのみなりしが、御子のことは得思ひ絶へ賜はで、暫らくにして御妹君玉依姫尊に御言よせ賜ひて阿多高天原に上らせて、御子の傳母とは爲し賜ひき、然れども南洋交通の道は依然として開かれざりしが如し。

こゝに一言すべきは、彦火々出見尊が和邇に乗りて渡海し賜ひしといふ記事なり、余輩は和邇なる詞を以て海島人を形容的に名けたるものと爲し、眞の鰐を指せるに非ざれば信せれども、復た熟考すれば必き然るべしと斷言し得ざるを知る、も牛一馬一鹿一及び象等の属を使役するは、古今東西の人種が普通とする所にして、中には虎一豺一犀一豹一熊一及び狼等の属を馴らして巧みに種々の藝を教ふる者さへあり、而して是の野獸を狎れしむるの一事は特に野蠻人の得意とする所にして、文明人種は遠く及ばずといふ、陸島野蠻人の陸上動物に對するや既に斯の如し、されば海島野蠻人が海上動物を遇するも亦然るを得べしとせむか、太古の海島野蠻人は鰐一水牛一及び海馬を馴らして使役せしやも知るべからず、特に船なるものを發明せざるに當りては、以て渡海の用

海島人は海馬に跨る

鰐魚を養ふ

に供せしものと解するを得べし、陸島人は陸馬に乗りて陸上を走り、而して海島人は海馬に跨りて海上を渡るといふ、是れ至當の理窟なり、大古野蠻人にして鰐を以て渡海の用に供したるものありとするも、決して怪しむに足らざるなり、且つや南史に「城の溝中に鰐魚を養ふ」の句あるを見れば、彦火々出見尊が鰐に乗り賜ひしといふの記事を主觀的に解釋するも、別に不都合には非らずとす、然れども古事記及び日本紀に兎が鰐に乗るといふ形容あるに従ひ、又佐比持神といふ神名に考へ、尙彦火々出見尊が劍を授け賜ひし事を思へば、寧ろ邇仁を以て海島人と爲すかた穩當なるらし、由て余輩は此の説を採れり。

天高日子火々出見尊の御治世は支周朝の宣王一幽王一并びに平王の時代に亘りしならむ。

こゝに海神の女豊玉毘賣命自ら參出て。妾はやくより妊身て居つ今は産時になりぬ。此を念ふに天神の御子は海原に生みまつる可きにわらず。故參出て來しと白し賜ひき。かれ即ちろの海邊の波限に鶴羽を以て葺草として産殿を造りぬ。ここにろの産殿まだ葺き合へぬに。御腹の急るに忍へ賜はざりければ。産殿に入りましてかれ方に産みまさせむする時に。ろの日子に白して。凡て他國人は臨産時に本國のかたちをもて産みぬ。妾も今本身をもて産まむとす。妾をな見賜ひすと願き賜ひぬ。こゝに其言を奇と思して。ろの方に産みませるを竊かに伺ひ賜へれば。八尋和邇となりてはひもこよひき。即ち見驚き。畏みて遁け退き賜ひき。こゝに豊玉毘賣命。ろの伺ひ見賜ひし事を知らして心恥しとおもほして、乃ちろの御子を生み置きて。妾恒に海道を通して往來と欲ひしを。しか吾が形(産狀)を伺ひ見賜ひしことは是れいと忤しと白して。即ち海坂を塞へて返り入りましき。(古事記)

この後豊玉姫ろの御兒の端正を聞しめして。心いと憐重とをもほして。また歸りて養まつらむとをもほせしが。義に於てよからずとて。故女第玉依姫を遣りて來らして養まつらしめ賜ひき。(日本紀)

鶴茅草葺
不合尊

豊玉毘賣尊が天津日高日子波限建鶴茅草葺不合尊を生み賜ひつる事、天彦火々出見尊と豊玉毘賣尊が不和を生じ賜ふ事、及び玉依毘賣尊が御姉君の衣托に由りて天津日高日子波限建鶴茅草葺不合尊を養育し賜へる事等は上文に因て明白なり。後ち彦火々出見尊は御領地を徇歴し賜へる際に崩御ましましければ、日向高屋山上陵(大隅國肝屬郡鷹屋郷)に葬り奉りぬ、現に同郡北方村國見嶽には國見權現として尊を奉祀せり。

國見權現

この天津日高日子波限建鶴茅草葺不合尊。ろの御姨玉依毘賣命に娶ましき。生みましし御子の名は。五瀬命。次に稻水命。次に御毛沼命。次に若御毛沼命。

亦の御名は豊御毛沼命。亦の御名は神倭かむやまと伊波禮毘古命。(古事記)

鵜茅草葺
不合尊の
山陵

阿多朝廷
の外戦

天日高日子波限建鵜茅草葺不合尊は御姨君玉依毘賣尊を娶りて四皇子を擧げまし、後ち領土を徧歴し賜へる際、大隅國吾平に御滞留中に崩御ましましければ、大隅國始羅郡今の肝属郡の境に名村中の嶽に葬り奉りぬ、所謂吾平山上陵とは則ち是れなり。天日高日子波限建鵜茅草葺不合尊の御治世は支那周朝の平王一桓王一並びに莊王の時代に亘りしならむ。

託宣集には、彦火々出見尊の御治世に異國の凶賊襲來して、高碓之城に合戦あり、葺不合尊の御治世に異俗降伏の事七個度なりと記せり、是等は如何なる合戦なりしや、何種族が何の爲めに來侵せしや、頗る不明なりと雖も、土蠻の猖獗、諸韓族の南下、吳民族の東下、南洋人の北上等を含めるは勿論ならむ。

結 論

神代國威の綜合的概念

版圖

日本建國の版圖は畿内一東國(伊賀伊勢志摩尾張三河近江美濃飛彈信濃若狹越前加賀能登)一山陰道一山陽道一南海道一九州一朝鮮一樺太一滿洲の一部一琉球一臺灣一澎湖一呂宋一比利賓群島の一部一馬來半島の一部一西南部支那一其他以上附近の諸小島なりき、この版圖は時々内亂に由りて分烈し又た消長したりと雖も、畢竟兩尊の御血統以外の手に落ちずして三百年許を経過せしが、神代の末世なる鵜茅草葺不合尊の時代に及びてや、内に見れば筑前朝廷は天忍骨尊の崩御ましまして後、間もなく阿多朝廷へ引拂ひ、阿多朝廷の威權は日向一犬隅一及び薩摩の三國に限られ、而

して大和朝廷は諸韓族及び「アイノ」族の叛亂に遭ひて僅に畿内の一部を領するに過ぎず、外を見れば海原管領并に常世管領の威權は等しく衰微の極に達したり。

神代に於て日本領（畿内―東國―山陰道―山陽道―南海道―九洲―其他以上附近の諸小島）に住居したる民族は、第一「アイノ」族、第二「諸韓族」、第三「兩尊民族則ち西胡民族則ち日本民族の祖先」、総て三種なり、日本領は最初「アイノ」族の専有する所なりしが、後ち諸韓族東漸して北陸道山陰道及び九洲の北岸より侵入して、次第に「アイノ」族を壓倒し、終には兩尊民族西南部支那より來寇して、兩民族を制御せんとし、こゝに三民族鼎立の姿を爲して、暫らくは相凌轢したりと雖も、兩尊民族の勇悍なる、能く「アイノ」族并に諸韓族を挫きければ、兩民族は其敵す

民族

べからざるを見て攻守同盟を成しき、然れども共に兩尊民族の歴伏する所とは爲れり、たゞ蠻族の常として反服常無きこと、前節に説けるが如きは亦止むを得ざるなり。

神世に於ては大政單純にして政體簡便なりしを以て、皇居移轉の容易あるは借家人の遷居の如くにてありたらむか、されば本章に伊邪那岐尊及び天照太御神の高天原は大和國十市郡にして伊邪那美尊及び素盞鳴尊の高天原は出雲國島根郡、天忍骨尊及び天彥彦火々瓊々杵尊の高天原は筑前國怡土郡にして大國主尊及び八重事代主尊の高天原は出雲國杵築郡、天彥火々出見尊及び天日高日子波限建鷦葺草葺不合尊の高天原は薩摩國阿多郡なりと記せしが如く、各代の天皇皆一定の都邑を有し賜ひしと雖も、又常に諸州を偏歴し賜ひて、到る所に行在所を設け賜ひき、高天原則ち皇都の

皇居

政體

百六十四

御移轉に至りても、亦容易の業なりしなり。
文武は一途にして政體は、立君族長政治なりき。

宗教

宗教は自由なりしと雖も、概して祖宗崇拜的多神教を奉じ、而して諸神の託宣術として諸種の占卜法を行ひ、特に龜卜を崇めたり、されば兩尊民族の哲學思想は、鬼神説を脱せざりしものと見做すべし。

法律

民事刑事の法は勿論不文にして、一定の成規なく、唯重大の件は所謂習慣法に由りて處斷したりと雖も、恰も腕力は則ち權力なりといふの時代なれば、天皇家長及び上長者は、必ずしも習慣法に拘るべきの義務を負へるには非ざりし、其他小なる事件の如きは判定の正邪寛嚴輕重加減總て其手裏に在りき、されば愛憎偏頗の沙汰も定めし多かりしならむ、かく成規なき是等の處斷は法理上

道法混一

の判定と謂はんよりは、寧ろ道德上の裁定と稱ふるに適すれば、兩尊民族は實に道法混一の期を脱せざりしなり、當時に於ける人情風俗の標準は甚だ卑陋にして、男女間の關係の如きも一夫多妻なるは少數にして多くは多夫多妻なりしと雖も、自然に道德と稱すべきものゝ存するあつて社會を維持したり、即ち人倫の全く飲如たること禽獸に等しき「アイノ」族及び諸韓族の比には非ざりしなり、君臣の間上下の別父子の親夫婦の愛兄弟姉妹の關係及び同族の交誼等、禮を以て是れを正し名を以て是れを明かにするには到らざりしと雖も、忠信孝悌仁義友愛等の尊ばざる可らざるは、感情と理想の自然的發動によりてをばろげながらも覺知したり、されば此の道德に對する賞罰毀譽の典にして史に歴々たるものも尠からざるなり。因に云ふ、古代は刑名を分ちて天罪國罪の二種

百六十五

教育

とせり、想ふに天罪とは天神民於に科する刑罰にして、國罪とは國神民族に科する刑罰といふ意義ならん。

教育は頗る幼稚にして、家庭教育と社會教育の二つ有りしのみ、別に定まりたる教育の坐といふ程のものは無かりき、實に自然教育と名くべきものにして、父祖親族は幼者を指南して、成人と爲し、天皇族長領主百官等凡て上長者たる者は下を導きて、農獵漁工商の發達に益するの勢なりしなり。

租調庸

租―調―及び庸は必要に任せて隨意に徴収し、さて別に一定の法規なるものは無かりしなり。

衣食

「アイノ」族は木葉―樹皮―及び獸皮を被り、菓實―魚肉―及び獸肉を食し、石―角―骨―貝―及び土を以て日用の要具及び武器等を製し、意匠の發動は唯弓箭に現れたるのみにして、野蠻極れる

風俗

状態なりしが、兩尊民族并びに諸韓族は頗る文明の域に進みて、誠に銅器時代の人種にてありき。

兩尊民族は西南部支那より東漸したるものなるが故に、其風俗は該地方に等しく多少は印度及び支那の風俗を受けたる胡風俗と馬萊風俗の混合したるものなり、されば主要なる服装品は衣―裳―帶―帽―褌―笠―笄―櫛―耳飾―頸飾―腕飾―手纏―靴―杖等に
して、中には顔若しくは體に胡粉を塗り、或は所謂文身を好みたる者もありき、主要なる武器は鎗―劔―石刀―石槌―弓―矢―鳴鏑―矢―楯―棒―箠―鞆―鞆等に
して、其他騎兵は馬に跨りて鞍及び鐙等を用ひ、水兵は船に乗りて棹及び艦等を使ひたり、
禮儀は未だ盛ならざりしと雖も、既に其緒に就きたるは明白にして、結婚式―祭典―占卜禮―新嘗式―神嘗式―大嘗式―産儀―誕

禮儀

歌舞音曲

生祝一葬禮等には一定の例規を存せしなり、

歌舞音樂の道は頗る盛なりき、歌には雅謠及び俗謠の二種あり、樂器打器一吹器一及び彈器の三種あり、而して當時に於ける最高等の樂器は詔琴と稱する琴なりし。

文學

文學は極めて卑近なりしが、而も結繩時代及び刻記時代を過ぎて書契時代に入り、尙一步を進み居れり、實に周民族より諸韓民族へ渡り諸韓民族より出雲朝廷及び筑紫朝廷委しく言へば出雲石見伯耆及び肥前筑前の住民に傳はりたる支那の象形文字と外に一層簡便なる表音文字則ち西域記に所謂梵天の四十七字より轉化せし日本民族特有の南蠻字則ち胡字所謂神字を用ひ、而して象字所謂眞字は正に舊物に屬して、専ら用ひらるゝは實に表音字所謂假字にてありしなり、所謂眞字とは

文字

○(日) 〇(月) ●(星) ㄩ(山) 川(川) 又は井(い) 口(ろ) ㊦(は) 等の類にして、所謂假字とは

セ	ヘ	ウ	ヲ	エ	ロ	ナ	ヒ
서	어	이	이	이	이	이	이
ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ
エ	テ	オ	タ	キ	ラ	ヤ	フ
어	더	이	다	이	가	파	하
ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ
ホ	ノ	ユ	ハ	ツ	ネ	コ	ミ
하	나	하	하	하	하	하	하
ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ
レ	マ	ニ	ク	ワ	シ	ト	ヨ
하	마	나	하	하	하	하	하
ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ
ケ	ス	サ	メ	ヌ	キ	モ	イ
하	하	하	하	하	하	하	하
ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ
ア	リ	カ	ソ	ル	チ	ム	ム
하	하	하	하	하	하	하	하
ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ
ア	ガ	ガ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ	ㄷ

にして、濁音字は清音字の左右片中間の肩部に（●）點を施して作れり、則ち卍（ガ）卍（ザ）卍（ヅ）卍（ヅ）卍（バ）等の如し、是れ後世の所謂神字なり、彼の中古に當り、日本民族の固有物たる是の假字文學の發達を觀みすして、渡來の支那文學に心酔したるは、誠に惜むべきなり。

工藝

工藝の如何なりしやは明白ならずと雖も、造家工―葺屋工―石工―泥工―陶工―蔦席工―織工―縫工―鍛工―刀劔工―弓矢工―鞆工―手工―箆工―鞍工―鏡工―楯工―船工―橋工―樂器工―鏡工―玉工―笄櫛工―靴工―造酒家等凡る當時に於ける日用の具必要の器械及び諸飾品に對する工の存したるは勿論なり、唯未開の世の常として分業の法極めて初步に屬し、一人にして數業を兼ね、或は身自ら萬般の工に従事せし者多く、後世に比して其術頗る

漁業
獵業
農業

粗漏なりしといふに過ぎず。

漁業と狩獵を著しく發達したるは言ふまでも莫し。

農業の法は工藝の術と等しく兩尊民族の故郷たる西南部支那若しくは南海諸島の仕方に則りしものならむ。而して伊邪那岐尊伊邪那美尊以下各代の諸尊概ね其發達に努力し賜ひしが故に、極めて速かに進歩したり、其耕耨稼穡の法はさらに今日の法と異ならざりしが如く、耕地を高田（畑）下田（田）の二種に分ち、溝を設け畔を作り、共に肥料を施し、耕耨稼穡の道に於ては毫も缺くる所なかりき、當時に於ける主要なる農産物は米麥粟稗黍大豆小豆麻等なりき、而して牧畜の業も稍發達したるが如し、因に云ふ農事に最も御功勞多かりしは、保食尊及び大宜津比賣尊なりき。

播種植樹の道則ち今日の所謂山林術の如きも頗る發達したり、特

山林術

養蠶織物紡績染色術

に此道に御切勞多かりしは、素盞鳴尊御父子にして、當時に於ける主要なる樹木は、槽―杉―披―松―桑等ありき。養蠶の業は已に開けたり。

絹布―麻布―并に綿布は既に織出されたり、されば紡績術の存せざる可らざるは勿論にして、彩色術―染色術―及び畫術は好しや卑近なりとするも發明せられしを疑はざるなり。

刀劍に鉄製のものあり鏡及び鏃に銅製のものありしは、世人の普く知る所なれば敢て言はず、實に両尊民族は已に鉄及び銅を以て諸器具を造り、又稀には金及び銀をも用ひたり、則ち採鑛冶金の術は頗る發達したるを知るべし、されば又貨幣の如きも鑛物を以て製したるは明白なり。

辰韓鉄を出し。濊―倭―馬韓並に従ひて之に市す。凡る貿易は

採鑛冶金

商業

皆錢を以て貨と爲す（後漢書）

商業は未だ盛なるには至らざりしと雖も、有無相通の法として不便無きまでには達したり、實に商業といふ名目を附すべき發端の域に在りしなり、されば餘れる物を與へて足らざる物に易ふる者もあり、主要なる物貨たる稻又は魚等を以て物價の標準として相交換する者もあり、石錢―具錢―珍木錢―魚骨錢―鉄錢―及び銅錢等を用ひて交換の媒介とする者もあり、地方の情勢―人種の異同―及び職業の状態等に従ひて、種々方法を異にせしならむ、而して、概して言はば「アイノ」族は甚だ野蠻にして少しも鉄及び銅の用法を知らざりければ、物を以て物に換ふるを普通とし、或は獸皮若しくは魚類を以て物貨の標準として交換することもあり、又は石錢―具錢―及び魚骨錢等を以て貨幣としたることもあるべき

貨幣

に止まるべしと雖も、兩尊民族及び諸韓族は銅器時代にまでも歩したる人種なれば、前節に述べたる稻文錢及び稻文銅錢を用ひて交換の媒介に供したるは事實なりといふべし、唯當時鉄并びに銅の産出極めて少かりしを以て、兩錢鑄造の額も亦多からずして普く四方の需用に充たすには足らざりしと、且つは各地は総て分立割據の勢にして個人彼此の交信も一方ならず不便なりしかば、其流通は十分の効を奏するに到らず、故に止むを得ずして兩民族も「アイノ」族と同様の交換法若しくは賣買法に出でたることも珍しからず特に「アイノ」族との取引に於ては必ずや然せしなるべし、然れども獨り兩尊民族のみに就て言はば、初めは餘れる物を以て足らざる物に易へ、次には稻を以て物價の標準として相交換し、次には石錢又は具錢等を用ひて交換の便利を計り、終には

鉄錢及び銅錢を鑄造し、後ち人皇の世に及びては銀錢を鑄造することとなるなり、されば古代の錢に稻文を記したるは明かなる事實にして現に稻文銅錢なるものを存せり、所謂菊文銀錢の菊文も稻文の一種なるべきか、尤も稻文錢の前には無交錢を用ひたりと見へて世に古文鉄錢なるものも傳はれるあり、是に於てか値「ね」は稻の意義にして價「あたひ」は當値「あてね」則ち當稻の轉訛なるべく、そは稻「いね」なる詞の「い」は發語にして「ね」が本義あるに鑑みて誤なしといふ説の眞實なるを知るなり。

醫藥
攘災
占卜

醫（人醫獸醫）藥禁厭の法は兩尊時代より存したりと雖も、其の頗る進歩したるは大國主尊の御世なり。
神代の占卜術を考ふるに大事を判斷するに祭壇を設け琴を彈じて神の託宣を祈れり、是れ最高等占卜術にして、其の他龜卜及び星

ト等の數種ありしが如し。

神代の男女は同權なりし、否單に權利の同等なるのみに非ずして其の智其の徳并びに其の勇に於ても實に優劣なかりしなり、斯くありてこそ眞の男女同權と言ふべけれ、皇后には伊邪那美尊あり、女皇には天照太御神あり、外交官には天宇受賣尊あり、司農官には大宜津比賣尊あり、其他比賣神則ち女尊の身を以て重要な職に當り能く其任務を全ふして名を竹帛に垂れたる者は、本書に記せし者のみとするも頗る多數なるを見む、眞に枚擧に遑あらざるなり、而して是の美風俗の餘韻は、後世に至りて女氣を鼓舞せしこと決して少々に非らずとす、神功皇后―橘姫―物部麁鹿火の妻―紫式部―小式部内侍―巴御前―板額女―楠正行の母―明智光秀の娘―小野お通―加賀の千代―春日局―近くは會津藩の女丈夫等

女權

の如き、今人の口吻に上れる女傑等は、皆其遺風より生じたる者といふべし、太古に於ける女傑の輩出は末世に至りて女傑を出すの源因とはなれるなり、日本女子の祖宗は夫れ斯の如し、今日の日本女子は固より祖宗を辱めざるべしと雖も、尙少しく振ふて可なり。

3/65

明治廿八年十二月廿五日印刷

發行

(定價四十錢)

本郷區森川町一番地

著作人 荻村金三郎

本郷區西片町十番地

發行人 古澤康吉

本郷區湯島天神町一丁目十三番地

印刷者 關 皐 作

同

印刷所 博文閣

日本橋區通三丁目

發兌書肆 丸善株式會社書店

